

事、

但本文荷物數之儀は、百俵未滿之内、身分等之差別に不<sub>レ</sub>拘、其家之人數高にて相定候事、

- 一前同斷、九人、八人之家族は明荷二駄、行李二ツ丈は、御積込被<sub>レ</sub>下候事、
- 一前同斷、七人、六人之家族は明荷二駄、行李壹ツ丈は御積廻し被<sub>レ</sub>下候事、
- 一前同斷、五人、四人之家族は明荷二駄丈ケは御廻し可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候事、
- 一前同斷、三人以下は明荷壹駄、行李壹ツ丈御積廻し被<sub>レ</sub>下候事、
- 一前條百俵未滿之者、荷物船賃之儀は、江戸並清水湊之方とも、是又御入用に御取計被<sub>レ</sub>下候事、
- 一諸荷物清水湊何岸の水揚、陸路運送之儀は百俵未滿之者は是又御入用にて御取計被<sub>レ</sub>下、右より以上之者は自分金差出可<sub>レ</sub>申候、尤右金取纏め方、引渡方等は三ヶ條目之振合相心得可<sub>レ</sub>申事

辰 八月

如何に貧窮したとはいへ、永年の江戸住ひに、明荷の一つや二つに家財道具一切を詰め込むことは出来な<sub>レ</sub>。だがそれ以上となれば自費で運ばなければならぬ。百俵以上の士といへども、富有といふわけではな<sub>レ</sub>。荷物運賃一切自辨は苦しかつたに違ひない。出来るだけ家財を處分して、主家の下へ、無祿も厭はず、行先の生計の目あてさへも定かでないのに、住み馴れた江戸を後にする旗本及びその家族の心情は氣の毒と

いふもあまりある。それでもなほ無祿願ひを出す者は決して少なくなかつたのである。

三

寄合・小普請の者で移住せんとする者、暇を乞ふ者、その何れにしても、主家としてはその落著くところを明かにする義務がある。彼等の多くは、東照宮以來の主従である。組頭がその部下の者の「高姓名家事見込」を記した一書がある。

高百貳拾五俵の海野道太郎二十七歳は、淺草元鳥越民政裁判所御普請役小池謙三郎方に同居して病んでゐた。朱書して大病とある。父爲之助五十二、母三十八、弟力三郎十一の外に六つと三つの妹がある。彼は御暇を願つた。その調べに

「一昨年大病に付、弟力三郎、順急養子相願候手續之處、未行届兼候折柄、此御時節に罷成候故、先般御暇奉<sub>レ</sub>願置、爲之助は田舎江引込、萬事小池謙三郎引受罷在候事」

父爲之助は、上總國山邊郡田間村郷土田邊彌惣方へ罷越し、農業を營むとある。これは歸農と見做すべきであらう。



高三拾俵貳人扶持の長谷川林介三十三歳は、淺草三筋町に住んでゐたが、妻三十八歳との間に十九・十三・十の三人の男の子と十七になる娘とがあつた。彼は無祿にて御領地に罷越したき旨願ひ出た。

「林介儀、是迄御代官手附出役相勤候、此度出役御免に相成候處、民政裁判所へ度々沙汰有之、再勤候様との事之由に候得共、當人堅相斷、病氣之積りにて引籠罷在候、隨分手堅人物に候事」

新政府に仕ふることを潔しとしなかつた幕臣の一人であらう。

この書はそこに添付してある紙片の脱落したものもあり、無祿の者と暇を乞ふ者との比較は出来ないが、大體七十名あまりのうち、兩者相半ばするといつてよい。主家の跡を慕つて、駿河に行かうとする者は、この年の八月から九月にかけて、續續出立したらしい。前掲の八月の布達に示された方法で、すべての者が出立したかどうかは明かでないが、大體混雜する陸路を避けて、海路を選んだものらしい。次ぎに掲げるのは、その届書である。

出立御届書

伊豆國附大嶋

神社丸 多 吉 船

右宿東湊町

市川屋甚右衛門

右者私儀駿河表江移住仕候ニ付、今十九日書面多吉船江乗組、風順次第出帆仕候積に御座候、依之此段御届申上候、以上

九月十九日

御組勤仕並

村田兼三郎

彼等がかく駿河へ旅立ち、江戸を見棄てた頃には、すでに江戸の名も永久に消え、東京と改められてゐた。俗に八萬騎と稱せらるる旗本の士が、お膝元の威光を笠に著て、永い間わが世の春を謳歌した江戸は、彼等が田舎士と嘲つた人人の手に依つて、その再建が始められんとしてゐたのである。(昭和十六年十月七日)



## 維新農村の社會的不安

明治維新の經濟轉換期と今日の情勢とを比較すれば、そこに多くの似た現象を發見することも出来るが、他面において著しく違つた狀況も看取し得る。殊に前者は封建的統制經濟から自由主義經濟への轉換であり、後者は自由主義經濟から戰時統制經濟への轉換であるから、そこに兩者の根本的差異が存してゐた。明治維新直前にあつては、一般に未だ社會がどうなるのか十分の見透しがなく、黒船の來航に依つて一方海外市場が徐徐に國內經濟へ影響を與へ、物價高を生じ、一部に好況をみながらも、他方政治的不安が強く、何となく重くするしい空氣が瀰つてゐた。特に地方においては年來の生活難の上にいるいろいろな負擔が過重になつて來たから、一層その社會的不安は大なるものがあつた。

國內における軍備擴充の必要は當然その資源を民衆の間に求めなければならず、幕府は勿論各藩共に民間から徵發する資金・物資・勞力は擴大されざるを得なかつた。富豪達に課した御用金のやうなものはいふまでもなく、一般農村から取り上げた物資や勞力も少なくはない。例へば御臺場を築くにしても、その材料として無數の俵を必要としたが、それらは關東地方の各農村から村高に割り當てて徵集したもののやうである。

それらの人足も亦農村から召集されてゐる。

かうした軍事的負擔の増大は今日の方が勿論遙かに大ではあるが、維新の頃にあつてはそれとは違つた社會的不安が大きかつた。嘉永・安政の頃から攘夷運動が熾烈になると共に、各地に浪人志士の横行が烈しくなつて來た。幕府の權威が地に落とると、それらのうちには似て非なる志士浪人輩が少なくなき、幕府の力では到底これを取締ることが出来なかつた。その頃の農村文書のうちには、浪人草鞋錢帳といつたやうなものが残つてゐる。大した金高ではないが、後から後から絶えずやつて來るかうした浪人達を止宿させたり、草鞋錢をやつたりすることは、それでも困窮してゐる農村にとつて少なからず迷惑なことであつた。

上州伊勢崎領を始めその他の村村では各村が合同して、浪人合力止め世話村なるものを定め、次ぎのやうな議定書を取り交した。

### 「議定書之事

近年諸勸化、浪人并難澁之者共多く參り、村、難澁ニ付取極左之通、

一御免之外諸勸化一切請不<sub>レ</sub>申候、

一浪人并難船之者江合力一切差出不<sub>レ</sub>申候、

一新規之御師請不<sub>レ</sub>申候、



今日でも皆無とはいはれまい。  
かうしたことが農村の疲弊を増大したため、これらの農村は止むなく結束して自衛的にこれに對抗したのであつた。この対策が成功したかどうか、未だそれらの資料を調べてゐないから何ともいへないが、恐らく大した効果を挙げ得なかつたらう。他のところでもかうしたものが発生したかどうかは知らないが、かかる現象がこの地方に出現したといふことは、それだけ當時の農村不安の大であつたことを物語るものである。

(昭和十七年六月二十二日)

附 各々行暮候て宿相願候共、止宿決して不<sub>三</sub>申付<sub>二</sub>候  
右は凶作打續村<sub>ニ</sub>難澁<sub>ニ</sub>付、御百姓取續<sub>□</sub>浪人并難船之者江合力不<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>筈、縦令可<sub>レ</sub>出義たり共、村々相談之上可<sub>三</sub>差出<sub>二</sub>、勿論從<sub>三</sub>御公儀<sub>ニ</sub>度、御觸書有<sub>レ</sub>之、猶又御領主、御地頭も嚴敷被<sub>三</sub>仰渡<sub>二</sub>も御座候間、右等之類參り、彼是六ヶ敷申者於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之は、其所<sub>ノ</sub>可<sub>三</sub>申立<sub>二</sub>候、其入用何程相掛候共、組合村<sub>ニ</sub>石高割を以差出可<sub>レ</sub>申<sub>筈</sub>、若心得違にて一己にて右勸進物合力等出候村方有<sub>レ</sub>之候ハ、萬一之入用其村方<sub>ノ</sub>差出可<sub>レ</sub>申<sub>筈</sub>、

右之通取極仕候處相違無<sub>三</sub>御座<sub>二</sub>候、爲<sub>三</sub>後日<sub>ニ</sub>議定依而如<sub>レ</sub>件

┌

なほ伊勢崎領新井村以下十四ヶ村では、會合日・世話村等を定めた。この組合に参加した上州の村々は八十六ヶ村で、稻荷山・福嶋村・芝町などが會合寄場村とされた。時は安政七年二月のことである。

新規勸進や浪人者は農村を衰微させるものとして徳川氏の法令の嚴禁するところである。しかし他の多くの法令と同様實施は殆ど不可能であつた。しかし政府の威權も強く、世の中も平和であつた時代にはさまざまのこともなかつたが、世の中が不安になり、人心も動搖して來ると、その人心の間隙を利用して寺社などの勸進も増大したのであつた。一方寺院の梵鐘なども鑄潰して大炮を鑄造しようといつてゐる騒ぎの中に、他方夷敵退散の祈禱のためとか何とか稱して、新規の建立勸進なども行なはれてゐたのである。こんなことは



## 總州岩井合戦

一

慶應四年四月二十日、下總國猿島郡岩井宿で官軍と賊軍との間に衝突があつた。豫て賊軍がこの方面に集結してゐることを聞知した官軍は、下總國關宿が利根川に臨み、交通の要地であるから、先づこれを占據すべく、參謀伊地知正治に薩摩・長州・大垣三藩の兵三百餘を引率させ、十九日に關宿に至らしめた。關宿は久世侯の城下であり、何れかといへば關東勢即ち賊軍に好意をもつてゐた。

當時江戸市中を呼び廻つて賣り歩いた瓦版に、こんな記事が出てゐるのもこの頃のことであらう。

「○せきじゆく古河のはなし

一せきじゆくこが廿一日同廿二日ごろせんそうにあいなるべくむね申きたり候、たかせふねす十そう、せきじゆくぜう下へんへつなぎをり候所、のこらずあいづよりひきはらわせ候よし、右はしんぎあいわからず候へども、きゝいれ候に付、このところへのせしるせるなり」

賊軍は會津勢ともいふが、多くは脱走兵であつたらう。報告には賊徒千六百ぐらゐと記してゐるが、要するに烏合の勢に過ぎない。關宿の對岸境宿を経て、土浦の方にいく途中、四里ばかりのところにある岩井といふ小驛に屯して、大いに氣勢をあげてゐた。

官軍が關宿に著くと聞くと、これを迎撃せんとした。多分關宿城にある同情者の内應をあてにしてゐたのであらう。

官軍は翌二十日進撃の策を立て、朝六時行動を開始し、境で幸手宿の方から來た友軍と一緒になり、岩井に向つて進軍した。砲五門を有してゐた。

賊軍は街道筋に田地を中にして南北に散開して待ちうけてゐた。兩軍相會した頃はもう八時を過ぎてゐた。官軍は大垣軍と大砲隊を中央にして、薩軍と長軍とを左右に展開し、包圍するやうにして、これを砲撃した。賊軍はかなり頑強に抵抗したが、何分にも烏合の衆ではあるし、武器においても遙かに劣つてゐたので、遂に撃破され、遠く散逸した。

官軍は死傷僅かに四五名であるのに、賊軍の死者のみで百三十人を算へてゐるのを以つてしても、兩軍の武器の相違の甚だしかつたことを推測することが出來よう。

官軍はさらに追撃に出でようとしたが、賊があまりにも遠く四散してしまつたので、その夜は岩井村に一



泊して、翌二十一日境へ引き挙げた。「驛中悉逃去り、居人絶てなし」と伊地知は記してゐる。

二

戦争が済んで、兵が引き挙げてしまふと、沿道の村村の農民達も、だんだんわが家へ歸つて来る。戦場に遺棄された物品を著服する者が多かつた。さういふ噂があまり甚だしくなつたので、拾得品取調べを農兵小頭に命じた。

農兵といふのは、所方方で小さい戦争が行なはれ、兎角物騒だつたので、一部の農民に武器を貸與して、萬一の時に備へたのである。こんな證文がある。

「差上申一札之夏

- 一 御鐵炮 和流元込筒 三丁
- 一 管 三
- 一 早合 三十筒
- 一 鉛 九百目
- 一 合藥 四百五十目

總州岩井合戦

右之通下郷猿島農兵江御下ヶ被下候處、難有奉拜借候處、大切ニ取扱仕候、然ル上ハ御上様御用之節ハ、右鐵炮持參、早々出勤可仕候、爲後日差上申一札仍而如件

官軍で作つたのか、領主が命じたのか。多分領主であらうが、實際にどれほど役に立つたか。恐らく何の役にも立たなかつたらうが、自警團ぐらゐの効果はあつたかも知れない。

農兵小頭が拾得物を調査して「岩井村戦争之節拾物取調差上帳」を提出したのは、同年八月であつた。慶應四年は四月に閏月があるから、戦争が済んでから五ヶ月目である。頗る悠悠たるものである。その内容は次の如し。

一 鐵	炮	貳挺	矢作村	百姓	平治右衛門
一 同		壹挺	邊田村	百姓	佐兵衛
一 同		壹挺	同	百姓	八左衛門
一 劍		壹本	同	百姓	忠兵衛
一 鎗		壹本	長谷村	百姓	久左衛門



慶應四年辰八月  
下郷  
御支配様

ここに掲げられたものは勿論拾得品の全部ではあるまい。戦争に依つて思はぬ拾ひ物をした者もあらう。だが他方家を焼かれ、家財を失なつた者も少なくあるまいが、その損害は誰が補償したか。新政府の體制も未だ整はぬ時のこと故、恐らくそのまま泣き寝入りになつたのであらう。あるひは何らかの對策を講じたかも知れないが、その場合どういふ處置を採つたかについては、未だ資料が見つからない。

(昭和十六年一月二十九日)

百戸村農兵小頭 倉持左一郎

一鐵	十手	壹本	岩井村町分	百姓	要助
一花色紋羽織	貳枚				
一淺黄フランケン	壹枚		同	百姓	重右衛門
一脇差	鞘	壹本	同		喜八
一萌黄紋羽織		壹枚	同	喜兵衛借家	竹治郎
一流頭(?)		貳枚	同		中村甚治郎
一荷	繩	壹懸ケ			
一皮	踏	壹組		百姓	庄兵衛
一螺		壹ツ	吉原庄左衛門借家		小八
一鐵	炮	壹挺	岩井村在分	百姓	庄兵衛
一同		壹挺	同		半右衛門

右者當四月中、下郷岩井村戦争之節、見付候品、下郷村、取調方被仰付候ニ付、書面之村、取調奉差上候、以上、



## 藩制一新

一

明治維新の時も今と同じやうにすべての古い陋習を打破して、新しい社會を作らうとした。従つてあらゆるものがその形態を變化して、新しい形式を採用した。形ばかり新しくて内容の一向變化しないものもあつた。番頭を事務取締と改稱した商家もあつた。何事も「御一新」であつた。この言葉は丁度今の「新體制」に匹敵するものである。

幕府時代から經濟的には行詰り、政治的には腐敗し切つてゐた各藩がそれらを打開するために、何らかの方策を採らんと欲してゐたことは明かである。しかし改革しなければならぬことは解つてゐても、それをどういふ風に改革したらよいか、一寸見當がつかぬ藩が多かつた。

明治新政府が慶應四年、即ち明治元年三月十四日に畏くも 明治天皇は五箇條の御誓文を下し賜はり、百僚有司にその向ふところを指示された。さらに四月十二日にはそれを敷衍し「抑各藩叙旨ヲ奉ニ體認、一新ノ基本ヲ建ルハ第一舊習因循ヲ打破シ、賢才ヲ舉ゲ、國政ヲ革ムルニ在リ」として、庶政一新を督促した。

それでも不十分であつたためか、あるひは又全國に同じやうな制度を作る目的からか、とにかく同年の十月二十八日に重ねて藩制の改革を同軌にする趣旨を以つて藩治職制を布告した。

かく重ねて藩制の一新を要求され、また事實上においても改革を必要としてゐたのであるから、恐らく各藩ともその藩制一新に著手したと思はれる。私はここに但馬出石藩の新體制を紹介してみようと思ふ。藩主は仙石久利、祿高は三萬石である。

二

前述した明治政府の布告に接すると、出石藩では、明治元年十一月二十三日五ツ時とあるから、午前八時であらう、藩士の總出仕を命じ、改革の案文を告示した。しかしその時に異議があつたのかどうかは判明しないが、不十分な點があつたとみえて、これを訂正して、さらに翌二年二月十四日五ツ時、同様に大書院で總出仕の藩士に藩制一新を告げ、これを示した。そしてこれを奉勅改典と名づけた。

これを奉勅改典といつたのは劈頭に五箇條の御誓文を始め、その後の二回の布告を載せてゐるからである。一寸ここで注意すべきは御誓文發布の日を三月九日としてゐることである。座右の諸書を参照してみたが、何れも三月十四日となつてゐる。九日は恐らく誤りであらうと思ふが、二箇所に出て來るのが何れも九日になつてゐる。その巻首の分は次ぎの如くである。

新 一 制 藩



「今上御宇ノ二年（明治元年）三月九日 御誓文ヲ布カセ玉ヒ、四月十二日再ビ 明詔ヲ下シ玉ヒ、列藩ヲシテ國政ヲ改革セシメ玉ヒシカバ、治下ニ布告シテ舊習ヲ排除セシニ、客月二十八日更ニ 明詔ヲ下シ、簡易ヲ旨トシ、嚴制ヲ改置センコトヲ命ゼラル、此ニ於テ更ニ大命ヲ奉戴シ、大ニ舊法ヲ打破シ、新制ヲ振起セント欲ス、因テ畏モ 三詔ヲ卷首ニ掲ゲ、藩内士民ヲシテ方向ヲ知ラシメントヲ要ス」

十月二十八日の布告を客月と呼んでゐるから、この文は最初の明治元年十一月二十三日提示のものを直さなかつたのであらう。三令を記した後、次ぎの如く規定してゐる。

「今右三令ヲ奉戴シ藩政ヲ振起シ、上 朝廷ノ大恩ヲ報シ、下士民之大康ヲ創メント欲ス、由テ先ツ從來布告セシ政令ヲ總攷シ、更ニ之ヲ示スコト左ノ如シ、

一、普天之下王土ニ非ルコトナク率士之濱王臣ニ非ルコトナシ、慎ミ謹テ 朝廷ノ大命ヲ奉戴シ、敢テ怠ル所アルコト勿レ、  
一、我死生事ニ從ヒ、務メテ藩鎮ノ職ヲ盡サント欲ス、爾等宜ク我カ意ヲ體シ、臣ノ分ヲ守リ、我ヲシテ不臣ノ名ヲ負ハシムルコト勿レ、

一、社稷ノ爲メ言ヲ納レ諫ヲ進メント欲スル者アラバ、直ニ面謁ヲ請フベシ、若シ面謁シ難キコトアラバ、政廳ニ至テ有司ニ白スベシ、有司ニ白シ難キコトアラバ、明目函ニ投ズベシ、必ズ忌ヲ避ケ諱ヲ怯レ、我ヲシテ不君ノ名ヲ得セシムルコト勿レ、

一、五常ノ道五倫ノ教ヲ忘レ、上ヲ以テ下ヲ虐ゲ、賤ヲ以テ貴ヲ犯スコト勿レ、  
一、士ハ文武ヲ務メ荒怠スルコトアルコト勿レ、農工商ハ各其分ヲ慎ミ僭越不恭ナルコト勿レ、  
右ノ五條ヲ以テ維新ノ表的トス

次いで職制を規定してゐる。大體十月二十八日の政府の藩治職制に依據してはゐるが、遂に複雑なものである。全體を議治職・施政職・守治職に分ち、三權分立の形態を採る。その下に局及び司を置き、詳細な規定を設けてゐるが、今それをここに述べる餘裕がない。ただ上述の三職について「右ノ三職ヲ以テ維新ノ基本トス」と記してゐる點だけを附記して置く。

この種の改革が相當形式の上では飛躍的な變化を示してゐるに拘らず、その實質において極めて封建的な理念を脱却しきつてゐなかつたことは、上記の五條の綱領を見ても解る。従つてこの程度の改革では維新の業績を擧げることが不可能である。故に急速に進展しつあつた時勢の變化に應ずることが出来ず、諸職の配置が出来上る頃には、もう役に立たなくなつてしまつてゐたのである。従つて明治三年十月二十五日重ね



藩制書の布告をみたのであるが、かうした無駄骨も改革途上においては過渡的なものとして止むを得なかつたのである。

(昭和十六年一月二十三日)

## 明治初年の庶民指導

### 一 庶民心得書

明治新政府の樹立とともに、一般庶民に對して、その向ふべきところを明示しなければならない。いつの時代でも、その不安定期に際し、民心を安定させるためには、中央政府の確固たる方針を中外に明かにすることが必要である。しかし、もしその方針があまりに抽象的であつたり、または一般庶民の理解するところと、あまりに相違してゐる場合には、庶民の多くはこれに對し、極めて冷淡ならざるを得ない。明治政府がどういふ指導理念をもつて民衆を導かうとしたか。また一般庶民がどの程度までこれを理解し得たかなどについて、具體的にこれを明かにすることはかなり困難ではあるが、今明治初年に町方・地方——即ち都市や田舎の一般庶民に布達された一連の庶民心得書によつて、その一端を窺つてみようと思ふ。

慶應三年十二月九日に王政復古の大號令が發せられてから、江戸城を收め、太政官制度を布き、地方を府縣藩に分ち、奥羽を鎮定するまでには、約一年の時間を必要とした。慶應四年九月八日に明治と改元されて間もなく、その年の十月に京都府では「京都府下人民告諭大意」なる一書を刻して頒布した。題名の示す



やうに、それは京都府下の人民を嚮導するために作られたものではあるが、他地方へも頒布されたものらしく、私蔵の板本には明治二年春に葛飾縣知事の名によつて翻刻されたものもある。末尾に

「部中巡按も事終り、縣廳に歸りし翌日、たまたま行政官より右の一冊を下し玉ひ、此旨を以て、庶民にあまねく告よと、ありがたき御添書さへなし玉へり、これによりて衙中にて翻刻し、村村へ頒與ふるなり、村長ども能々よみきかせ、心得ちがひのなきやうにいたすべし云々」

と記してある。

その趣旨とするところは、原本末尾に示すが如く「神州の風儀を示し、王政の御趣意を諷さんため」であつた。即ちまづわが國體の世界のあらゆる國國よりも勝れたる所以を説明し、人類の尊きは「道理を辨へ恩義を忘れざるの心あればなり、即ち忠孝といふものなり」となし、御代代 天皇の宏大なる御恩徳を稱へ、外國と異なることを明かにした。

「外國の如く國王度世をかへて、請たる恩も二代か三代か、君臣の因も百年か二百年か、昨日の君は今日は仇、今日の臣下は明日の敵となるやうなる淺間數事にあらず、開闢以來動きなき皇統、開闢以來

かはらざる下民の血統なれば、上下の恩義彌厚く益々深し」

と教へ、天皇の御恩の如何に宏大なるかを縷縷説示し、一轉して幕府の失政を指摘し

「然るに三百年來昇平の季、いつとなく御政道不相立 天子様はあれとも無か如く、下民御愛憐の叡慮も中途に滞り、賄賂盛んに行はれ、善人も罪に陥り、惡人却て幸を得る體に成行ければ、大に宸襟を惱し給ひ、御寢食も安からず」

遂にここに王政復古の大號令が發せられ

「諸事正大公明にして、上下心を一にし、末末に到るまで、各各其志を遂させ、益益安穩に世渡を營ませ、永く皇國の外國に勝れし風儀を守り、廣く皇威を世界に輝かさんとの御事なれば云々」

と述べ、庶民の協力報恩を促してゐる。

當時一般の通念としての「忠」の思想は 天皇・將軍・諸侯・武士・百姓・町人といふ一連の封建的身分



關係に基づくものであつた。萬乘の君に對する忠義のみでなく、直接主とする者に對する奉仕を忠とし、その人を主君として尊んでゐた。「忠義者」といふ言葉は主人のために奉仕する商家の番頭にさへ與へられた。その見方からすれば、當時のわが社會の状態を「昨日の君は今日は仇、今日の臣下は明日は敵」と解することにもならう。當時の庶民のすべてが果たして「忠」を、中間の一切の者を排して直接 天皇に對する奉仕とのみ解し得たかどうか頗る疑問であらう。

二「萬國公法」

翌明治二年に京都府では「京都府下人民告諭大意」第二篇を頒布してゐる。これが第一篇同様各府縣で翻刻されたかどうかは知らない。ただ私藏本には裏表紙に岩鼻縣役所印が捺されてあるところからみれば、各地に頒布されたことだけは認めてもよいであらう。本書は同年三月七日再度の東京行幸に際し、京都市民の動搖を慮つて發せられたものであらう。

御東幸の理由が東國王化にある旨を説明するのに「萬國公法」をもつてしてゐる。

「抑方今の時勢と云ふは、往昔とかはり世界萬國互に和親を結び、蒸汽船乗り廻し、惡浪逆風の厭ひなく、萬里も比隣の如くに往來し、銃砲其他の器械も國々競て、便利の工夫を運らし、争てその利益を計

り、更に兵力を養うて各武術を勵むなり、されども禮儀正しき國へ卒爾に不法兇暴を仕掛る事のならざるは、天地間の大道理、世界萬國の公法にして、況して風儀萬國に勝れし我神州無理不法の事ありては、天孫立置き給ひし御教にも不叶、大に神州の恥辱となる譯なれば、彼より條理を立て來る國國へは通信さし免され、不斷渡來する事と相成たり」

と述べ、外侮を受けざるやうに戒め、そのためには國內統一の必要、王化の洽く行き互らざるべからざる所以を説いた。

「然るに東國邊鄙は、京師を去る事程遠く、間間叡師を奉載せず、人民を塗炭の苦しみに陥しいるものこれあり、驚入たる振廻なれども、叡慮寛仁大度にして、彼等が振廻全く御教化の不行届故と勿體なくも其誤りを御反省あらせられ、寛大の御所置にさし置れ、此餘不心得のものなきやうにと、御教化彌彌擴充し給はんため」

御東行を仰ぎ奉るのであつて、決して京都を輕んずるのではないと結んでゐる。勿論ここに現れた精神は、五箇條の御誓文の第五にある「智識を世界に求め、大に皇基を振起すべし」といふにある。



以上二回の告諭が新政府の大方針を明かにしたものであることは、極めて明かである。それだけについてみれば、何ら矛盾はないが、ただこれが四、五年前に攘夷を唱へたと同じ人人の手によつて告げられると、庶民としても、何となく納得し難いものを感じたに違ひない。心から新政府に打ちとけ難いものを感じたらう。すべて物を一變せしむる時の口實に「萬國公法」といふ言葉をもち出した當時の庶民の心持を察するところが出来よう。

しかしこれらは直接庶民の生活そのものとは関係がうすい。今まで雲上にあられ、耳にさへ聞かぬことになかつた聖天子を、親しく拜し奉ることを得た庶民は、それだけでも新政の改革を感じる事が出来たらう。その告諭に對しては、たとひ前に述べたやうな矛盾を感じたとしても、それを深く追求するやうなことはしなかつた。それに彼等は舊幕時代にあつて、さうした上からの御達しがどうあらうと、自分達の生活に大した関係のないことに馴れてゐた。彼等の多くは恐らく昔のままに畏みて承つてゐただけであらう。

### 三 『市中制法』と『郡中制法』

新政府は國是を公布し、また前述のやうな人民告諭を發しても、それだけでは民政上不十分である。もつと直接に庶民を指導する細目を規定しなければならぬ。新政府は舊幕時代と同様の方法を、さし當つて採用するよりほかに途がなかつた。舊幕時代の三高札と同じやうな三種の高札と新しい二種の高札とを作つた

(拙著「維新前後」二五四頁参照)。舊幕時代の五人組帳前書に類似の「市中制法」「郡中制法」を印行頒布した。私は今ここでそれらの内容を五人組帳前書と詳細に比較説明する餘裕がないから、私藏の板本について少しく語るに止めようと思ふ。

明治二年三月、恐らく前述の「人民告諭大意」第二篇と殆ど同じところに、京都府において印行された「市中制法」および「郡中制法」が、私の知れる限りでは最も古いものである。いづれも「官版、不許翻刻」とし、御用御書物所、京東洞院三條上ル町、村上勘兵衛の印行するところである。「市中制法」は十九箇條、「郡中制法」は二十五箇條、郡中の方が詳細ではあるが、殆ど同様の内容である。五人組制度をそのまま支持し「五人組之儀は家並最寄を以組合せ、親戚同様親しく可相交一事」と規定してゐる。江戸時代の五人組帳前書より箇條書が少ないのは、同種のものに附則として一箇條に纏めてゐるのと、貢租に関する規定を除外したからである。殊に後の點は特に注意する價値があらう。

京都府以外に「市中制法」又は「郡中制法」を作製頒布した地方は、私の知れる限りでは二箇所よりない。一つは徳島藩で、他の一つは大阪府である。

徳島藩の方は京都より一年後れ、明治三年九月で、製本、紙屋町二丁目五嶋忠右衛門、賣捌、西新町一丁目小川幸右衛門とある。大阪府の方はそれよりもさらに後れ、明治五年三月である。發行所は大阪本町四丁目書籍會社としてある。



内容は兩者とも京都府の「市中制法」と同様で、十九箇條である。ただ附則において多少の字句の訂正をみるだけである。恐らくいづれも京都府のものを真似して作ったものであらう。しかしこれらが一般にどのくらい広く頒布されてゐたか、又そこに規定された諸條項がどの程度まで遵守され、施行されたか、知ることが出来ない。それらが五人組帳前書と同じ内容であり、さまで庶民を驚かすこともなく、極めて容易に受け容れられたことであらう。

しかし明治も五年といふ歳月を重ね、しかも大阪府において市民の遵守すべき規定として、これらの古い形式が採用されてゐたことには、いささか驚かざるを得ない。それに規定された「五人組頭取捌がたきときは、町年寄江相届、可成たけは町内にて取治むべし」とか「町役、五人組迄も可爲越度事」といふ文句を見ると、江戸時代の聯帯責任による相互目付政治の觀念が、依然として當時の役人の頭に殘存してゐたことが窺はれる。勿論この書物はただ印行されたに過ぎなかつたのかも知れないが、それでも明治五年といへば、その年の四月には東京・大阪間に電信が引かれ、九月には新橋・横濱間に鐵道も開通したのである。物質的進歩がいくら顯著でも、なかなか人の頭の中は改造出来ないものである。新しいと思ふことでもよくみると、案外に古く、明治の革新政治のうちにも、舊幕時代の殘滓がそのままに遺つてゐたり、古いものが新しい衣を着けて、時勢の波に乗つて出て來てゐることもある。古い時代に育つた者が古い觀念を棄てることは容易でない。

それでも明治六年四月に山梨縣で編輯した「村役心得條目」なるものを見ると、古い封建的支配觀念からはよほど脱却してゐる。そこにはもはや「五人組迄も越度たるべき事」などといふ文句は見當らない。劈頭に「御高札之旨謹而可相守事」「追追布告する趣不<sub>レ</sub>可違背事」などといふやうな文句の代りに「區長之儀は區内諸町村戸長共へ傳達之事件を始、平生諸世話駈引等、其役務たり、時により一區内之惣代にも可相立事に付、謹而御仁政御趣意を奉じ可遂精勤事」といふ區長の職分規定をもつて始められてゐる。この種の「條目」が山梨縣以外でも印行されたかどうかは、私は知らないが、そこに新時代の法律書に移つていく過程が窺はれる。

指導理念が如何に進歩的に高唱されても、それだけでは容易に舊態を脱却し得ない。民衆を指導し、引上げていくためには、やはり順を追ふて進むよりほかにない。政治は現實に即して、しかも高き理想を失はぬやうにすることが必要なのであるが、あまりに現實にのみとらはれると「政治」そのものを見失なつてしまふ。そこには煩雜なる「事務」のみが残つて、民衆をしてその向ふべき方途を認識させることが出来ない。

(昭和十六年十月十二日)



## 明治維新と武士階級

世の中が急速に變化していく場合、その社會的・經濟的情勢が急轉換をするために、從來もつてゐた家業を廢止したり、失職したりする人人は常に決して少なくない。それらの人人は一種の社會的失業者である。勿論經濟狀態は常に變化するものであり、平常にあつても多少の失業者のあることは免れない。自動車が発明されたために、人力車夫が失職したり、繪草紙の流行がすたつて繪草紙屋の廢業をみるやうな類のことは、經濟界にとつて普通のことである。しかしさういふ場合の變化は、多く徐徐に起り、相當永い時間のうちに没落していくのであつて、もし經濟の見透しが多少ともあれば、轉業することも容易な場合が多い。

然るに今問題としてゐる社會的・經濟的變革が急激に起るやうな場合は、單に經濟の見透しだけで問題を處理し得ない。多く經濟外の理由がかなり強く働きかけ、しかも急激に多數者が轉廢業をしなければならぬ場合である。現在平和産業部面に従事してゐた人人が、支那事變以來の時局の急激な轉換に際し、今まで何ら差支へなく營んでゐた業務を急に止めなければならないといふやうな場合の如きがこれに屬するのであ

る。この場合は一時に多數の者が失業するばかりでなく、失業の原因そのものが何ら業者の責任に歸すべきでなく、社會として常に何らかの對策を餘儀なくさせられるものである。

明治維新の大變革の如きも大體さういふ場合であつたといつてよい。今日とは違つて、統制干渉から自由放任へ移つたのであるから、失業者が出來ても、理論的にいへば、そのまま放任して置いてよい筈であるが、一度に多數の失業者を生じた場合、實際上これを放任して置くことは不可能である。維新の際に失業し、没落した者は極めて多い。單に武士階級ばかりではない。古い産業機構の下に繁榮してゐた職業は、その機構の變化すると共に轉落せざるを得なかつた。兩替商とか、札差とかで失業した者は少なくなかつたが、これらの人人のうち、ある者は自己の有する才能と資本とを以つて巧みに轉出した者もあつた。彼等は古い特權を失なつた代りに、その商才を發揮し得る機會をもつたのである。

勿論武士といへども、轉出し得る部面が全然なかつたわけではなく、當時政界に進出した者の大部分は武士階級であり、實業界に躍進した者も少なくなかつた。だが何といつても犠牲となつた數があまりにも多かつた。

大多數の武士は從來の社會的地位を失ふと共に、その生活の途に困つたのである。勿論從來の秩祿の代りに公債をもらつたのではあるが、それだけを以つて、永くその家族の生活を維持していくことは出來なかつたのである。



元來多くの武士が徳川期にあつて、すでに經濟的に困窮してゐた上に、明治二年十二月に祿制を改めて、著しく減額された。高の多かつた者ほど減額は甚だしいが、多きは十分の一、少なきも半ば近く減じた。従つて生活の苦しくなつたことはいふまでもない。

維新當時にどのくらの武士と稱する者がゐたか詳細には解らないが、普通三四十萬戸あつたといはれてゐる。もし一家族平均五人の家族があつたとすれば、百五十萬人から二百萬人になる。

明治五年の調査に従ふと、當時士族と稱したものが二十五萬戸、それに卒と名づけた下層武士が十六萬戸、合せて四十一萬戸ばかりになつてゐる。もしこれにこれら武士に依つて衣食してゐた者——例へば前掲の札差の如きを加へれば、夥しい數になることは明かである。これらの多數の人人は従來祿を與へられ、その大部分は學問・武藝を以つて君仕してゐればよかつたのであつて、今急に新しい職業を求むるといつても、頗る困難な事情があつた。殊に今まで社會的身分がよかつただけに、多くの困難があつたのである。

二

人間には古い慣れた職業や地位を容易に棄て得ない習性がある。ましてそれに依つて、その生活環境が全く一變するやうな場合には特に然りである。多くの武士が新しい社會情勢に對して如何にその身の振方をきむべきか、その方途に迷つたのも無理からぬことであつた。彼等の選び得る途はさう澤山はなかつた。

恐らく最も多くの者の喜んで就職せんと欲したのは官途につくことであつたらうが、そこにはいろいろな事情から面白からぬこともあつたらう。舊幕時代の武士氣質が勤人的吏僚となることを妨げたり、今さら昔の輕輩の下につくことを喜ばぬ上級武士もあつたらう。殊に薩長に對して快く思つてゐない人人は、新政府の下に馳せ參ずることを躊躇したらう。がとにかく軍人又は官吏・警官等に就職し得た者は幸ひであつたらうが、その人員は自ら制限されざるを得なかつた。

又下級武士の中には舊幕時代から家計が困難であつたから、手内職をもつてゐたので、今やそれを以つて生計のたつきにしようとした者もあつた。世のなかの激變に依る不安はさうした人人にも強く作用して來たから、先祖代代の家祿もあまり頼みにならぬと感ずるやうになり、各自が將來の身すぎに苦心するやうになつた。従つて明治三年頃になると、家祿受領權を人に譲つて、少しでも資本を得て、新しい生活の元手としようとする者も少なくなかつた。明治三年十二月五日、東京府はさういふ人人に臨機の處置を採るやうにと、次ぎのやうに政府に稟議してゐる。

「當府貫屬卒之者其の内、困窮いたし、表面養子を相願、其實株讓渡或は歸農商等いたし度候處、其資用無之候に付、是亦前件の通養子を取持へ株讓渡し等、儘有之、其外隠居家督養子縁組等に付ては、種種僞言有之、不都合之事不尠候間、右は此儘に置候ては、往往御役にも可立見込無之に付、以來



右等之者は篤と探索之上其祿高三ヶ年分一時被<sub>レ</sub>下、且中には歸農等願出候者も有<sub>レ</sub>之候に付、是又五ヶ年分も被<sub>レ</sub>下暇申付、農商等の内へ入籍爲<sub>レ</sub>致候様いたし度、此段相伺候也」

元來政府においても武士の困窮は十分承知してゐたことではあり、同年には民部省内に開墾局を設け、武士の歸農を奨励せんと意圖してゐたのであるから、東京府のこの伺に對しては何らの異議もなかつた。

政府はそれら無職の武士に對して極力就職せしめんと努力してゐた。中にも開墾及び移住を最も奨励した。これは元來武士は農から出た者であり、農兵の昔に歸さうとする考へがあつたからであらう。

他方武士自身も今さら素町人と卑しめてゐた者に身を落すよりも、とにかく農工商といはれ、三民の上に置かれた農になる方がよかつたから、歸農を志す者は少なくなかつた。だがそれは彼等にとつて決して樂な途ではなかつた。

長い間泰平に慣れた武士にとつて野良仕事はかなりの苦痛であつた。しかしそれらは單に肉體的苦痛であり、暫くすれば慣れることも出来、さまで耐へ得ぬことでもなかつたが、何よりも厭はしかつたのは、それに伴ふ精神的苦痛であつた。

明治五年舊莊内藩の士族達が今の山形縣東田川郡廣瀬・黒川の兩村において開墾事業を始めた。所謂松ヶ岡開墾であるが、それに関する古老の話に

「其當時には鋤鉞を以て開墾する肉體勞動に就ては、誰人も不平を漏す事出来なかつたが、優越感のあつた自分達が、鶴岡の町人である商、工家の裏口で、肥料汲取の挨拶を述べなければならぬのは、多年の習慣上、最も迷惑である等と、私語き合つた。殊に料理屋と遊廓に行くのは、御互に譲合つて、勇敢に引受る人は無かつた」

昨日までとにかく旦那様といはれた身が、素町人の家の裏口から辭を低うしてはいり込むことは、身を切られるほど辛かつたに違ひない。

職業に貴賤なしといつて、超然としてゐられる者は極めて稀である。もしくは單なる理窟である。四民の上立つた誇をもつ武士の身としては、非常な苦痛であつたことは推察することが出来よう。

## 三

政府が士族投産に相當努力したことはないが、それらに依つて果たしてどれほど救済されたらうか。家祿を奉還する者に對しては祿高に應じて就産資金を下附したり、士族の子女に新産業たる紡績業を教へんとしたり、又明治九年八月從來の祿制を廢止して、金祿公債を士族に與へた後は、その公債を國立銀



等はすでに早くから窮乏のうちへ投げ込まれてゐた。又當主が病人であつたり、幼年であつたりして、どうにも生活の出来ぬ者もあつた。中には舊知行所の百姓のうちに殊勝の者があつて、數代恩顧の主君の窮狀をみるに忍びず、村中寄合つて救済の法を講じ、それに依つて僅かに生計を立てたり、又はそれらの家に寄食して細細と生きていつた者もあつたのである。いふまでもなく士族のすべてがさうであつたわけではない。立身出世した士族も官吏のなかには勿論、實業界にも多く算へることが出来る。だからといつて、これから没落していつた人人を何れも才能のない、目先のみえぬ者として、自業自得だと冷眼視するわけにはいかない。これらの人人は社會の急激な轉換期に際して生じた犠牲者である。

彼等自身何らの罪ある者ではない。さうした犠牲者を一人でも少なくすることが、單にそれらの人人のためばかりでなく、國家のためにも望ましいことなのである。

今日再び急激なる經濟轉換期に際して、多くの轉業者を出すことを餘儀なくされてゐる。今日のそれらの人人と維新の武士とは必ずしも同じくない。中小商工業者は昔の武士のやうに支配者であつた人人ではない。それだけに轉業することは容易なこともあらう。だが、とにかく小なりと雖も、一店の主であつた者が俄かに勤人又は勞働者となつて人に使はれる身となることには、程度の差こそあれ、昔の武士に似た苦痛を感じるであらう。殊に先祖傳來の家業を棄てることには少なからぬ精神的苦痛がある。

行の資本に充てることを奨励したりした。

しかし政府の態度には根本的に一貫せる方針はなかつた。又失業者たる武士の方も從來殆ど徒手遊食してゐたのであつたから、俄かに勞働せんとしても、勞働し得ない者が少なくなかつた。彼等は多く安逸ならんことを欲した。又時に何かなさんとする意圖はもつてゐても、所謂士族の商法で、大方は没落を促進するに過ぎなかつたのである。

士族のなつた商賣のうちでは骨董屋が多かつた。殊に昔から相當の家柄であつた者のうちには、先祖から持ち傳へた道具や書畫の類を相當所有してゐた者がある。中には家重代の家寶ともいふべきものもあつたらうが、それらを店に並べてその日その日の生活の足しにしてゐた者があつたのである。しかし彼等は決して目が利いてゐたわけではない。いい加減の値をつけて賣つてゐたのであるから、うまい汁は皆本當の商賣人に吸はれてしまつたのである。何時か目ぼしいものは何もなくなり、店にはがらくたばかり残つてゐるといふ有様であつたのである。

高祿を食んでゐた人人は、収入減に相應した生計を立て、つましく暮してゐたならば、生活出来なかつたわけではないが、昔ながらの浪費の多い暮しをしてゐた上に、人の誘ひにのつて、養豚事業をやつてみたり、小工場を立ててみたりしてゐるうちに、多くもない資産を消耗してしまつた者も少くないのである。しかし何といつても一番困つたのは、中どこの祿を食んでゐた人人であつた。殊に幕府方の武士——旗本



元來、日本人にとっては「家業」といふものは單なる職業ではないのである。先祖から受けついで、これを次代に譲るべき傳統的なものであり、「家」と相離れて考へられぬものなのである。その點においては、「家祿」を失なつた武士に等しいものがある。

これらの點を考へる時、これら轉業者を、直接取扱はれる當局が、徒らに非常時を呼號し、國家のためを強調して壓倒することなく、懇切に指導されることを希望せざるを得ないのである。彼等に不安や反抗を生ぜしむることなく、將來に對する希望を與へることが、最も必要である。

(昭和十七年七月十日)

## 人命尊重

江戸時代と雖も人命を尊重せぬわけではない。身元の解らぬ、身なりの悪い死骸があつたとしても、それが發見されれば、名主を始め村役人が出張して、醫者呼び、検死をさせ、診斷書を作らせ、それぞれの役所に訴へる。役人がやつて来て、それぞれ始末書をとる。他殺であれば、勿論犯人の搜索もする。行倒れのやうな者なら、高札を立て、人相や身なりを詳しく記して、身寄の者が出て来るのを待つ。

人を殺したり、傷つけたりすることは、勿論容易ならぬことに考へられてはゐた。五人組帳前書などを見ても、それらに關する嚴重な規定はみられる。假令盜賊のやうな者でも「むざと殺すべからず」などと記してゐる。だが、かかる規定の言葉のうらを見ると、泥棒などで、村民に發見され、むざと殺された者が少なくなかつたやうにも思はれる。殊に身分違ひの者の殺害・傷害は時にあまり問題としなかつた。よし問題としても、兎角身分の低い者には殺され損になることが多かつたやうである。

身分ある武士が仲間・小者や百姓・町人を無禮討ちにすることもあり得たし、又身分の低い者が身分の高い者から傷害を受けたとしても、餘程相手が無理だつた場合は別として、身の不祥として泣き寝入りになる



ことが多かつた。どんな卑しい者でも、苟も人命に關する限りは、これを尊重しなければならぬ、濫りに人を損傷すべきでないといふ考へが一般的になつたのは、矢張り明治の代になつてからであらう。

明治四年五月二十一日に、元田安家の家老水野權十郎が馬車で川崎大師へ參詣の途中、八幡塚村地先で、同村の百姓鹿太郎の悴喜四郎を怪我させて、そのまま立ち去つた事件がある。それが十年も前のことであつたならば、勿論問題にもならなかつたらうし、逆に往來に子供などを遊ばして、貴人の通行の邪魔をしたといふので、大いに御咎めを受けたかも知れない。が、今は文明開化の明治の代である。假令怪我した者が百姓の小悴であり、怪我させた者が徳川様の御家老であつても、そのままには濟まされない。被害者の親は名主同道、品川縣役所及び當時同村の取締りをしてゐた小田原藩出張所へ訴へ出たのである。

この訴へに接した役所は、直ちにこれを受理して、徳川家の方へ照會したらしい。昔だつたら、恐らく却下してしまつたらう。又この照會に接した徳川家の方でも相當慌てたらしく、直ちに相手に向つて示談の交渉を開始してゐる。

「元田安家來東京府貫屬水野權十郎外兩人並口附壹人、當月廿一日馬車乘組、大師參詣途中、於八幡塚村、同村百姓鹿太郎悴喜四郎と申兒男ヲ不圖爲致怪我候儀、一體口附之もの未熟故、斯る至儀相及申候、人命ヲ損害候上は、行形滯詰、療養其外夫々心配可致儀は、改而申迄も無之候處、數日打過

居、御役場御厄介共罷成至、重々恐懼千萬、今更申訳無之候、依而怪我人本服迄之處、此方々厚療養手當可申間、何卒勘辨被致吳度、此段深く詫謝一札如件、

辛未五月廿八日

八幡塚村

名主

鈴木佐内殿

怪我人親

百姓

鹿太郎殿

徳川從二位内

吉澤金三郎代

成

瀬

彌

一郎

示談は直ちに成立したらしく、金貳拾五兩を與へられ、被害者の方から、次ぎのやうな一札を差し出し、訴狀を取り下げた。

「差出申一札之事

水野權十郎様外御兩人儀、口附之もの壹人御召連、去ル廿一日馬車ニ而品川縣管下八幡塚村地内往還御通行之節、當村百姓鹿太郎悴喜四郎ヲ爲致怪我候一件ニ付、再度御出張、親井親類組合江對シ、氣之毒ニ付、其段厚く御挨拶ニ而、喜四郎儀療養御手當も可被成下候間、濟方御示談被成度旨御内話



之趣承知仕、其後一同相談仕候處、同人疵所も追々手當行届キ、本服可致様子ニ見込候間、御示談可  
請旨申上候處、爲ニ療養代一金貳拾五兩御渡被下、慥ニ奉請取候、然ル上者萬一此上右疵所變証、假  
令一命ニ拘り候而も、重而申分聊無御座候、且亦前條之趣を以、品川縣御役所は勿論、八幡塚村小田  
原御藩御見張所へも、最早右一件ニ付御願筋無之様、私方引請御願下ケ可仕候、爲ニ後證一札差上申  
處如件、

未五月廿八日

品川縣支配所  
武州荏原郡八幡塚村

百姓

鹿

太

郎

組合代衆

百

藏

同親類

百

藏

役人惣代

百

藏

名主

鈴木

左

内

德川從二位様御内  
成瀬彌一郎様

この事件そのものは一小事である。ただこのつまらぬ事件のうちに含まれてゐる意義に大きな社會變動  
の影響があらはれてゐる。僅か數年の間に人の心のもち方が、かくも變れば變るものかと思はれる。人命尊  
重といふ理念が永い間の身分的差異の堅い殻を打破して、凱歌を擧げてゐるのを見ると、明治維新の大きな

事業が早くも四年に足らぬ月日のうちに人人の考へ方を變化させてゐることが考へられる。そのくせそれら  
の人人の大部分は舊い生活から、それほど甚だしく離脱してゐるのではない。ただ知らず識らずの間に、い  
ろいろな考へ方が新時代の影響を受けて、變つて來たに過ぎないのである。私は現在の急激な社會的變化に  
おいても同様であると思ふ。四年前の日本人と今日の日本人とは、われわれ自身は十分に自覺し得ないか  
も知れないが、物の見方や考へ方が相當に變つて來てゐると思ふ。識者はその變りゆく動向を十分に看取す  
る必要がある。

(昭和十七年二月四日)



## 西洋型權衡の製作

### 一

世の中の激變する時、それは全體からみれば變るべくして變り、移るべくして移つたのであるから、當然の遷移といふことも出来ようが、各個人にとつてみれば、今まで安定してゐた社會で、相當榮えもし、又將來に對しても希望をもち得た職業が、自分に何らの過失もないにも拘らず、世の中の激變で、急に將來に對する希望もなくなり、現在の生活にすら危惧の感をもたざるを得ないやうになれば、社會の變遷を恨めしく思ふのも亦無理はない。

他方新しい社會が生まれ、その社會の要求する新しい職業が発生し、將來如何にも有望なやうにみえるし、又聲を大にして宣傳もする。古い職業を見限つて、思ひ切つて新しい職業に轉化する勇氣のある者も多少はあるが、實際問題として先の見透しが十分につきかねることが多いから、口でいふほど容易に轉業し得るものではない。しかし何としてもそのまま敗殘者とはなりたくないのが人情であるから、自分の力の及ぶ範圍で一工夫してみようと努力する者が少なくない。新しい時勢に適應するやうに、古いものの形を變へたり、

珍しさうな名前をつけたり、少しばかり變化させて、世に賣り出して一當りしようといふ商人も出て來る。

明治初年に際し、利をみるに敏な商人達の間には、さうした新工夫を考案して、當りをとつた者も少なくない。しかし何分にも資本の豊かでなかつた當時のことであるから、西洋の機械を輸入して、工場生産を計畫するといふやうなことは出来かねる。古い優秀なわが手工的技術を生かして、小資本で何か利益の多いものを考案する必要がある。その結果として一趣向した西洋模倣のものがかなり澤山に出來た。中には相當成功したものもあつたが、多くは失敗に失敗を重ねて、多くもない家産を傾け盡したのであつた。次ぎに紹介しようとする西洋型秤製作は成功したのか、失敗したのか、私は知らない。兎も角新しい經濟界に適應して、一工夫してみようとしたり一つの例とみられよう。

### 二

古い反古の束から「西洋型權衡御布告寫並職員拾名雇入資本金高利益金高手控帳」と題する一冊を發見した。帳簿の日附は明治十一年十月になつてゐるが、これはこの原本を筆寫した時の日附のやうでもある。官許人森谷清三郎、製作人西山幸八郎となつてゐる。

明治の初年に西洋流の秤器は輸入されたが、その度盛が日本式になつてゐない。これでは確かに不便である。森谷はそこで西洋型の秤器を模して、手工業的に製作し、これに日本の貫匁の度盛をつけて販賣するこ



とに思ひついたのである。太政官からの販賣許可の布告は次ぎの如くである。

「太政官第百拾壹號、今般東京第壹區南乘物町壹番地森谷清三郎御國量目割ニ直シ製作致候西洋形秤、來五月十五日賣弘免許候條、大藏省検査之極印、證トシテ従前之秤同様相用可レ申候事

明治六年五月四日

太政大臣

三條實美

即ち森谷が許可を得たのは明治六年のことであるから、それから五年後まで製造しなかつたとは考へられない。しかし西山が森谷から製造を請負つたか、命ぜられたかしたのが明治十一年なのかも知れない。そこらところははつきりしない。これだけなら面白くないが、續いて生産費並びに販賣價格を記してゐるので、大いに興味を覺えた。最初に壹千斤掛臺衡の明細書を掲げる。

- 「一金拾圓也 地鐵分銅小物一式備物方へ渡シ値段
- 一金八拾七錢五厘 眞鍮棹
- 一金八拾壹錢二厘五毛 箱代

- 一金三圓五拾錢 職工七人手間ナゲニ渡ス
- (この職工手間に張紙して三圓に下けてある)
- 一金壹圓七拾五錢 検査入用、職工壹人手間、ペンキ代共
- 一金壹圓五拾六錢二厘五毛 茄子カンミツカン、三分持拍子木、ハガネ底棹
- メ金拾八圓五拾錢 改メ拾八圓
- 之江壹割五分ヲ加へ
- 一金貳拾壹圓貳拾七錢五厘 出來揚 定價 改廿圓〇七錢
- 之江御定之利益壹割之金貳圓拾貳錢五厘ヲ加へ
- 一金貳拾三圓四拾錢 支店へ賣定價 改廿貳圓七拾七錢
- 之江壹割五分之賣德三圓五拾一錢ヲ加へ
- 一金廿六圓九十壹錢 支店賣定價 改廿六圓十九錢

以上が臺衡壹臺の製造の明細である。次ぎに横棹小衡、壹匁から壹貫貳百目掛のものの製作明細は次ぎの如くである。



さてこの事業を行なふに當つて、どのくらゐの資本を以つて、どの程度の生産をやるつもりであつたかといふと、大體十人の職工を雇入れて、臺衡の方を七人、小秤を三人で製作させる。臺衡の生産能力は七人一日に一個、一ヶ月に參拾個生産、小秤の方は二人で三挺出来るから、一ヶ月に百三拾五挺生産する。この材料その他の購入、職工の雇入に要する費用、即ち資本は全部で金六百五十五圓貳錢五厘と計算してゐる。この計算は前の豫算からみると、少しおかしいところもあるやうだが、大體において大した違ひはない。もし當時の貨幣價值を今日の十倍とみれば、大體六千五百圓ばかりの資本を出すことになる。そこでその利益金はどのくらゐかといふと、支店に廻して賣らずに、直賣をすれば、一ヶ月に金貳百九十九圓十四錢五厘と計算してゐる。つまり月四割五歩六厘餘の利廻りとなる。

勿論この計算には販賣に要する費用も宣傳費も加算してゐない。又一ヶ月の生産額からみても大した宣傳は出来ないだらう。一見すると利益が多いやうだが、實際にはかなりの困難があるのではなからうか。大體かくして生産された秤衡が支障なく賣捌かれれば問題がないが、もし半分も賣れないやうだと、非常な故障を生ずる。ともすると、一見五割に近い利益金の勘定に眩惑されて、大いに有利だともて、手を出し失敗す

- 一金拾貳錢 眞鍮棹壹本
- 一金八錢 同分銅壹個
- 一金八錢 同鍵三曲、クサリ三連、地金臺トモ
- 一金三錢 検査入用職人手間炭代炭トギとも
- 一金四拾五錢 職工手間代、但シ二日ニ三挺ツ、出来候間、壹人手間三十錢、目盛トモ
- ノ金七十六錢
- 之江壹割五分之拾壹錢四厘内益ヲ増加シ
- 一金八拾七錢四厘 出来上ケ定價
- 之江御定之利益壹割金八錢七厘ヲ加ヘ
- 一金九拾六錢二厘 支店へ賣定價
- 之江御定之寶徳壹割五分之金拾四錢貳厘ヲ加ヘ
- 一金壹圓拾錢七厘 支店賣定價

これが小秤の明細であるが、なほこの外に中秤五文目より三貫目掛の製作明細も記してあるが、煩はしいし、かつ後に関係もないから省略する。

當時は米が一石四五圓の時代であるから、臺衡が一臺貳拾六圓餘といふのは相當な値段であつたらう。

三

さてこの事業を行なふに當つて、どのくらゐの資本を以つて、どの程度の生産をやるつもりであつたかといふと、大體十人の職工を雇入れて、臺衡の方を七人、小秤を三人で製作させる。臺衡の生産能力は七人一日に一個、一ヶ月に參拾個生産、小秤の方は二人で三挺出来るから、一ヶ月に百三拾五挺生産する。この材料その他の購入、職工の雇入に要する費用、即ち資本は全部で金六百五十五圓貳錢五厘と計算してゐる。この計算は前の豫算からみると、少しおかしいところもあるやうだが、大體において大した違ひはない。

もし當時の貨幣價值を今日の十倍とみれば、大體六千五百圓ばかりの資本を出すことになる。そこでその利益金はどのくらゐかといふと、支店に廻して賣らずに、直賣をすれば、一ヶ月に金貳百九十九圓十四錢五厘と計算してゐる。つまり月四割五歩六厘餘の利廻りとなる。

勿論この計算には販賣に要する費用も宣傳費も加算してゐない。又一ヶ月の生産額からみても大した宣傳は出来ないだらう。一見すると利益が多いやうだが、實際にはかなりの困難があるのではなからうか。大體かくして生産された秤衡が支障なく賣捌かれれば問題がないが、もし半分も賣れないやうだと、非常な故障を生ずる。ともすると、一見五割に近い利益金の勘定に眩惑されて、大いに有利だともて、手を出し失敗す



る者が、特にこの時代には多かつた。この例は成功したのかどうか全然解らないが、その計算には少しく不安の點がなくてはなない。

(昭和十六年五月十三日)

## 明治十八年の地方慘狀

—

明治十八年といふ年は、春以來氣候が頗る不順であつた。時の農商務大臣西郷從道は、大書記官前田正名等を全國に派遣して、勤儉貯蓄の必要を力説させた。その濟急趣意書に

「春來寒暖其序ヲ失ヒ各地植物ノ損傷極メテ少カラス、茶ハ例年ヨリ平均十分ノ五ヲ減シ麥モ亦殆ト將ニ十分ノ四ヲ減セントス。顧ミテ凶荒ノ年度ヲ既往ニ徵スレハ其循環大抵三十年乃至五十年ニシテ臻レリ。即本年ハ天保度ノ凶年ヲ距ル實ニ五十年。而シテ氣候ノ不順ナル斯ノ如シ。是或ハ其前兆ニ非ルナキヲ得ンヤ。假令幸ニシテ凶荒ナキモ、亦決シテ平穩無事ノ年ニ非ルナリ。況ヤ今全國到ル處菜色アルモノ多キヲヤ。今ニシテ之カ備ヲナスンハ、本年ヨリ來年ニ涉ル一年間ヲ如何シテ凌クヘキヤ。思フテ此ニ至レハ毛髮竦然トシテ寒キヲ覺ユ」



かつこの年は頗る不景氣であつた。商家も亦農家同様困窮の状態にあつた。その原因の一つはデフレッションであつた。明治十四年十一月からこの年にかけて、不換紙幣の消却をなし、正貨準備を増殖したから、紙幣價格の回復となり、物價及び金利の下落をみたのである。この年の五月九日に日本銀行は始めて兌換銀行券を發行してゐる。

先年私が購めた文書類中に、明治十八年六月、郵便報知新聞社員報告、地方惨状景況と題する一書があつた。大藏省官報係が「郵便報知」の切抜を大藏省の用紙に貼付したもので、特に珍らしいものではないが、當時の状態を知る資料として少しく紹介してみようと思ふ。

報告者は加藤政之助・森田文藏・久松義典の三人である。加藤は關東地方、森田は中國地方、久松は九州地方をそれぞれ社命に依つて民情視察に出かけたのである。加藤は後の衆議院議員、森田は思軒と號し、文名の高かつたことは人のよく知るところ、前者は慶應義塾塾員、後者も亦かつて塾に學ぶ。久松については知るところがない。

二

この三者の報告は、何れも各地方の農商工の惨状を指摘せぬものはない。

「幸手宿は北中葛飾郡役所部内第一の繁昌地にて、之を各村に比すれば、尙多少盛況を呈せる者なり、然るに事實に就て之を觀るに窮民の數は頗る多し、近時の流行言葉に鮎といふことあり、此言葉は細民が雨天等にて出稼の出來ざる場合に用ゆる者の由なれば、乃ち其意味を質すに、是れ窮民の水のみを飲て、其日を過るを云ふにあり、其飢餓に迫るの狀態誠に憐む可きなり、貧民の種類を調ぶるに其十分の五は小作人にて、他の十分の五は車夫、日傭稼、野菜賣其他の小商人なり、此等貧民の様を見るに、家屋は何れも破壊し敷物は破れ筵にて疊の如きは決して之を敷くを得ず、況して夏季に蚊帳を用ふる者にいたりては十中の二三に過ぎずといふ、殊に余の同宿に至りたる時は雨天にて、即ち鮎の日なれば、毎戸戸を鎖して炊烟の揚ぐるを見ること稀なりし」(六月二十二日、加藤)

「此邊(備中小田郡)農民の食物は平年にありて、大抵一日の内二度までは薩摩芋を吃し、一度麥飯を用るを得る者は中等なり、其麥飯も一ト釜の麥中に『毒消し』と稱へて一ト握りの米を振り蒔く外は些少の米をもまじへざる眞の麥粒飯にして都人士がトロロ汁にて賞翫するが如き雅味のものにはあらず、若し此麥粒飯にても三度が三度乍ら能く吃し得る家は頗る上等なり……余嘗て或る五人暮しの百姓の家に就て其財計を聞きたることありしに、一日一人三錢五厘宛てあれば可しと云へり、是れ衣食住及び交際費を合しての算なり……凡そ平年常歲にありてすら此の如くなるに、頃來打續きたる困病は寔に都



人士の想外に出て、少しく在方に行けば蓬、オバコ等荷も製して以て人の口に入る可き草は路旁に其姿を留めざるに至れりと現に目撃せる人の余に物語りたり」(森田)

「(唐津)窮民中にて食物全く盡きたるが爲め方言カンネ葛と呼びたる蔓艸の根を採掘し、之を以て毎日の食料となすものは珍しからぬ由にて、鳥巢、池原、白木等諸村の農夫は概ね露命を此の艸根に托せりと聞く、但數日間この艸根を食すれば氣力日に衰耗して復た力作に堪へざるに至ることとなり、又此の食物より稍上等と云ふべきものは蓬の團子なりとす、此の團子は眞の蓬團子とも云ふべきものにして、蓬の葉五升の内に三四合の米粉を混和したるものなりと云ふ、貧民の生計は斯る有様なるを以て、小竊盜の行はるること日に益益多く、警察監獄の繁忙は大方ならず、頃日貧農某犯罪の廉ありて、裁判所より使丁其家に招喚状を持ち至り、貨錢を受取らんとせしに、家内に在るものは一挺の鎌一箇の鍋に止まりて、逆も一錢だに受取難き模様なるにより、農具は用捨することし鍋なりと持ち歸らんとて其の蓋を取り見れば、艸葉の食物あるのみなりしかば、使丁も坐ろに哀憫の情を生じて一錢を受けずに立ち去りたりと」(七月二日、久松)

三者の報告は何れも民間の窮乏その極に達せることを説かざるはない。勿論それらは新聞記事であり、記

者の叙述に誇張がないとはいへず、又その多くは人から聞いたことを傳へてゐるのであるから、その間に誤りなしとは斷言し得ない。殊に當時の農民の生活程度は極度に低く、平常でもかなりにみじめな生活をしてゐたことは、前掲の森田の報告をみても、その一端を窺ひ得る。都會生活に馴れてゐた記者がそれらを見て、その慘狀を誇大視したこともあらうが、とにかく全般に行詰つてゐたことは疑ひ得ないことであらう。

三

どうして庶民が困窮するに至つたか、報告者達はいろいろなる理由を擧げてゐる。(一)凶作(二)天災(三)物價の下落(四)貨銀の下落(五)鐵道の發達(六)地價の下落(七)租税の重課(八)借金の増大(九)米價の下落(一〇)商況の不振等大小さまざまの原因が指摘されてゐる。そのうちには互に矛盾するものもなくはないが、大體(一)凶作その他の天災(二)物價の下落(三)經濟機構の轉換の三つに歸することが出来るやうである。そしてその作用するところは農民と商人とに依つて多少異なるところがあるやうである。以下三者の報告を通じて、農民に關する點についてのみ、いささか説明してみよう。

この年は氣候不順から凶作といふ豫測はついでたのである。武州北足立郡の麥作は「穂先きに黒きカビを生じたる所多きを見る」から「平均六七分の間」ありといはれ、又中國方面にあつても「米は今秋の出來如何ならんか未だ懸測す可らずと雖も目下の如く節序を失すること頻りにては随分覺束なきものなり」と



いふ。しかしそれは單に氣候不順といふ人力の如何ともなし難いことだけでなく、その以前からの農村の疲弊が原因の一部をなしてゐるやうだ。備前上道郡西大寺村は吉井河の海に入る處の小港で、この地方の肥料の輸入港である。「肥料の命運は至る所何處も同じの景色にて價値は益益下り、賣行きは益益悪ししと云ふ爾、本年の如きは殊に甚しく、目下夏肥の當期なるに殆ど買手なしと云ふの有様にて、仲買は皆な手を束ねて浩嘆するのみ」即ち農民に肥料の購買力がなかつたともみられ、そのために凶作が一層悪化したことも考へられる。關東の「大宮、上尾邊には茶樹の枯朽せし原因を尋ねしに、農民が資力に乏しきより肥料を用ひざるに由るとぞ」の如きも同じことである。肥料の不足が收穫に及ぼす影響は甚大である。現在のわが國においても、加里肥料の輸入杜絶から生ずるその不足が稲作に害を與へることなきやを惧るる者である。

さらにこの年より以前に起つた諸天災も考へられる。「天の三備の野を寵せざるや、頃來風雨頻りに度を失し、昨年の如きは大風海嘯並び至り、農家第一の産物たる米綿とも其作毛目も當てられぬ惨狀を現はし、殆ど皆無となれる處多きに居る。淺口郡四十八個村の昨十七年に於ける米の作付反別三、三〇三町〇四畝一〇歩にして平均一反見積産額は八斗〇八合一四、其前年に對する割合四分九厘に當る。綿に至ては其酷特に甚しく、作付反別一、〇九四町四反九畝〇〇歩にして、其平均一反の收穫は僅に三貫二〇六匁に過ぎず、豊凶歳に因て異なりと雖も大抵四十貫乃至四十五貫を常收とし六十五貫を最上田稀有の豊作とす、故に昨年の收穫は平年の七八朱に足らず」

久留米地方の惨狀はその年の六月筑後川（千年川）の未曾有の水害に據るものである。「太宰府に菅公祠を拜し、千年川に達せざる前凡そ一里餘の地にて已に渡場に至り小舟を僦て見渡せば、唯是れ一面漫漫たる大湖にして田畝叢林は盡く水底に没し、僅に水面に現れたるは高地に在る民家と喬木の梢頭とのみ、其狀恰も湖中の島嶼の如し、顧みて水面に出でたる樹頭を望めば、水面より凡そ一丈餘の高所に、尙ほ藁屑などの掛れるを見る、予怪みて之を舟子に質すに……洪水の暴漲せし極點には水量二丈六尺の高さに達したるが故に、一望幾んど際涯なきの大湖となり、人家の屋角も喬木の梢頭も全く沈没して復た目に一物の遮るものなく、南北三四里東西七八里の水面は渺渺として怒濤を起し、風の強き時には爲めに渡舟を見合はずに至れりとのことなれば、其の水量の非常に高くして、水害の惨烈は之に随ふことを想知すべし」

御井・御原・山本の三郡の第一回の水害に水浸を蒙つた町村は全郡百二十八町村の内、百十一ヶ町村に及んだといふ。勿論このやうな稀有の水害は人力の遠く及ばざるものかも知れない。しかしこの地方は前年明治十七年中にも「風害水害を被りたること、尤も酷烈なりし部分に居る由一であるなら、その水害の由つて來たるところを検討し、抜本的な改善を試みてゐたならば、再度の被害を少しでも少なくすることが出来たであらう。



かうした凶作の豫想にも拘らず、米價は安かつた。連年の米價低落が富有なる農家をすら倒産喪家に至らしめた。「初め米價の漸次下落せるに逢て其收穫を賣吝しみ姑く模様を見合す内、租税の規則は其收穫の賣不を視て伸縮張弛せざるが故、苟も其期限の至るに會へば、必ず其上納の義務を果さざる可らず。而て土地を以て全産となす家得持の皆能く貨幣の儲蓄に裕かなるべきにもあらざれば、一時幾百若くは幾千圓の金を借入れ、以て差當り其急を濟くふの用に充つ。然り而して其持堪たへたる米穀は折角に持堪たへたる甲斐もなく、益益下落の方に趨むき、遂には當初速に金に易へさりしを恨むに至るも噫亦た晚そし。是を以て損毛に重ねるに損毛を以てし、更に加ふるに其間借入れたる所の金の利息あり。凡そ是等の損毛を合して乗除するときは、現時得たる所の金は逆も前日の負債を還清する程の餘裕をあまさず」(森田)。かくしてその土地を賣れば「地券下落して復た疇昔の半價をも得るを能はず」負債は年年に増加してゐる状態にあつたのである。それにこの氣候不順である。

かうした状態の農民に對して政府は勤儉貯蓄を奨励したのであつた。その救済策に曰く「勞力ノ度ヲ増シ貯蓄ノ法ヲ設クルノ二途アルノミ。勞力ヲ増ストハ何ゾ。例ヘバ從來三度取リシ田草ヲハ五度六度モ取ルカ如ク不氣候ノ損害ヲ人力ニテ補フ事ナリ。若シ之カ爲メ人力ノ不足ヲ告ンカ、平素朝六時ヨリ夕六時迄労働ニ服セシモノハ、宜ク之ヲ延バシテ四時ヨリ八時迄トスベシ」さらにわが國の労働者が「午睡ニ難談ニ喫烟休憩」する弊を指摘し、肥料の不足については「庭前ノ塵芥床下ノ土モ之ヲ收ムレバ尙良肥料ヲ得ベシ」な

どと頗る非科學的な暢氣なことをいつてゐる。

貯蓄については流石に「貯蓄ノ餘裕ナキハ固ヨリ其所ナリ」と認めてはゐるが「然リト雖モ精神一タビ到ラバ何事カ成ラザラン。如何ナル困難辛苦ヲモ凌ギ、日用減ズベカラザルノ諸費用ヲモ減ジテ貯蓄ノ計ヲナスベシ。然ラズンバ將ニ眼前ニ逼ラントスル一大厄難ヲ如何シテ避クベキヤ」と大聲叱呼してゐる。加藤記者は埼玉縣北葛飾郡上川崎村の一年の農家收支概算書を掲げ「此表に依て見れば本郡人民は地租地方税町村費協議費等の多額なるが爲めに、毎歲收入の支出に不足あるを知るべし。既に收入の支出に不足する上は、如何に節儉を行ひ、如何に勤勉するも、此惨狀を變じて富裕の有様と爲すは誠に至難の事なりと思はる。讀者深く此表に注意して可なり」と答へてゐる。

要するに明治十八年の地方惨狀は、その天災に基づくところ少なくないことは明かであるが、當時要路にありし者が今少しく民情に注意し、經濟に明かであつたならば、そして早くから對策を講じてゐたならば、かなりその惨狀の度を緩和出来る性質のものであつたやうに思はれる。

(昭和十五年十月七日)



Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.



經世済民と Wirtschaft

——人を支配する術と物を支配する術——

—

經世済民と Wirtschaft という題の下で、何か書くやうにといふ註文であるが、そこにどういふ意圖が含まれてゐるのか、私にははつきりとは解らなかつた。東洋的な經世済民思想と西洋的な Wirtschaft 思想とを對比させて、何か東洋と西洋との經濟に對する理念の差異を求めんとするのではないかと思はれた。兩者の間にかなり著しい相違のあることは事實であるが、又かなりの類似點のあることも認められる。私は今それらの點を十分に文獻を涉獵して論及する餘裕がない。ただ思ひつくままに隨想的に兩者を對比して、約束の責を果たさうと思ふ。

經世済民を以つて經濟の語源とすることは普通に認められてゐる。あるひは經國済民・經國済世といふ熟語も認められてゐる。太宰春台が



「凡天下國家を治むるを經濟と云、世を經め民を濟ふと云ふ義也、經は經綸也、濟は濟度の義なり」

としたことから、經濟とは經世濟民のことであり、一般に、治國平天下の意味に用ひられてゐる。抱朴子の「以聰明大智、任經世濟俗之器、而修此事、曷可必得耳」も勿論同じ意味である。經國濟民といふ場合も著しい差異はない。何れの場合でも統治の才能をいふのであつて、所謂物質的な經濟的經營よりも、精神的な政治的技術を重要視する。

今少しく、經世とか、經國とかいふことについて考へてみよう。

經世といふ熟語は、莊子の齋物論篇に「春秋經世、先王之志、聖人議而不辯」にあるといふ。世を治むることである。「世」といふ語には、時間的意義よりない。抽象的なもので、具體的なものではない。時に「世」は人間一代を意味することがある。一世三十年とすることもあるが、具體的なある世代を指すのではなく、單なる時間的限定に外ならない。

これに反して經國といふ場合には空間的限定である。國といふ字がある空間を圍むことを意味することは、その字形から見ても明かである。「或」は域に通じ、土地のことを指す。土地を圍めば國である。故に國、皆國である。この方は具體的な土地を意味し、幾分物質的なものを豫想させるが、必ずしもその土地の經營を意味するものでなく、むしろ抽象的に一定領域の支配を意味する。その點では經世と大差ない。佐藤

信淵の所謂「國土を經緯す」といふ意味はむしろ後世の產物であらう。要するに經世も經國も、共に政治的支配を意味するものに外ならない。その物質的利用厚生は第二義的なものであつた。

濟民とか、濟生とかいふ言葉には、多少物質的經營を必要とする要素がある。それは支那人に従へば、民は士と異なり、物質的欲望に支配されるからである。士は衣食足らずとも迷ふものではない。然るに民は衣食足らずんば亂するものである。民を治むる上には先づその物質的欲望を、ある程度充足させる必要がある。だがそれはただ單に民の困苦を救済するといふだけのことであり、民衆の厚生を意味するものではない。單に生活の最低限度を保障せんとするものに過ぎない。むしろ民衆を濟度し、最低生活に安堵させる技術といふことになる。

かく經國濟民、あるひは經世濟民といふ語のうちには、物質的厚生之義は極めて稀薄である。従つてこれを今日のいふ經濟の意味、即ち貨殖とか理財とかいふものと區別して、治國平天下、即ち政治の意味に解したのは當然であり、又民衆の物質的生活の如何を問題とせず、統治者の才能、政治的手腕を重要な主題としたのも自然である。

しかし經濟といふ字の用語例には、次ぎのやうなものも存することを注意しなければならない。

即ち宋書の中に「尤以道德經濟爲己任」といふ句がある。この場合の經濟は、財貨を運用して富國たらしむるの謂ひである。道德を以つて民を率ひ、經濟を以つて民を安んずるとし、精神的な道德に對し、物質的



な部分を經濟とする。しかしこの場合でも、その經濟といふ意味は、國民の物質的厚生といふよりも、むしろ國家の富強——支配者の財政を意味するものであらう。要するに經世済民の立場にあつては、政治が經濟よりも優位にあり、學よりも術であることは明かである。

二

Wirtschaft も亦一つの術である。しかしそれは國家經營の術ではなし。Wirt の一家を經營する術である。物を處理するの術である。故に "Er hat da eine schöne Wirtschaft gemacht" といふ。決して天下國家を料理するの謂ひではない。従つて又精神的指導の意は包含されない。卑俗なる事物の處理である。故に "Wirtschaften ist ein Teil der kulturellen Tätigkeit der Menschen und zwar derjenigen Tätigkeit, die auf die Befriedigung der menschlichen Bedürfnisse gerichtet ist." といふのが Volkswirtschaft といつても、一家の私經濟、個個人の間的欲望満足を基礎としたものから出發し、國民のさうした部分を對象とする。従つて常に物質的な部分のみが考察される。この點のみからみれば Wirtschaft と經世済民とは相反するものである。

前者の物質的支配に對して、後者は精神的支配である。従つてそれらの術が、一方はある程度まで普遍的な法則に發展し得るが、他方はその對象が人であるだけに、科學化することが困難になる。物を支配する術

であつた Wirtschaft が經濟學となり、人を支配する術であつた經世済民が何ら學的性格をもたず、單に道徳教化の術に止まつたのは當然である。

しかし經濟の意味は天下の統治から始まり、やがて私經濟的なものに轉じ、Wirtschaft が私經濟的な一家の事務、物質的管理の意味から出て、國民經濟といふやうな廣義に發展していつたとみるのは、必ずしも穩當ではない。支那において、國といふ意味は前述の如く一つの限界をいふに過ぎない。故に時に家も亦國と同様に用ひられてゐる。

例へば周禮に「掌都家之國治」とあるは、周代における皇族等の采地をいひ、又同じく「其國家、宮室、車旗、衣服」といへる國家は支配さるる土地の意である。氏族制度が嚴格に施行されれば、一家は一國である。従つて家といふ觀念と、國といふ觀念とが一つになる。文中子に「是其家傳八世矣、皆有經濟之道」といつてゐるのも、國を治むる術の巧みなことが、家を維持することである。逆に主宰する家の亡ぶることが、國のなくなることになる。國破れて山河あり、などといふのも同じことである。かう考へて來ると、所謂經世済民の術は、要するに主宰者の家を維持する方法に過ぎない。その意味で矢張り一種の Wirtschaft であつた。

ただその場合 Sachlich な方面よりも「人」の方面に重點を置く。故にもし今日の經濟の意味が、西洋の學問の影響を受けて、國民全體の經濟の意味をもつやうになつたとすれば、それは Wirtschaft と同じやう



に一家の問題から、國民全體の問題に擴充されたとも考へられよう。

しかしそれにも拘らず、わが國にあつては一般に古い經世済民的考へ方が、今日の實際の經濟政策を實施する人人の頭のうちに、殘存してゐないとはいひ切れない。殊に最近における政治の經濟への優位性が再び「人」を問題として取り上げ、結局「人」を如何に支配するかといふ方面に注意が向けられて來た。純粹經濟の部門においてさへ、その解決を人の問題に歸しようとする。さうなると、再び古人のやうに「古來經濟才、何事獨罕有」といはざるを得ない。

經濟學において、それが純粹理論のみに依つて解決し得ない多くの實際問題の生じてゐることは事實である。自由市場を前提とする理論がそのまま實現するとは考へられない。殊に戦争といふやうな現象が恒常的に作用する今日においては、經濟理論は修正されなければならない。しかしそれだからといつて、經濟學が一個の政治的術に還元されなければならないといふ理由はない。尤もわが國の如き理論と實踐とを別個のものとして考へがちな國民にとつては「人」の問題が最初にして、かつ最終なものであるかも知れない。

(昭和十五年六月二日)

## 心學と徳川封建經濟政策

### 一 まへがき

心學のやうに、その時代の人人に大きな影響を與へるやうな思想の流れは、時代と密接な關係がある。大きな影響を與へたといふことは、その思想のうちにその時代の人の心に訴ふる何ものかを有してゐるものだからである。庶民ばかりでなく、武士階級に屬する人人のうちにも、心學を信仰する者があつたといふことは、心學のもつ普遍的な面を示すものである。何ものかに依つて心の安らかさを得たいといふ時代の要求が、心を琢磨しようとする心學のそれと一致したためでもあるが、同時にその時代の一般的動向と歩を一にするところがあつたためである。

社會の組織を根本から立て直さうとするやうな思想は、人の心を振ひ起させる効果はあるが、普通人に安心を與へるといふやうな性質のものではない。その頃の江戸時代のやうな、泰平な、刺戟の少ない社會にあつて、さういふ思想は存立し得ない。幕末のやうな烈しい變動的な、過渡的な社會において始めて強い存在となり得る。心學は當初においては多少革新的なものを有してゐたが、結局さうした精神をもつものではな



くなつた。ただ世の中の動きにつれて生じた庶民の疑惑に、一つの解釋を與へんとしたものに過ぎなかつた。それは時代の流れに添ふて發展していつたものである。故に心學を知らんと欲するならば、先づその時代を知らねばならぬ。

この種の思想は又その時代の政策と密接な關係がある。政策はその時代の支配者の意圖する目的に依つて決定され、その權威に依つて強制される。江戸時代のやうな武士が支配してゐた社會にあつては、武士の立場からみた政策が行なはれ、武士本位となることはいふまでもない。しかしある政策が、ある時代に行なはれるのには、行なはれるだけの理由がなければならぬ。多少とも永續することの出来た政策は、少なくともその時代の一般の考へ方と一致するところがあつたからである。江戸時代に武士中心の政策が實行されたのは、武士の權威が強かつたからでもあるが、同時に一般の理念がこれを承認してゐたからである。

政策は支配者の權力に依つて、その程度の差はあるが、常に強制されるものである。そしてその政策を實行する上に不都合な思想に對しては、これを排除し、又はその權威に依つて、強い壓力を加へることがある。江戸時代において切支丹宗門、即ち天主教は危険思想と見做され、極端に壓迫されてゐたから、表面には全然行なはれてゐなかつた。當時の宗教政策が、かかる思想の存在を許さなかつたのである。

これに反して、その時代に流行した思想は多かれ少なかれ當時の政策に合致するものであることが必要である。政策に迎合しないまでも、政策を阻害しないことが必要である。殊に江戸時代のやうな、信仰の自由

とか、思想の自由とかいふことが、絶対に認められてゐない時代にあつては、多少とも黨派的な思想團體は、政策に反しない、又は害のない程度で許されてゐるに過ぎない。従つて心學のやうな有力な民間思想が一般に流行するためには、どうしても當時の政策理念と一致したものでなければならぬ。殊に後に述べるやうに爲政者がこれを利用するに至つたことは、當時の封建的政策と心學との間に共通的な要素があつたからである。

以上の如く政策にしても、思想にしても、その時の社會状態を知らなければ、十分にこれを理解することは出来ない。これが所謂思想の歴史性といふものである。しかし思想は單に時代に支配されてゐるだけではない。一つの思想體系が出来ると、それ自體一つの大きな力をもつ。人間は思想に依つてその社會を建設していく者である。その時代の大きな思想は支配者の意圖を左右し、その政治的權力を利用して、社會構造の變化を企てる。人間は單に與へられたものに満足せず、自ら作らんとする意圖をもつてゐる。その時代の人人に依つて、暗黙のうちに、正當とされた思想が基準となつて、やがて新しい社會を作り、そこに新しい時代が展開される。

一つの思想體系の意義を十分に理解するためには、これらの諸點が十分に吟味されなければならない。即ち一つにはその思想のもつ保守的な面である。その時代の一般生活に適應し、過去の傳統を重んずる部分である。他の一つは建設的な面である。従來存しなかつたあるものを見出さうとする努力であり、新しい時代



の建設に役立つ部分である。

今封建經濟政策と心學といふ問題を取り上げた場合でも、同じことがいへる。心學といふ思想が偶然、突然生まれて来たのではない。心學が當時の經濟状態と無關係に生まれたものではなく、むしろ當時の經濟状態について不満を感じ、飽き足らぬ點があつて生じたものともいへる。従つてその當時の封建的な經濟政策に對し、多少とも批判的な意義をもつてゐる。と同時にこれを妥當なものとして正當化しようとする努力を拂つてゐる。

封建經濟政策と漠然といつただけでは、その意味が解つてゐるやうで解らない。元來封建社會はその字義の示すが如く地方的なものである。その經濟は大體において各地の自給自足を本則とする。鐵とか、鹽とかいふ日常必需品で、その地方に出来ないものは致方がないが、食物でも、衣類でも、住宅でも、出来るだけその地方で生ずる産物で間に合せようとする。従つて一般に商業は重んぜられない。貴族達が贅澤な生活をするために、外國の珍奇な品物を外國商人から買ふことはあつても、一般の生活には關係がない。物を賣つたり、買つたりすることは極めて小範圍であり、貨幣はあまり流通されない。

かうした經濟状態は當然金よりも物を尊ぶ。その「物」を生ずる土地は何よりも重要である。しかし土地があつても、人がなければ物は出来ない。そこで人を土地に結びつけて置くことが必要となる。殊に生活にも、戦争にも、最も必要な食物は土地からのみ生ずる。その土地を耕作する農民を失ふことは、かうした社

會にとつて最大なる打撃であるから、農民の移轉の自由などは認めることは出来ない。移轉の自由ばかりではない。職業を變へることも許すことは出来ない。そこは封建社會における「農民の土地への緊縛」といふ問題が起るのである。

純粹の封建社會の經濟政策といふものは、かうした目的の下に立てられる。従つて農民の向上發展などといふことは考へられない。如何にすれば農民を土地に結びつけて置き、その労働を以つて少しでも多くの收穫を擧げ得られるかといふことが問題となる。商業は勿論抑壓される。商業の發達は農民を奢侈に導く恐れがある。農民には極度の儉約が要求される。その生活全體に對して些事に亘つて干渉する。そこに封建社會の經濟政策が統制的となり、儉約と勤勉とが要求される所以が存する。それらの點において外見上、今日の經濟政策と似たものを生ずるが、本質において違ふものであり、又異ならしめなければならぬ。

それならば江戸時代はかうした典型的な封建社會と同じものであるかどうか。後に述べるやうに、江戸時代は決して嚴密な意味の封建社會とは同じくない。従つてある學者はこれを集權的封建制度と呼ぶ。諸侯が各自に土地を領有して、それぞれに支配してゐる點においては封建的であるが、幕府が全國的に支配力をもつてゐる點において封建的でない要素をもつてゐる。殊に貨幣經濟がかなり早くから行なはれてゐる。

江戸幕府の創設者である家康は「吾妻鑑」を愛讀し、鎌倉幕府の制度を模したといはれてゐる。又土地に基礎を置く社會的身分を以つて秩序を立てた點において著しく封建的であつた。儒教の教義も亦この傾向を



援助した。しかし室町末期における西歐文明の渡來、その後の海外發展は純粹の封建社會を樹立することを妨げた。家康自身さへも、商業の利益を知り、これを發展させようとした。従つて全國が統一されて、平和が持續されるやうになると、貨幣經濟が發展したのは當然であつた。江戸時代はある意味で、この近世の資本主義的發展を、封建的な統治觀念を以つて抑へんとした時代であるといふことも出来る。

私は以下その徳川幕府のもつ理想、それが現實には諸經濟政策として現はれて來たところのものと、實際の經濟状態と、それらが心學といふ一つの思想に及ぼした影響を出来る限り易く解説してみようと思ふ。

## 二 江戸時代の政治理想

江戸時代の爲政者がどんな方針で政治を行なつてゐたか。細い點は個個の爲政者の人格に依つて、まちまちであつたことはいふまでもないが、概していへば、儒教の影響を受け、仁政を施すことがその理想であつた。君主は元來選ばれたる者である。徳望のすぐれた者がその才能器量に依つて、人の君たる地位を得たのである。しかしその才能器量は人人その天分に由るものである。

人は天から享けた氣稟に厚薄の差がある。十分に人の君たる氣稟を享けた者が君主である。君主たることはその生まれながらにして得たその人の徳である。故に人君たる地位に生まれた者はこの君主たる徳風を具へてゐなければならぬ。ここに勿論問題がある。人君たる地位に生まれることは天命である。人君たる氣

稟を享けるかどうかも天命である。だが現に諸侯の家に生まれた者が、人の君主たる素質をもつてゐるかどうかは疑問である。だがこれを問題とすると、社會的秩序を動搖させる恐れがある。苟も人君たる地位に生まれた以上は、その徳を享けた者と解さなければ困る。従つてそこに人君たる者の教養と義務とが発生する。君主の徳が風の草木を靡かすが如くに民を化さなければいけない。君主は民を徳化し、かつ教育する義務がある。教育とは民をしてその業に安んぜしむるやうに指導し、飢餓に陥らしめざるをいふ。民は愚な者である。これを教へ導かなければならない。民は目前のことより考へない。故に遠き將來のために慮つてやる必要がある。この民は愚なる者なりといふことを前提として、當時の主なる政策が樹立されてゐる。民衆に味方をする論者でも、その點においては變りがない。例へば民の食を不足がちにし、法律のみを嚴重にして、民衆を處罰するが如きは「雪中に庭をはらひ、粟をまきて、集まる鳥をあみするが如し」(蕃山)といふが類である。

勿論民衆は愚學盲動を敢てする者である。決して聖人君子の集りではない。この點においては、江戸時代の政治家の方が正しいかも知れない。ただ民を愚なりとすることから、民を愚昧に止めて置くことを以つて理想としたところに、その缺陷がある。民を愚昧に止めて置くために、民をして何事をも知らしめず、ただ上からの命令を柔順に遵奉させることを以つて理想とした。政治を批判するが如きは勿論不可である。その職業に必要な知識以外のものは、一切これを無用とする。「農工商の子には、いとけなき時より、只物かき



算數のみをしえて、其家業を専にしらしむべし。必ず樂府淫樂、其外いたづらなる無用の雜藝をしらしむべからず」(益軒)。従つてその教へといふも、要するに支配者への服従の道徳である。何事についても恐れ畏み、支配者の命に——苟も自分より上長たる者の命に従ふことを教へたのである。それが民の美德として賞讃されたのである。

支配者の地位にあつた者は武士である。武士とは必ずしも武人軍人を意味しない。支配者たる地位に生まれた徳をもつ者をいふ。即ち「士」である。士は人のうちに知徳の秀でた者であり、それに依つて民を治むる者である。士はその君に對して奉公の義務があり、民に對しては指導の責任がある。民を善導し、保護し、安樂に生活させることが士の任務であり、君の仁徳を弘め、民をしてその恩澤に浴させることが士の職分である。故に士は心を勞する者である。これに對して民は力を役する者である。心を勞する者は人を支配し、力を役する者は人に支配される。農工商は力を役して上に奉ずる者である。

これらの職分的區別は同時に又身分的區別でもあつた。そしてこの身分的區別を維持するために、天命論が採用されたのである。武士の家に生まれた者は武士、百姓の家に生まれた者は百姓として、それぞれの職分を盡すことを以つて、人間本來の運命と考へた。そこに「家業」といふ觀念が生まれた。家業とはその家に附隨した業務であり、その家に屬する一員に依つて勝手に變更することの出来ないものである。個人に職業選擇の自由は許されない。商人の家に生まれた以上は、商人にならなければならない。のみならず酒屋の

子は酒屋に、菓子屋の子は菓子屋にならなければいけない。もしそれに反すれば家業を絶つ不肖の子である。家があつての個人であり、個人があつての家ではない。しかもその家は血族的團結よりも、職分的團結を尊しとする。だから假令親身の者であつても、もし家業をなすに不適當な者であれば、勘當するか、隠居させるかする。赤の他人でも、その家業に適する者を養子とする。徳川時代の「家」の觀念は、必ずしも純粹の血縁團體であることを意味しない。先祖代代からの家業を繼承し、持續することが家の永久的存続と考へたのである。家督相続人が同じ名を繼承するのも、個人以上に、さういふ家の存続を重視したからである。

かく家に屬する家業であればこそ、その家の各人は安らかに生活し得る。家業は誠に有難いものである。即ち各人はその恩澤に浴してゐる者であるから、家業の維持發展に努力しなければならず、もし多少なりともこれを阻害するやうなことがあれば、祖先に對して不孝であり、子供に對しては不慈である。個人は家業を先祖から享けて、これを子孫に渡す役目をするに過ぎない者だからである。かうした觀念は武士たると、百姓たると、又町人たるとを問はず共通のものであつた。「家督」の意義は今日のそれよりもつと重要であり、かつ具體的なものであつた。單に祖先の祭祀を絶たぬといふやうな精神的なものばかりではなかつた。かうした社會秩序を維持するためには、如何なる意味においても、その家業に適さぬ子孫を排除しなければならぬ。例へば百姓の家に生まれたならば、假令武藝に如何に優秀な技術をもつて生まれたとしても、それは家業に適さない不肖の子である。かうした者は家を破る恐れありとして排斥される。それぞれ家の分



限を守り、家業に出精する者のみがよしとされる。生まれながらの分を守ること、これが一般に説かれる道徳であり、爲政者も分を知り、足るを知れと教へて、一方統治上の方便とすると共に、他方各人の處世の途とした。

かく各人が生まれながらの分を以つて満足し、與へられたものを以つて足れりとするに至れば、確かに爲政者としては安易であり、世間は泰平であらう。だが事實はかく簡單ではない。例へば子孫の増加といふことだけを考へても、この問題の困難さが解る。田地三十石をもつ百姓が男の子三人もつて、均分すれば、次ぎの代には十石の高持百姓に過ぎなくなる。三十石の分限を維持せんとするならば、二男以下を適當に處分しなければならぬ。武士も亦これと同様である。そこで所謂二男以下は冷飯であり、長男のみが總領であり、順祿になる。ただその家の分限が増大する見込みのある場合のみ、擴大することが可能である。町人が商賣繁昌し、分家を作り、本家の補助とし、ますます發展するが如きはそれである。百姓にしても、他人の田地を兼併して富有になれば、本家・分家共に榮えることが出来よう。そしてそこに血族的相互扶助さへ現はれることになる。だがそのために土地を奪はれた百姓はどうなる。田地を失ひ、家業を棄てなければならぬ。家業に安定を與へんとする政策からみれば、これは許すべからざることになる。

かうした安定策が如何に不十分であるかは、極めて自然な人口増加といふ點からも明かであるが、さらに各人のもつ天賦の才能、種種なる欲求等を考へると、かうした政治的理想が容易に行なひ得ないことは明か

である。それにも拘らず江戸時代の爲政者達は上述の理想を以つて實際の統治方針とした。従つてその經濟政策も亦この觀點から樹立されてゐた。しかも彼等の大部分が經濟に關する十分の知識がなかつたから、他面においては、その根本方針と矛盾するやうな施設をも行なつてゐた。そのためにますます政策の効果は擧がらず、政治にとつて最も重要な「信」を失ふに至つたのである。

### 三 その經濟政策（その一）

上述のやうな社會を理想として、ここに幾多の經濟に關係ある法令が發布された。それらは勿論何ら系統づけられたものではなかつたが、前述のやうな原則から自ら一定の方向にきめられてゐる。それらのうち最初に先づ庶民の身分に依つて、その生活を一定の様式に安定させようとして、採られた諸政策について説明しよう。

庶民をして身分相應の生活をなさしむるために、日常生活の細かい點に至るまで干涉した法令は頗る多い。かの五人組帳の前書にも、その種の條項の存するものが多いが、ここには寛永十九年の幕府の法令を引用しよう。

「一在在百姓食物之儀、不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申、雜穀を用、米多く、たべざる様ニ可<sub>レ</sub>申渡<sub>二</sub>事



一當年在在ニ而酒造リ申間敷事  
 一在在ニ而うとん切麥素麵そは切餅まん頭豆腐、其外何にても五穀之費ニ成候ものむざと致、商賣仕間敷候

以上は食物に關するものであるが、要するに主要食料である米穀の浪費を防ぐと共に、貢租の対象である米を大切にさせ、身分の低い百姓に消耗させることを止めんとしたものである。又衣服に關しては

「一百姓之衣類男女共ニ此以前法度之ことく、庄屋は絹紬布木綿可<sub>レ</sub>著<sub>レ</sub>之、わき百姓ハ布木綿可<sub>レ</sub>著<sub>レ</sub>之、  
 糸<sub>レ</sub>帶等にも右之外よき物を仕間敷事  
 附 袖ゆきながく仕間敷事  
 一百姓よめ取など之時、乗物可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>無用<sub>レ</sub>事  
 一荷鞍にもうせんをかけ、百姓のり申間敷事

家作に關しては

「一百姓家作不<sub>レ</sub>應<sub>レ</sub>其身<sub>レ</sub>儀仕間敷事」

と規定してゐる。

これらの規定はその後も年年繰り返へされ、しかも次第に嚴重に規定されてゐる。例へば慶安二年の御觸書を見ると

「一酒茶を買い申間敷候、妻子同前之事」

とある。そしてそれらの多くは五人組帳前書などにも記され、繰り返し、繰り返し説かれてゐるのである。

町人に對する衣食住の制限についても同様である。承應元年の江戸町觸に

「一町人召仕絹布著し申間敷事  
 一町人らしや之合羽著し申間敷事  
 一町人振舞結構ニ仕間敷事  
 一町人蒔繪之家具拵申間敷事



とあるが如きである。

これらの法令が實際に行なはれたかどうかといふと、それが度度繰り返されてゐるだけでも、すでに疑問とはなるが、とにかくこれらの規定に違背したために處罰された例はかなり發見される。勿論それらは全體から見れば僅かの數であり、後に述べるやうに生活が向上し、これらの規定を遵奉しない百姓や町人は少なくなかつたのである。

しかし幕府がこの種の法令を出した根本には、いろいろな理由が考へられる。例へば物價の騰貴を抑止せんがためとか、年貢米に差支へなからしむるためとか、多くの理由を擧げられるだらうが、少なくともこれらの法令の中心となつてゐる觀念のうちには、分相應といふ身分的區別が強く作よいてゐたといつてよからう。武士にあらざる者が身分不相應な事をするのは、奢侈と見做される。即ち奢侈の限界を身分を以つて定める。この點において奢侈を抑止する上に、今日よりも明白な標準が與へられてゐたわけである。それでもなほこの分限相應の日常生活をなさしめやうとする方針は、貨幣經濟の發展するにつれて無力となり、實際に購買力を有する町人や大百姓の日常生活を限定することは困難であつたのである。

第二に町人は暫く別として、武士にとつて最も重要な貢租を納める百姓に對して、その身分を固定せしめ、家業を安定せしむる手段として爲政者はいろいろな政策を採用してゐる。幕府が重要な交通路に關所を設けたり、各地に五人組を作らせ、相互監視の責任をもたせたり、切支丹宗門改めを嚴重にし、人別帳を作製さ

- 一町人作事ニ金銀之箔付間敷事
- 一三階仕間敷事
- 一町人蒔繪之乗鞍糸鞆仕間敷事
- 一乗掛蒲團袖木綿毛氈之外無用之事
- 一町人祝言結構ニ仕間敷事
- 一町人長かたな大脇差さし申間敷事
- 一町人かぶきたる舄仕間敷事

とある。それは百姓ほどではないにしても、金があるからといつて、勝手氣儘にさせず、町人の分限を越ゆることを許さなかつたのである。町人の分も百姓同様、後になれば一層細かく規定されてゐる。例へば家作に關して寛文八年の町觸には

「一町人家作致ニ輕少、なげし杉戸付書院くしがたほりもの組物無用、床縁棧かまち塗候事、井から紙張付停止之事」



せ、寺請状を出させたりしたのは、身分安定政策としてよりも、むしろ他の政治的意味をもつものではあるが、同時にそれが庶民の移動を困難ならしめたことも認められる。一夜の宿泊さへも喧しく穿鑿させ、怪しい獨り旅、行く先知れぬ浮浪人を取締る反面には、正當の旅行者については、それを證明すべきいろいろな面倒な手続きをふませることが必要になる。従つて人人はちよつとした旅行にも、煩雜な手続きを厭つて、己が故郷から一步も出ることがなく、自ら百姓を土地に定著させることに役立つたといへる。しかしここにはさうした消極的なものではなく、むしろ積極的に百姓の衰亡離散を防がんとした諸政策について説明しよう。

先づ第一に擧げらるべきものは、田畑永代賣禁止令である。百姓がその家業を維持せんとすれば、當然田畑を確保して置く必要がある。その意味で百姓がその持地を、如何なる理由があるにもせよ、他人に永久に賣却するといふことは面白くない。この法令の趣旨が百姓と土地とを堅く結びつけて置かうとする封建的意圖に存したことは明かである。勿論それと同時に土地が大農又は町人の手に移り、小農がその家業を失ふことを防止せんとする考へでもあつたらう。何れにしてもこの種の法令はかなり早く、寛永二十年の在御仕置之儀に付御書付のうちにもみえてゐる。しかもこれを犯す者に對しては、次ぎの如き嚴重な罰則さへ定められてゐる。

「一賣主牢舍之上追放、本人死候時ハ子同罪、

一買主過怠牢、本人死候時ハ子同罪、

但 買候田畑ハ賣主之御代官又ハ地頭江取上之、

一證人過怠牢、本人死候時ハ子に構なし、

一質ニ取候者作り取りにして、質に置候ものより年貢相勤候得ハ、永代賣同前之御仕置、但頼納買とい

ふ

右之通田畑永代賣買停止之旨被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候

かく嚴重に規定してあつたのにも拘らず、この法令は百姓の實狀に全然相反するものであつたから、殆ど全く行なはれなかつたといつてよい。百姓が不作凶作に遭遇した場合、融通し得る唯一の財産は土地であつたからである。故にその法令にも禁じてあるが、頼納の方法を採る者もあつた。序でに附記して置くが、寛永二十年の禁令に頼納の禁止があるところからみれば、すでに以前に永代賣は禁止されてゐたのかも知れない。何れにしても禁止されてゐても、融通する必要は起るから、彼等は始めから流質してしまふつもりで質に入れる。従つて最初から質入證文と小作證文、さらに讓渡證文を添へたものもあるが、三通乃至四五通の證文を作つて、合法的に永代賣と同様のことをしてゐる。如何に實情に添はぬ法令が幾多の手數と紙と



を無駄に費すかといふ好適例であらう。

田畑永代賣禁止の法令と同様に、百姓の衰亡を防ぐ目的を以つて發せられた法令に、百姓分地制限令がある。享保六年の定に

「田畑配分の定

高拾石 地面壹町

右之定よりすくなく分候儀停止たり、尤分方ニ不限、残り高も此定よりすくなく残べからず、然る上ハ高貳拾石地面二町よりすくなく田地持ハ、子供を始、諸親類之内江、田地配分不罷成候間、厄介人有之者ハ、在所ニ而耕作之働ニ而渡世致させ、或は相應之奉公人ニ可差出之事

と規定してゐる。その以前から百姓が持高を子供達に分けて、そのために小百姓となり、衰亡することが往々にしてあつたとみえ、蕃山などは「たわけ」といふ言葉はこれから始まつたといつてゐる。要するに百姓が家業相續出來難くなることを恐れて作つた法令であるが、これには別に何の罰則も規定されてゐない。五人組帳などに現はれてゐるところでは、據どころなく分けなければならぬやうな場合には、届け出で、許可を受けるやうにと附記してゐるものが多い。この法令も前の永代賣禁止の場合と同様に、実際には殆ど行

なはれなかつたものとみてよ。

領地の百姓家が潰れることは、領主にとつても不利益である。貢租ばかりでなく、賦役等に直接關係して來る。百姓の家を維持せんとする努力はあらゆる方面に拂はれてゐたにも拘らず、江戸時代の後半には百姓家の潰れるものが少なくなつた。多くの五人組帳の規定のうちには、潰れ百姓の跡を絶やさぬやうに、次ぎのやうな規定が設けられてゐる。

「一小百姓退轉致候跡之田地を持添ニ致候事御法度之旨、年來被ニ仰出候通、奉得ニ其意候」

逃亡した小百姓の田地を他の百姓が併合してはいけないといふのである。

「前前より百姓一軒分之跡ハ、死失候共、百姓を仕付、一軒分之跡を立可申候、郷中之はからひに不罷成候ハ、家屋鋪田地共ニ書立、訴之、御差圖を請可申候、無其儀、家をこわし取、或ハ四壁之竹木をきり荒、或ハ其者之田地持添致、一軒分之百姓跡を潰し候ハ、何事之曲事ニも可被ニ仰付、勿論相背申者御座候ハ、五人組之内より早速可申上候事」



農村が榮えてゐる場合には、恐らくこの法令を遵守することも、それほど困難ではなかつたらう。退轉したり、死に絶へた百姓の跡を相續させ、一軒の百姓家を維持させるため郷内の若者を養子にすることも出来たらう。しかし農村が衰微しつつある場合、荒蕪した僅かばかりの田地を相續させる人間を發見することは相當に難しい。後期になつて百姓家の潰れる者が多くなると、かういふ規定のあるために、表面だけ家を立て、事實は何も存在しないやうな村方も出来て來た。役人の方も一潰家を調べ上げるわけにもいかず、法定の形式にさへ違背しなければ、見て見ぬふりをする事が多くなつた。元來江戸時代には、かういふ風な、實際には行なひ得ないやうな法令が澤山あつたために、一般に形式だけを整へて、實際には勝手なことをする風習が出来、その悪弊は今日でもなほ直り切つてゐないといへるだらう。

#### 四 その經濟政策（その二）

江戸時代における民政上重要な問題の一つは饑饉對策である。凶作期における饑饉の慘狀は今日の人の想像し得ないほど甚だしいものであつた。路上に餓死者をみることも決して稀ではなく、大饑饉になると、一村餓死するといふやうなことさへあつた。次ぎに掲げる記事は天明三年仙臺における饑饉の慘狀を記したものである。

「年内は何の御沙汰も不<sub>レ</sub>相聞得<sub>レ</sub>候、然る所翌年閏正月に相成、小泉河原にて粥被<sub>レ</sub>下候筈の由にて、地藏堂松原の内え御小屋懸相成候に付、右の段御城下は不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申、在在の飢渴人共及<sub>レ</sub>承候て、地藏堂松原邊へ、段段參集、數百人に相成候處、然る所御小屋懸計相成、粥は暫時不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候に付、右飢渴人共毎日右松原近邊にて死亡の者多<sub>レ</sub>く相出候處、右死骸を取片付候者も無<sub>レ</sub>之故、地藏堂の下、松の木陰、河原杯に死人數多有<sub>レ</sub>之候處、狗共集、天窓計殘し、手足を喰切、所所にかみ散敷候故、臭氣甚敷、通路も難<sub>レ</sub>成躰に候、餓鬼阿彌の如くに相成、衰果候飢渴人共、死骸の中に交居、所所にて少宛賣留候魚の骨頭わた杯、又は大豆等面面喰居候分野、誠に餓鬼道共可<sub>レ</sub>申哉、目も被<sub>レ</sub>當ぬ事共に候、其内には親の死骸を犬に被<sub>レ</sub>喰散、妻子の死骸（を）爲<sub>レ</sub>枕、其片邊に臥居候境界、見る人目くれ涙落、聞くに哀れを催し、諸人心を不<sub>レ</sub>痛と云事無し」

領主の救濟の手筈が狂つて、一層慘狀を増したのであるが、當時交通運輸の設備が不十分であり、凶作地救濟の方法が思ふやうにならなかつたのであつた。加ふるに、各藩はそれぞれ自己の領内のことを思ふに急であり、他領の窮狀を救ふことにあまり熱心ではなかつた。甚だしきは米穀の津留、即ち藩外移出を禁ずることさへあつた。これらの事情が一層凶作地の饑饉を大ならしめたのである。

かうしたことは、單に凶作時だけではなく、その他の天災に遭遇した場合でも同様である。故に人人は各



地方地方で自ら助かる途を考へなければならぬ。勿論諸侯もこれが救済に努力しなかつたのではない。殊に前述したやうに仁政を以つて、その政治的理想としたのであるから、出来るだけのこととした。饑饉時を救ふためには平常貯蔵米を多くすることにも努め、又救恤の方法をも講じた。しかし後に述ぶるやうに幕府を始め諸藩の財政が苦しくなると、それも思ふやうに出来ない。前述したやうに百姓に米を大切にせよと命じ、五穀の類を濫費せしめぬやうにしたのも、一方からいへば身分的制限、貢租の確保等にあつたらうが、他方からいへば、非常饑饉の際の用心とみられないこともない。

かかる状態であつたから、江戸時代にあつて所謂隣保制は特別の意義があつた。政治的にいへばその時代の目付警察制度の擴大であるが、他面經濟的方面からみれば、一種の協同相互援助の意味をもつてゐた。違つた職業をもつ者が入交つてゐる都會においては、あまり重要な意義をもたなかつたが、地方にあつては、その平常の農業労働においても、又火事とか、盜賊とかいふ事件に際しても、五人組は協力を要求された。そしてそこに隣人愛の道徳が強調され、政府も亦これを助長する政策を採用したのである。

前述したやうに、直接天災を防止し、あるひはこれに備へる餘裕をもたなかつた當時の爲政者は、さうした事件に際して窮民を救済した者を褒賞し、又平常にあつても仁徳の意に叶ふ行爲をなす者を賞美した。病者・老人等の窮民救済も亦仁政の一つとして絶えず採用されてゐる。五人組帳の前書にもさうした慈悲慈善の徳が擧げられてゐるが、殊に後世賢君と稱せらるる諸侯の定めた五人組の控のあるものは、殆ど修身書と

いつてもよいからである。今その一例として有名な庄内藩の五人組帳前書の申諭書の一部を引用しよう。

「戸籍伍伍人別、兩御城下町町をはじめ、郷村のはしはしまで御糺しの事は、御郡中一人として御人にあらざるはなく、此もの共のよからぬ身すぎをし、よからぬ人やどし、さてはよるべきものうをこころえ、御恵みにもれ候半事を、ありがたくも深く、御憂あそばして、在町かまどかまど一人一人をあらため、家業職業よろづの營みに精を出し、老たる親を養ひ、幼なき子を育み、人ごとゆたかになしたく、思召の程、下下まで有難く心得べき事に候」

仁慈の厚きことを示し、以下七箇條農民日常の心得を説く。隣保相助くべき所以を次ぎの如く説明する。

「年久しく傳へたる家、或は成内の者は親類も廣く、召仕の男女もあるべし、あらたに家を持、または隔りたる里より移り、親戚の遠きものは、隣隣の助を頼むべし、されば伍伍組内の事を仰付おかれ候、年若く氣力も強く候は、他を頼むべきにもあらず、さりとて貧富は時により、老少はとりに随ふならひなれば、後の事を慮り辨て、朝夕に組内を親しみ、互ひにへだての心なく申合すべし、組内の睦じきは、其組の頭の力なるべし、組組揃ひたるは取扱ふ長人の力なるべし、一村睦じく治り、孤獨の者も朝夕を



やすく送候は、肝煎井添役の精働成べし、かかる村は御褒美有べし」

この掟書の作られたのは、文政二年であるが、懇切な文章のうちに、多少とも心學の影響を考へられる。何れにしても江戸時代のやうな社會にあつては、よしかかる規定がなかつたとしても、隣保相助け、萬一の際に用意して置くことが必要だつたのである。

かかる仁政主義に立脚する當時の社會政策が、その窮民に對する態度は慈善的であり、又孝子節婦に對しては獎勵的であつたのは當然である。困窮者救済のために出された幕府や諸藩の布告は夥しいものであつたらう。殊に享保・寛政の所謂善政時代には特に強調された。今享保期の例を一つ探ると、享保六丑年に困窮者江御扶持米被下候事として、次ぎの如く命じてゐる。

「町町ニおゐて親、妻子、又ハ自分も重く相煩、かせぎも不罷成、絶命および候類之者も候ハ、御扶持米可被下候間、遂吟味可訴出候、但右ハ年來其所ニ住居いたし候者之事ニ候、當分外より參居候もの之儀ハ訴出ニ不<sub>レ</sub>及候事、

一 先頃致吟味書上候町中困窮者之儀、火事ニ逢候ハ、五七日之内御扶持米可被下候、右同斷之者も候ハ、遂吟味可訴出候、尤書上候之内、身上取直候歟、又ハ他國江參候ハ、是又可訴出候

事

右之趣自今心得、名主、家主、五人組申合、互ニ致吟味、書面之通之者有之候ハ、早早可訴出候、若打捨置、脇より相知候ハ、可爲越度候、以上

それらはやがて寛政の松平定信に依つて一層擴充され、制度化され、救貧事業の體を備へるやうになつた。幕府自身が救濟事業を行なふのみならず、又一般にも貧困者を救濟することを獎勵し、これをなした者を奇特なる者として賞美した。加ふるに儒教にしても、佛敎にしても、さういふ慈悲善根を獎勵してゐたから、動もすれば無差別的な慈善が行なはれた。そのために乞食の類は多くなり、眞の貧困者と怠惰から生じた者とを區別し難くなり、その種の者が市中を徘徊することが多くなつた。

元來前述したやうな隣保相助くる精神が十分に行き互り、親類の扶助も行なはれてゐるならば、さうした餓死に至るやうな困窮者の發生するわけはないのであるが、事實は理想通りにならず、兎角浮浪の徒を増加する傾向があつた。殊に農村の衰亡から、村を逃亡して浮浪する者もあり、又家を潰すまいとすること、隣家五人組に迷惑をかけまいとすることに依つて、勘當とか、久離とかいふ制度が出来、無籍者・無宿者が多く輩出した。

世の中を一つの固定したものと考へ出した封建的理想社會は、爲政者の思ふやうに支持することは出



來なかつた。それを支持せんとする諸政策は、あるひは實行不可能となり、あるひは却つて反對の効果を生み出す結果となつた。その理想と事實との矛盾をなくさうとして採用された經濟政策はますます統制的となり、かつそれが一貫した主張の上に立たずに、その時その場の缺陷を補足しようとするものに過ぎなかつたから、ますます封建社會の缺陷を暴露することになつたのである。今それらの政策を述ぶる前に、少しく實際の經濟狀態を説明し、それが心學を勃興せしめた理由を明かにしなければならぬ。

##### 五 心學の起つた頃

江戸時代は米遣ひの經濟だといふ。武士の俸祿も米で評價され、貢租も米でなされてゐたから、かくいふことも一應認めらるることである。しかし他方金銀錢の三貨が通用し、物を媒介する用具としては米より遙かに便利なものであり、當然貨幣經濟へと進展せざるを得ない。平和が永續的なものとなると、一層多く貨幣が流通し、文化は起り、生活程度は向上した。

心學の祖といはれる石田梅巖は貞享二年に生まれ、延享元年に死んでゐる。貞享の次ぎが元祿で、寶永・正徳・享保・元文・寛保と続き、寛保四年が改元して延享元年である。故に梅巖は所謂元祿・享保の人である。

元祿時代は周知の如く五代將軍綱吉の時代であつて、元和偃武よりすでに六十年、天下泰平にして、文化

興隆の時代であつた。だがすでに武士生活の窮乏漸く甚だしからんとする時代でもあつた。幕府はその財政難を救済せんと欲して、金銀貨を改鑄して、惡幣を濫發した。しかもそれに依つて得た利得を、土木事業等に濫費した。そのために一方貨幣經濟を混亂せしむると共に、他方一種のインフレーションを招來し、物價を騰貴せしめ、景氣を上昇させた。

この元祿の放漫政策に對して、その弊害を除去し、家康時代の質實剛健の士風に復歸せんと努力したのが八代吉宗の享保の治である。金銀を慶長の古に復し、儉約を勵行し、米穀の生産増加を計つた。元祿のインフレーション政策に對し、これはデフレーション政策である。その緊縮政策を勵行したために、世の中は不景氣になつた。小商人や職人達の生活は苦しくなつた。金融は圓滑にいかなくなつた。即ち金を貸す者が溢つて、容易に融通しなくなつたのである。

貨幣經濟の大きな波が元祿から享保にかけて動搖したのである。その景氣の昇降に依つて利益を得たのは町人であつた。上昇に際して利益を得るのはいふまでもないが、下降に際しても決して損はしなかつた。勿論個々の町人についてみれば、盛衰のあることは免れないが、全體としてみれば町人の生活も、又その社會的地位も上昇するのみであつた。元祿の好景氣に依つて貨幣經濟は全般として發展していつた。それだけ町人の利益を得る機会が多くなつたのである。これに反して武士にとつては、好景氣に際しては物價が騰貴するほど米價は上らず、不景氣に際しては米價の下落したほど物價は下らず、何れにしても米を以つて収入と



する彼等の生活は苦しかつた。借金をして生活するより外にないのである。さうだとすれば借金の途の絶えた緊縮時代よりも、むしろ物價は少し高くとも融通の途のある放漫時代を、彼等が歓迎したのは當然である。享保が二十一年にして元文と替るや、再び金銀改鑄の政策を採用した。

かうした經濟の波に乗つて、町人が如何に進出して來たか、又そこに生まれた文化と町人生活と如何なる關係があるか、さらにさうした變化と心學と如何なる關係があるか等について、以下簡単に説明しよう。

元祿の放漫政策が幾多の弊害を生じたことは明かであるが、他方そこに新しい文化の華を開いたことも認めなければならぬ。殊に町人文化の全盛は何を意味するかを一應考へてみる必要がある。しかもそれが主として關西に現はれたことは意味がある。近松門左衛門・井原西鶴・又竹本義太夫等、他方又談林風出で、蕉風現はれ、江戸座の全盛は民間における文學の興隆を意味するものであらう。かかる藝術的方面における發展は、元祿期における町人の富力の増進を物語るものであるといつてよいであらう。

だがかかる泰平の世に、兎もすれば起りがちなことは、社會の一般の調子が弛緩し、人心は漸く放埒に向ひ、奢侈になることである。殊に大きな土木事業や造營事業が行なはれると共に、河村瑞賢の如き事業家も生じ、淀屋辰五郎・紀國屋文左衛門・奈良屋茂左衛門のやうな豪富の徒も生じた。又さうした成金者流でなくとも、好景氣に依つて著實に富を重ねた眞面目な商人も少なくなかつたのである。全般として生活は向上し、奢侈となつた。西鶴がその「一代女」に

「なほ風俗もそれを見習ひ。一丈貳尺の帯むすぶも氣のつきる事ぞ。むかしは女帯六尺五寸にかぎりしに。近年長うしての物好見よけになりぬ。小袖の紋がらも此程の仕出しに縫切の櫻鹿子。脇よりは染著物のやうに見せて。中々百色の美糸をつくしける。此一表金子五兩づつにして出來ぬ。萬の事此ごとく人しらぬ物入次第にいたりせんさくの世なり」

といふも小説とのみいふことは出來ない。この著作は貞享三年のものであるといふから、未だ元祿の惡幣鑄造以前に屬する。要するに寛文頃から世の中は段段奢侈となり、元祿の貨幣改鑄に依る景氣の上昇はさらにそれを一層甚だしからしめたのであつた。

江戸小舟町三丁目石川屋六兵衛といふ金持があつた。その女房はこれも石垣普請などの請負をして巨利を得た成金の石屋久三郎の娘であるが、日頃から大變に贅澤をしてゐた。恰も天和元年五月八日に、五代將軍綱吉が寛永寺に廟參された。石川屋の女房が、その御成を下谷廣小路で拜觀せんとし、店先に毛氈を敷き、自分は勿論、召連れた女どもにも贅澤な衣裳をつけさせた。それが將軍の目に觸れ、町人の妻として身分不相應であるといふので、段段取調べを受けたところ、贅澤な別荘をもち、平素の暮し方が奢侈であることが解り、處罰された。かうした例は特に著しく贅澤な町人についてであるが、一般の町人も以前からみると、



ずつと贅澤になつてゐたのである。  
 武士が窮して、町人が富んで来たから、何かにつけて武士が町人の厄介になることが多く、従つて武士と町人との交際も對等とならざるを得なかつた。享保の頃、山下幸内といふ浪人者が、吉宗將軍の緊縮政策を非難する上書を奉つたことがある。そのなかで

「歴歷の武士たるもの、近年はちと身を持たる町人方へ文通仕候に、大概大方様付の書通にて御座候、或は出會の節の挨拶等を承候に、互に殿付の口上に、武士町人の境も見分け難く、一座族間に御座候、是全く餘之儀にては無御座候、武威薄く成候證據に御座候、何とやらん町人のかけにて武士も立候様に覺、町人も我等の用を達するゆへに、武士も立候ほどと申族多、扱々苦々敷事と奉存候」

と憤慨してゐるのも尤もである。理論では最も下位に置かれる町人が、實際にはその社會的地位を次第に向上し、武士も及ばぬ生活を營み得る力をもつて来たのである。

それは單に奢侈とか、贅澤とかいふ物質的方面ばかりではない。その社會的地位の向上して来た町人は、生活に餘裕が出来て来たから、遊藝や學問に遊ぶ者を生じた。いくら町人は読み・書き・算盤が出来れば、それでよいといつても、次第に知的要求を生じつあつた町人が、それで満足し得ないのは當然である。し

かもその以前から、庶民に好學の傾向を惹起させるやうな學者の著作が現はれてゐた。假名交りの文章で、誰にでも解るやうに書いた修身書は、古くは室町末期から現はれてゐるが、殊に當代になつて、中江藤樹の「翁問答」や「鑑草」のやうなものや、貝原益軒の所謂教訓物が數多く出されるやうになつた。それらがどの程度まで人に讀まれ、どの程度まで人に理解されたかは、疑問ではあるが、それらが相當町人に反省を促がしたことは認められよう。殊に八代吉宗の頃にもなれば、一般に好學の風が獎勵され、それが武士にだけでなく、町人にも影響を與へたとみることが出来る。

三井高房の著作とされてゐる「町人考見録」は享保十一年から十八年頃までの間に出来たものであるといふ。そこに書かれてゐることは、昔から家を亡ぼした町人の實例を數多く挙げ、その原因を一一指摘して、町人たる者の心得を子孫のために説いたものである。享保の緊縮政策に遭遇して、大町人の間に眞面目に反省を起させたことが窺はれる。

しかしそれらの著作、藤樹にしても、益軒にしても、又高房にしても、町人たる者の身分を反省し、身分相應の生活を説くものであり、儉約を重んじ、武士を尊び、公儀の政策に順應することを説いたものであつたことはいふまでもない。生活の満足を徒らに外に、物質的なものに求めず、内に、精神的なものに求めよと説くのである。町人が物欲に満足を求めんとすれば、勢ひ身分不相應の奢侈にもなり、贅澤にもなる。その結果は身を失ひ、家を亡ぼすことにもなる。事實自然に亡びずとも、上から重き咎を受けた者は、前に掲



けた石川屋六兵衛ばかりではない。淀屋辰五郎の如きは、その最も有名な例の一つである。富貴は浮べる雲の如し。何時雲散霧消してしまふかも知れない。武士は大名ならば、容易なこととその家を失ふことはないが、町人にして富める者の地位は決して安固でない。昨日の旦那様も、一夜の火災で乞食にまで成り下ることもないとはいへない。町人が町人生活に對する反省をするやうになると、そこに幾多の疑惑を生ぜざるを得ない。町人生活そのものに對する疑惑、商業に對する疑惑、修身書の教へるところと實際との矛盾、それらをどう解決したらよいのか。勿論それらはこの時代特有の問題ではなく、今日の社會にあつても問題とされようが、特に元祿から享保にかけての著しい經濟的變化を始めて経験した當時、多少とも反省心の強い人にとつては、かなり大きな問題とされ、その解決を求めんとする欲求が強かつたのであらう。石田梅巖はかかる時代に生活した町人の一人であつたのである。

六 石 田 梅 巖

梅巖がその時代の兒として、どれだけ悩んだか、又どれだけ苦んだか、具體的にこれを知るべきよしもない。しかし彼が京都の黒柳氏に奉公してゐた頃から、餘暇に讀書を好んだといひ、又「石田先生事蹟」にも

「先生二十三歳の時京都へ登り、上京の商人何某の方へ奉公に在付給へり。はじめは神道をしたひ、志し

たまふは、何とぞ神道を説弘むべし」

とあるをみても、梅巖が早くから一般の町人とは異なり、何か人の踏むべき道を求めんとする精神の極めて旺盛であつたことを知り得る。かうした求道心と、これに對する異常な努力とが、彼をして新しい人生の意義を見出さしめたのである。彼は小栗了雲に學び、四十を越えて始めて人間の本性を會得した。彼自身の言葉を以つてすれば

「吾をしへを立る志は、數年心をつくし、聖賢の意味彷彿と得る者に似たる所あり」〔齋家論〕上

といつてゐる。だが彼は忽然として悟つたのではない。永年の苦心に依つて解決を得たのである。人間がその生涯に、一つの確固たる中心思想を得ることは決して容易な業ではない。幾度か迷蒙のうちに光明を失ひ、苦み悩まなければならぬのである。その悩みに打ち克つ者のみが解決の彼岸に到達し得る。その悩みが大きく深ければ深いほど、その解決も亦徹底的であり得る。かうした解決はただその人の精進努力に依つてのみ會得さるるもので、決して人から教へらるることだけで到達し得るものではない。

梅巖が如何なる事情から人生問題に悩みをもつやうになつたのか、今日これを明かにすべき途がないが、



彼が單に「人生とは何ぞや」といふやうな抽象的問題から人生問題に入り込んだのではないことは、彼の後年の著作に依つても、ある程度まで推測し得る。梅巖自身が商家に仕へ、商人としての家業を學び、そこに商家の實際と聖賢の道との間に存する矛盾を發見し、相當に苦んだのに違ひない。世の表と裏との極端な相違——表から主張したのでは通らぬことも、裏からいけば、何のこともなく達せられるやうな醜惡な實狀をみて、心を痛めたことも少なかつたらうと思ふ。

「商人と屏風とは曲まねばたす」といふことは古くからいはれ、正直ならざることの口實とするくらゐである。少しでも利得を多くせんとして懸値をいふのは、當時一般のことであり、買ふ者もそれを普通として、値切ることを當然と心得、それが商人の懸引とさへ考へてゐたのである。かうした事實に對し當時の識者の間にも、批判を加ふる者があつたことは當然である。享保三・四年の頃の作とされる西川如見の「町人囊」卷一に

「或人の咄に、去商人常の口くせに、商人と屏風は曲まねばたすといひて、手わろきわざもありしに、あるとき家の年久しき古屏風の精妖まじて、商人の夢に見へていはく、年頃われを曲めるもののみ思ひ給ふこそ口惜く侍れ、ゆがめてたてるは我心にあらす、のぶとちぢむとこそわが徳用なれ、しかれ共強て開きのぶる時は、片時もたちがたし、又たたまちぢむ事過る時は、猶ひとり立がたし、のぶとちぢむと

の中道をうるときは、久しく立て危からず、そのうへ立所の地平かに正しくして、たてざれば則くつがへりたをれり、是第一の用心なり、主も先その一心の地をたいらかに正しくして、其上に商賣ののべちぢめを考て、あまりに開かず、あまりにちぢめずして能程に身を立るときは、いつまで立ても危事なるべし、主此ことはりをしらすして我をゆがめることのみ心得給ふは口惜く侍りと恨けりとかや、おかしき事ながらも捨がたきことはり侍るにや」

如見のこの解釋は、儒者の所謂道は中庸にありを以つてしたものであるが、ここにこの文章を敢て引用したのは、かういふ比喻の方法を以つて人生解釋を企てること、後の心學道話家の慣用手段となつたからである。梅巖はこの種の不徹底な、どうでも解釋出来るやうな比喻を採らない。彼は真正面から商人を説き、正直・眞實にして、あからさまなることを説く。

「我身ヲ養ルルウリ先ヲ疎末ニセズシテ眞實ニスレバ、十ガ八ツハ、賣先ノ心ニ合者ナリ。賣先ノ心ニ合ヤウニ商賣ニ精ヲ入、勤ナバ、渡世ニ何ソ案ズルコトノ有ベキ、且第一ニ儉約ヲ守リ、是マデ一貫目ノ入用ヲ七百目ニテ賄、是迄一貫目有リシ利ヲ九百目アルヤウニスベシ」〔都鄙問答〕卷之二



生産を低下し、出来る限り安價に、顧客の便を計るのが商人の道であるといふ。又

「多葉粉入一ツ、幾世留一本買トテモ、善惡ハミユル物ナルニ、色色ト云ヒマワスハ宜カラザル者ナリ。有リベカカリニ言コトハ善者ナリ。我ヨリ人ノ實不實ヲミル如ク、他ヨリモ我實不實ヲ見ルコトヲ知ラズ。傳曰人視レ己如見ニ其肺肝ト。此理ヲ知レバ辭ヲ飾ズ、アリベカカリニ云ユヘニ、正直モノナリト、何事モ任セ頼ルルユヘニ、世話ナシニ人一倍モ賣モノナリ。商人ハ正直ニ思ハレ、打解タルハ五ニ善者ト知ルベシ」(同上)

讀者はこれらの文章と前の如見の文章とを比較されたい。又後に普及した心學道話家連の文章とも比較される。後者が單に口巧者に人を説くに過ぎず、梅巖のそれが卒直に自己の信念を披瀝するものであることを知り得るであらう。

梅巖は商人がこの正道を體得するためには、一に學問に基づくより外にないといふ。

「此味ハ學問ノカナクテハ知レザル所ナリ。然ルヲ商人ハ學問ハイラヌモノト云テ嫌ヒ、用ザルコトハ如何ナルコトゾヤ」(同上)

と慨嘆してゐる。これは當時の通説たる商人學問無用論を反駁するものである。商人は利を求めて、義を忘るるものであるといふ通説を否定するがためにも、梅巖は商人に學問の必要を説くのである。この點における彼の商業倫理は、當時の社會においても容認し得ると同時に、現在の商業倫理にも一つの示唆を與ふるものと云へよう。彼は商人にとつて利の必要なことを認める。しかしそれは正しい利でなければならぬ。

「商人ノ道ヲ知ラザル者ハ、貪ルコトヲ勉メテ家ヲ亡ス。商人ノ道ヲ知レバ、欲心ヲ離レ、仁心ヲ以テ勉メ、道ニ合テ榮ルヲ學問ノ徳トス」(同上)

商人の道は利欲を貪ることではない。買手のために出来るだけ流通の便宜を計ることである。顧客に對し正直に、有利であるやうに考ふることは、恰も眞の武士が主君のために忠節を勵み、生命をも顧ざるが如くでなければならぬ。利のためでなく、職のために働くべきである。これらの點は今日と雖も、なほ大いに主張されるべき點であらう。

梅巖のこの主張は當時にあつても勿論爲政者の施政方針と何ら齟齬すべき點はない。否むしろ大いに援助するべきものであらう。しかし梅巖が町人に學問を奨め、その自覺を促がした結果は、町人と武士と何ら異



なることなき旨を力説するに至つた。前述のやうに、町人のその家業に精を出すのは顧客のためであり、恰も武士がその主君のために働くのと同様であるといふのは、未だ單なる譬喩とみることも出来るが、彼はさらに商人の利潤を武士の祿に比較して左の如く述べてゐる。

「賣利ヲ得ルハ商人ノ道ナリ。元銀ニ賣ラ道トイフコトヲ聞ズ。……商人ノ買利ハ士ノ祿ニ同ジ。買利ナクバ士ノ祿無シテ事ガ如シ」(同上)

さらに他のところで、これを解説し

「商人皆農工トナラバ財寶ヲ通ス者ナクシテ、萬民ノ難儀トナラン。士農工商ハ天下の治ル相トナル。四民カケテハ助ケ無カルベシ。四民ヲ治メ玉フハ君ノ職ナリ。君ヲ相ルハ四民ノ職分ナリ。士ハ元來位アル臣ナリ。農人ハ草莽ノ臣ナリ。商工ハ市井ノ臣ナリ。臣トシテ君ヲ相ルハ臣ノ道ナリ。商人ノ賣買スルハ天下ノ相ナリ。細工人ニ作料ヲ給ルハ工ノ祿ナリ。農人ニ作間ヲ下サルコトハ是モ士ノ祿ニ同ジ。天下萬民産業ナクシテ何ヲ以テ立ツベキヤ。商人ノ買利モ天下御免シノ祿ナリ。……然レドモ田地ノ作得ト、細工人ノ作料ト、商人ノ利トハ、士ノ如クニ定メテ、幾百石幾拾石トハ云フベカラズ。日本唐土

ニテモ賣買ニ利ヲ得ルコトハ定リナリ。定リノ利ヲ得テ職分ヲ勉レバ、自ラ天下ノ用ヲナス。商人ノ利ヲ受ズシテハ家業勉ラズ。吾祿ハ賣買ノ利ナルニヘニ買人アレバ受ルナリ。ヨブニ從テ行クハ、役目ニ應ジテ往クガ如シ。慾心ニアラズ」(同上)

その商人の卑賤ならざる理由を堂堂と論じ、その利潤を得るは私欲にあらざることを明かにした。士農工商の四民はその一つをも缺くべからずといふ思想は一般儒者の間にも存し、決して珍らしいものではないが、これら四民のおのおのその業をなすのは、彼等自身一個のためならず、又社會といふやうな一般的な漠然たるものためでもなく、その仕ふる君のためであるとしたところに、その日本的な特徴がみられる。従つて正統な利潤が、そのために與へられるのは當然であると解する。

商を營む者の社會的地位の向上と共に、これを正當化する議論を必要とするのは當然である。梅巖の議論は少なくとも、それに一つの根據を與へた。だがこの方面の議論をさらに押し進めていく時には、前述したやうな、この時代の身分的區別を破棄しなければならなくなる。町人學としての發展をこの點以上に及ぼす時は、明かにその時代の危険思想となる。しかし梅巖は町人の地位を武士と同じところまで引き上げたが、それは彼の理想とする町人であつて、市井にあつて營利を事とする現實の商人ではない。

梅巖は現實の商人がどんなものであるかについては十分に知つてゐた。従つてそれらの商人がどんな奸曲



なことをしてゐるかも、いやといふほど見てゐる。

「今日世間ノアリサマニ、曲テ非ナルコト多シ。ココヲ以テ教ヘアルナリ」(同上)

この理想と實際との矛盾の解決を彼は教へに求めた。といふよりも、彼自身がそれに依つて解決を體得し得たのである。それは理論ではなく、體驗である。武士とか、百姓とか、町人とかいふ個個の職分に依る道ではない。人間學である。

「商人ノ道ト云トモ、何ゾ士農工ノ道ニ替ルコト有ランヤ。孟子モ道ハ一ナリトノ玉フ。士農工商トモニ天ノ一物ナリ。天ニニツノ道アランヤ」(同上)

梅巖はかくして得た體驗を人に傳へたかつた。彼が自分ひとりで悟つて満足してゐるやうな人間でなかつたことは、前述した彼の若い時の逸話でも解る。

「此心を知らしむる時は、生死は言に及ばず、名聞利欲もはなれやすき事あり、是を導かん爲なり、尤文

字に拙き講釋なれば聴衆もすくなからん、若聞人なくば、たとひ辻立して成とも、吾志を述んと思へり」  
〔齊家論〕上〕

もとより利欲のためでも、名聞のためでもない。理想と現實との間隙を少しでもなくしたいといふ心の要求からである。講釋をしても一錢をも得んとするのではない。彼自ら「勤むべき事を先とし、得る事を後にする志」を實踐躬行して、人を導かんとしたのである。

心學の流行の一つの原因は明かに梅巖その人のかうした人格の力である。その教義そのものはその時代の儒教・佛教、あるひは道教のやうな外來教義に基づくところが多かつたらう。それらについて説明するのは私の任務ではない。その如何なるものに基づくかを問はず、それらは一度梅巖といふ人間の思考を通じて渡過され、梅巖的なものとして説かれる。その何に依據するかは問題でなく、彼に依つて是とさるところのものは、何でも直ちにとつて自己の藥籠中のものとする。それが後世の心學者のやうに雜駁・雜然としたものにならなかつたのは、一に彼の強い人格の力に依つて統合されてゐたからである。

かく心學が單なる町人學又は庶民學たるに止まらず、人間學となつたことは、確かに後世の隆盛にも役立つ、武士階級の間にも信奉者が出來たのであるが、他方心學が町人學として、わが町人層の指導的理論となり、封建社會革新の役割をもつことは出來なくなつたことも亦否定し得ない。



梅巖に依つて創始された心學は上述のやうな動機から出たものであるから、それは單に人人に講釋をするといふことで満足するものではなかつた。人人に知識を與へるといふことよりも、むしろ人人が自ら人間としての本分を悟り、内にあつては自ら安心を得、外にあつては世のため、人のために、正しく、安んじて働き得るやうな心のありどころを發見させることにあつた。それにはどうしても人人の我執を棄てさせるやうにしなければならぬ。小さな我に捉はれてゐる限り、如何に説法しても無益である。そのためには自ら反省し、自ら自分の行爲を批判するやうに仕向けることが必要である。しかもそれは人を強要してなさしむるのではなく、自然に水の低きにつくが如くでなければならぬと考へた。従つて一つの機縁が必要である。その機縁を掴まへて人を反省せしむるやうに導く。講釋教化の必要なる所以である。おのれの缺點を知るためには、社中相互に切磋琢磨しなければならぬ。そこに會輔と稱する方法が案出された。さらに各人は自ら反省しなければならぬ。何人も靜夜に獨坐する時などには、越方行末などを考へるものである。そこで梅巖は靜坐工夫の必要を提唱する。かかる方法が、禪宗のそれから考へ出されたものであるとしても、それらをもつと通俗的なものとし、何人もこれを行なひ得るものとしたところに、教化方法として、大なる貢獻がある。

以上の如き梅巖の修養方法がそれだけとしては、當時の社會に利益こそ與へるが、何らの害をも生ずるものではない。殊にその奉仕的精神は爲政者の最も歡迎するところであつたらう。享保期以後、幕府の町人に

對する政策は著しく強化された。財政の困難と物價の騰貴、生産力の停滞と奢侈の増長等は、一層幕府の干渉政策を擴大しなければならなかつた。この社會的動向と手島堵庵の心學統制との間にどれだけの關係があるかは解らないが、梅巖に依つて始められた心學が、時代の要求に適應し、多くの門下生を輩出し、さらにそれらの門下生達が各地に遊説したために、主として京阪地方の商人の間に行なはれてゐた心學が各地のいろいろな階級に普及した。そしてそこに心學の制度化が現はれて來たことは、一方からみれば心學の隆盛を示すが如くであるが、他方からみれば心學の墮落を意味するものであつた。幕府の採用した幾多の經濟政策が漸次に強化されたにも拘らず、それらは却つて封建社會の經濟的頹廢を示すものに過ぎなかつたことと比較して、頗る興味が多い。先づ少しく幕府の經濟政策の變化について説明しよう。

#### 七 干渉政策の強化

幕府の經濟政策の根本については何らの變化も生じたわけではない。封建社會の特徴たる前述の指導理念は依然として變らない。しかし世の中の經濟状態は著しく變つて來た。貨幣經濟が普及し、人人は金銀を尊重するやうになつた。金銀を取扱ふ商人が一番多くの利得を獲得し得るやうになつた。古い法律はこの新しい經濟情勢を阻止する力が少しもなかつた。前述の如く田畑永代賣買を禁止しても、金の必要な百姓は田畑を賣るより外に金を得る途がなかつた。従つてすでに享保の頃でさへ一般に行なはれなかつたとみへ、時の



町奉行大岡越前守忠相が、御定書の編纂に際し、その廢止を上申したところ、將軍吉宗は

「賣買御免に成候ては、不身上の百姓、當分徳用に目を附、猥に田畑賣放候様に可相成哉、其上此度之御定に成候得は、賣主咎も軽く成（從來所拂であつたのを六ヶ月・過料に改めたことをいふ）且又是非差詰り候時は、今迄之通實地に差入候得は、差支も無之候間、先今迄之通に可差置事」

と指令した。そこで民は法網をくぐる手段を考へ、役人も亦偽りと知つても、強いてこれを罰することが出来ず、かかる益なき法令のために、世に多くの虚偽を發生させたのであつた。要するに世の大勢に反するやうな法令が、如何に役に立たず、如何に害をなすものであるかを證明するものである。

幕府がその大勢の赴くに於て變更した政策の一つに仲間組合に對するものがある。從來幕府は徒黨を作ること痛く嫌つてゐた關係上、商人が仲間を作ることをもしばしば禁止し、何人と雖も商賣は自由たるべしといふ方針を採用してゐた。然るに徳川封建社會のやうな市場の狹隘なところでは、どうしても同業者同士の競争を避ける必要を生じ、早くから實際には株仲間を生じてゐた。これも同じく享保に、今までの政策を一變して、株仲間を設定せしめ、これを通じて經濟界を統制する方針に變つて來た。

幕府が何故經濟界の統制に乗り出したかといふと、それは物價の騰貴が武士の困窮をますます甚だしから

しむるからである。故に儉約令は如何なる時でも發布されてゐる。かの田沼時代の如きは、通常放漫政策の極端な時と思はれてゐるが、その時でさへも非常に嚴重な儉約令が發令されてゐる。百姓・町人に儉約を強制するのは、表向き百姓・町人達のためのやうにいふが、事實は武士自身のためであつた。武士の生活に餘裕あらしむるために、一つには貢租が餘計に取れるやうに、又一つには物資の浪費に依る物價騰貴を防ぐために、儉約令は雨下されたのである。

元來享保の緊縮政策の後に、寶曆・明和の放漫政策が行なはれ、田沼の没落と共に、寛政度の松平定信の緊縮政策が復活し、それが大奥と民衆とに飽かれるやうになると、文化・文政の所謂大御所時代と呼ばれる家齊將軍の放漫政策が行なはれた。それが家齊將軍の薨去と共に、水野越前守忠邦の有名な天保改革となり、三度緊縮政策の時代を生んだのである。かく經濟の波は幾度か上下したが、その緊縮と放漫と、何れの政策が採用されても、町人の生活は、巧みに貨幣を運用することに依つて、向上の一路を辿り、これに反して武士の財政は、大部分が困窮へと落ち込んでいつたのである。従つて武士階級を中心とする幕府の經濟政策は、如何にすれば町人の經濟的權力を打破し得るか、又は如何にすれば武士の生活を容易ならしむることが出来るかといふ點に重きが置かれたのである。儉約令はその最も消極的な面である。

儉約令よりもさらに進んだものとしては、直接物價を調整せんとする方法がある。古くは享保六年に前述したやうに仲間組合を組織させ「諸商人、諸職人仲間を究め、月行事を相定候事」と命じ、同業組合の責



任者を明かにした。その後間もなく、幕府は各問屋に對し帳簿の提出方を命じたが、調査が頗る困難であつたので、享保十一年には、調査に必要な物資に關するものだけに限定した。即ち水油・魚油・練綿・眞綿・酒・炭・薪・木綿・醬油・鹽・米・味噌・生蠟・下蠟燭・紙の十五品である。當時の生活必需品殆どすべてに亙るといつてよい。この帳簿提出の直接の目的は、江戸入荷數の調査にあつたのであるが、それは結局これら必需品の出廻り情況を調べ、物價の下落を計らんとするにあつた。従つてその後さらに直接生産者に干渉し、貨銀その他の値上げをも禁止してゐる。殊にこの政策は文化・文政・天保と末期になるほど厳しくなつてゐる。少しく長文ではあるが、放慢政策の時代といはれる文政度に村方に出された物價・諸職貨銀の引下命令に對する議定を引用しよう。

「今般御觸書ヲ以、被ニ仰出候は、近年米直段下直ニ候處、諸色直段ハ高直ニ付、此以後米直段ニ准シ、諸色直段引下ケ可申旨、今般被ニ仰出候ニ付、御支配御役所ニ被ニ仰渡、一同奉レ得ニ其意、則御請書差上候ニ付、村村相談之上、組合村相定、式之通議定取極申候、

- 一 諸色賣買物 是迄之振合ハ凡壹割引
- 一 大工 但金壹分ニ付八人半
- 一 左官 同同斷

- 一家 根 茸 同同斷
- 一 木 挽 同同斷
- 一 桶 屋 同同斷
- 一 疊 屋 同同斷
- 一 杣 同

壹人ニ付貳百拾六文  
入手間ニ而三拾八束宛  
雜木奈良右ニ准シ何れも  
先方扶持ニ而  
松壹東ニ付五文五分  
雜木 六文五分  
經木 七文五分

- 一 綿 打 同

本文諸職人賃之中、是迄村定ニ而取極有レ之候より、若此節之取極、高賃ニ相成候場所も可有レ之歟、勿論錢日雇賃并杣賃等之義、今般取極候中ニも、却而引上候形ニ成行候場所も可有レ之候哉、左候ハ、是迄之村定より日數ニ而取極候分ハ大工半人下ケ、其外何職によらず本文取極ニ而不當之分ハ、其所ニ而壹人下ケ、其外歩合拘り候分ハ壹分五厘引之積、都而右振合ヲ以、村定之廉ニ引合取斗可申事、



一 農 日 雇

四月より六月迄  
男百拾六文  
女百拾六文  
右三ヶ月之外  
男百拾文  
女八拾文

一 駄 賃 馬

壹里ニ付八拾文

一 灰

是迄之振合壹割五歩引之積を以、買取候様可<sub>レ</sub>致、仍而元方江懸合、不當之儀も有<sub>レ</sub>之候ハ、其筋江申立、取締方可<sub>レ</sub>致管、

一 男女作奉公人

上男給金 四兩  
上女給金 貳兩三分

但シ劣り候男女、右ニ准シ、右定之外余分給金杯不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>出候事、

此 外

手間職人は迄之振合壹人下ケ、分合ニ拘り候分同斷壹割五分減、

右之條ニ諸色直段引下ケ可<sub>レ</sub>申候、且諸職人日雇駄賃等、外領江出稼候方、縱令勝手ニ相成候共、村方用向を關キ、他出稼決而致間敷候、若勝手宜敷逆他出稼候敷、又は手間代下ケ候逆、働キ方不精いたし候敷、或ハ賣物等直段引下ケ不<sub>レ</sub>申候敷、引下ケ候而茂品物爲<sub>レ</sub>劣候敷、右様之不實致候もの有<sub>レ</sub>之候ハ、近所組合ノ名主方江可<sub>レ</sub>申出<sub>レ</sub>候、尤右之通ニ而は不<sub>レ</sub>引合筋ニ而、商職相止候義可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>勝手<sub>レ</sub>敷、直段引下ケ不<sub>レ</sub>申候ハ、急度曲事ニ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>旨、被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>之趣、厚相辨、御趣意堅相守、議定

相背申間敷候、然上は村内は勿論、組合村之内ニ而萬一故障等出来、入用等相掛り候節ハ、高割を以、少茂無<sub>レ</sub>遲滯ニ急度差出可<sub>レ</sub>申候、依<sub>レ</sub>之連印議定書致置候處、如<sub>レ</sub>件、

文政二卯年十月

前書議定之趣、若相背もの有<sub>レ</sub>之候ハ、其もの過息錢貳貫文差出、見逃置候ハ、隣家組合銘ニ是又過料錢壹貫文差出等ニ相極申候、右對談ニ相洩<sub>レ</sub>候者有<sub>レ</sub>之候ハ、御訴可<sub>レ</sub>申上<sub>レ</sub>候事

誠に用意周到な議定といふべきである。だがこれがどの程度まで實行されたらうか。勿論一時は實行されたかも知れないが、間もなく効力を失なつたことは、その後間もなく同じやうな禁令が繰り返されてゐるを以つても推測出来る。

江戸の如き大都會にあつてはなほ嚴重な禁令が出て、寛政の頃にも豆腐や酒の公定價格が制定された。酒の生産費を基本として、役人がその公定價格を定めた。

「役人大に怒て、如<sub>レ</sub>此の本直段なるに、なぜに高價に賣たるぞ、以來は樽の代五匁を一升にかけて、一樽に付五匁づつの利分を以、船運賃いかほど取て商ふべしと云、是も酒屋は受まい、難船など申立るであらふと思ひの外、早速に長り奉る、翌日より右の割を以て賣る、印はいかにも其印なれども、酒は水



半分ほど入てあるなり、買手ごとをいひても、此酒ならではござらぬと云を、尤仲間一統其以前より申合て置たれば、どこへ取にやりても水酒ばかりなり、好酒を飲つけたる男大に困しみ、自身酒屋に行極極頼み、以前の酒を内内にて賣てもろふ、酒屋もふしやうぶしやうにことを云ながらうるなり、買手は手をつき恭敬して願ひ、願て漸漸かふ、酒の直は内證もの故、前よりはたんと高し、やすければ賣らぬ故、何ともいはれず、大に高く買取なり」(海保青陵「變理談」)

恐らくこれが當時の實狀であつたらう。殊に所謂三日法度の多かつた當時にあつては、何時か公然とよい酒が高い價格で賣買されることになり、結局物價を引上げる役をなしたことになる。

奢侈品の使用並びに製造禁止は早くから發令されてゐる。珍奇なもの、季節外れのものなどを作ることも、使用することも禁ぜられてゐるのではあるが、實際に購買力をもつてゐた町人階級は、秘かに賣買してゐた。單に町人ばかりでなく、裕福な百姓も相當贅澤な生活をした者も少しはあつた。五人組帳前書の規定などを見ると、平百姓は布木綿の外著るべからずといふことになつてはゐるが、實際には必ずしも履行されてゐなかつたやうである。その外奢侈品製造・使用禁止の例を一一ここに掲げるとは、煩雜であるから、省略に附するが、所謂江戸趣味と稱せらるる、表は滋味な、質素な風にみせかけて、裏の隠れたところに多額な金をかけることも、恐らくお膝元ではあり、禁令が最も直接に響く江戸であつたので、さうしたことから生じ

たものとも考へられる。

だがかうした社會は決して愉快な社會ではない。法令を遵守する者が馬鹿をみるやうなところに、健全な生活は營み得ない。又遵守し得ないやうな法令を發せざるを得ない社會そのものに、すでに多くの缺陷が存する。商業を營む町人を卑しいものとしてゐながら、その町人に依存しなければ生活出来ないやうな經濟機構を維持してゐる點に大きな矛盾がある。幕府や諸大名は財政が苦しくなると、惡幣を鑄造したり、紙幣(藩札)を發行して一時を間に合はせる。それらの通貨は主として町人の手に歸するから、町人の購買力は増大する。町人のある者はそれらを資本として、鑛山を開發したり、新田を起したりするが、それは一部分に過ぎず、多くは物欲の満足に浪費した。それを一片の儉約令を以つて抑へようとしても無理である。それに鑛山にしても、新田にしても、又その他の企業的發展にしても、いろいろな封建的束縛があり、かつ海外市場がないために、あまり利益を擧げ得ない。勢ひ浪費に流れがちになる。

町人のさうした購買力を吸収することが必要なのだが、當時の爲政者はその方法を知らなかつた。そのため多くの混亂を生じた。商業に課税することも考へないことではなかつたが、一般にそれは徒らに物價を騰貴せしむるに過ぎずとして非難されてゐた。勿論幕府の採つた政策のうちには、運上を課したり、御用金を命じたり、商人の購買力を削減する効果をもつものもあつた。あるひは棄捐令のやうな從來の貸借を帳消しにする法令も發し、一時の急を救ふやうな非常手段も採つた。だがそれらは運上のやうに、何らかの特權



を町人に與へ、ますます彼等を有利ならしめたり、あるひは棄捐令のやうに、金銀の融通を困難ならしめ、いよいよ武士の生活を苦しめたりするやうな結果となつた。

武士の権力が表向き強いだけに、又それに反してその經濟力が弱かつただけに、一層收賄が有効に行なはれた。賄賂公行といはれてゐる田沼時代はいふまでもなく、程度の差こそあれ、寛政時代でも、天保時代でも、賄賂のきかないことはなかつた。われわれの辭彙のなかに役得といふいやな言葉がある。辭書をひくと、その役目に關係して餘分の収入あることと記してゐるが、不十分である。「餘分の」といふ言葉は、餘分の労働をして餘分の収入を得ることではない。ある役目につけば、何らの勞役をしないでも、その權威に依つて自然に収入のはいることである。老中になれば職祿以外に、各諸侯、出入の町人からのつけ届けが非常に大きい。手先や目明しのやうな小役人は正當の収入は極めて少ない。多くが役得で生活してゐる。小役人であればあるほど官權を振廻して、役得にありつかふとする。賄賂が極めて有効であると共に、顔がきくことになる。そこに苛酷な法律、實行し得ないやうな法令が表面だけ發布され、人民は又これを遵守する旨を誓約し得る餘地がある。法律は實行に際して融通がつけ得るからである。そして不正不義がその裏面にかくされる。如何に改革を實行せんとしても、何れも空しい理想に終るのを常とした。融通のつくことは時に社會生活を穩かにする効果もあるが、その甚だしきに至れば、社會を腐敗墮落させる。江戸時代の後半はその弊の甚だしい時代である。この弊風に協調し得ぬ者は「世間知らず」といはれ、排斥される。言葉は言葉通り

に解されなくなる。いらぬといふことは欲しいといふことである。するなといふことはしろといふことである。そして物にはすべて表裏がある。表は表、裏は裏、魚心あれば水心、この機微を理解し得ぬ者は解らぬ奴だといふことになる。この時代に養成されたかうした社會觀の弊風は遠く今日に及んでゐるといつてもよからう。要するに社會に存する根本的な矛盾を解決せずして、徒らに當面を糊塗せんとして、嚴重な法律のみを發布した經濟政策の誤謬の結果であるといつてよいのである。

當時の爲政者はかうした社會の頹廢を彼等の實施した無方針な政策に基づくものとは解せず、人心の墮落に依るものとなした。勿論如何なる制度でも、これを運用するのは人間である。法律や規則は如何に嚴重に定めても、解釋の致方である程度の融通は出来る。従つてどんなよい制度でも、悪用すれば、弊害を生ずることは免れない。まして江戸時代のやうな不完全な社會では人間が問題となる。

加ふるに明和・天明以後、殊に天災が多かつた。水害・火災等は勿論、震火災・凶作のやうな事が相次いで起つた。世の中の穩かな時は假令大災害があつても、それほど問題とはならないが、經濟的不安が相當大きくなつて來た當時にあつて、相次いで起つたそれらの災害は、かなり人心を動搖させたものといつてよい。打毀しとか、百姓一揆とかいふものが、さうした社會的不安の現はれとして珍らしからぬものとなつて來た。心ある爲政者がかうした状態の救濟策として何らかの方法を求め、又庶民自體も自己の心の動搖を免れんとして、何ものかを求めてゐたことは明かである。その頃から、かの五人組制度の如きものが俄かに強化され



たりしたのも、同じ理由が作<sup>はたら</sup>いてゐる。梅巖以後の心學はこの時代にあつて、大きな社會的役割を演じたのである。

#### 八 心學の政策への近接

ここで梅巖以後の心學の變遷をみなければならぬのであるが、それらについて詳細に述べる餘裕がない。單に經濟政策との關聯において、必要と思はれる限度でその變化を説明しよう。

梅巖に依つて説かれた一面には、庶民、殊に町人道德の提唱と、その社會的地位の向上とが強く現はれてゐたことは前述の如くである。江戸時代の一般經濟思想界において、儒教思想に基づく純粹理論にあつては、決して商業を否定したり、賤視したりすることはなかつたが、當時の事實を批判する實踐的經濟論にあつては、元祿以降、末期に近づくにつれ、商業無用論・町人遊民論が現はれ、これを有害なものと考へるに至つた。もし梅巖のこの面を、その後も續いて強調してゐたならば、當然さうした考へ方とは衝突することになり、同じ考への上に立つ、多くの當時の爲政者の方針とも相容れないものとなる。商家は少ないほどよいと考へた松平定信の如きはその典型的なものであらう。

梅巖の他の一面は一般人間を對象としてゐる。この人間學としての心學の面は彼以後一層大きく發展していつたともみられる。人間修養としての心學が梅巖を繼承する人人に依つて次第に整備されると共に、形式

化されていつた。又各心學者達の教養嗜好等に依つて、あるひは老莊の色彩の強いもの、朱子學の影響を受けたものなど、それぞれ異なつた特質はもつてはゐるが、全體としてこれをみれば、當時の社會を安定せしむる指導理念と同様の方向に進むものであつた。「知足安分」といひ「私案なし」といひ「我なし」といふも、庶民指導の上には、現在に満足しろといふことになり、消極的な道德教となるより外になかつたから、支配する者の側からみれば誠に都合な教へとなるのである。

元來人間がその分を知るとか、我をなくすとかいふことは、言葉でいふほど簡單なものではない。足を知り、分に安んずるといふやうなことも、永い間の煩悶と修養との後に、始めて會得し得るものである。そのこれを會得した者にとつては、極めて明白な事實かも知れないが、同じやうな苦練を経た者でなければ、その眞相を把握し得ない。心學者と稱し、道話講説をしてゐた人人のうち、何人までその説くところを味得してゐたか疑問である。かつこれを味得し得たとしても、これを一般人に傳へんとすれば、どうしても抽象的に説くか、愚にもつかぬ淺薄な寓話になるか、又はどうにでも解釋されさうな具體例とならざるを得ない。梅巖以來心學は庶民に教へ、これを導くことを本旨とした。彼自身いふが如く

「或人のいへるがごとく、予不學なれば、四書五經にさへ、假名して讀來れり」〔齊家論〕上



彼自身學者として説かんとするのではなく、彼の味得したところを、彼と同様不學の者に説かんとすることであつた。といつて何も武士や儒者を恐れるのではない。ただ相手と膝を組んで談合して、道を明かにすることを本旨としたのである。然るに漸次に心學の發展すると共に、講者は一段高いところに身を置いて、衆愚に道を説かんとするやうになつた。後世になれば、實際道話をする座席も講壇を構へ、形式を整へるやうになつた。従つて講者は聴者と共に道を明かにするのでなく、重蒙婦女子を説教するといふことになる。相手に理を説くといふよりも、感情に訴へて同化せしめんとする態度を持つるやうになつた。そこに後期の心學道話の特徴がある。それが啓蒙的であるだけに、抽象的に論じては相手を解らせることが出来ず、又興味を以つて聞かせることが出来ず、勢ひ解り易く、具體的な面白さうな比喻や實例をもつて來る必要が起る。啓蒙的な講釋の場合、頗る危険なのはこの具體的例證なのである。例へば世の中がある程度に至ると急激にその質の變化するといふことを説明せんとして、水は攝氏零度に達すると氷になるといふ物理現象を以つて例證するやうなものである。これは何ら實際の説明にはならないのである。社會現象と水とは同じものでもなく、社會變革の程度は決して寒暖計で計れるものでもない。ただそこに比喻を用ひることに依つて、自説の確實性を相手に解らせようとする手段に過ぎない。これが度を越すと、却つて効果を弱める結果を生ずる。即ち心學において、いろいろな比喻や道歌が教へられる結果、それらの比喻や道歌は面白いから覺えてゐる。しかし單に例として覺えてゐるに過ぎず、實際に心から教義に服することがないから、何の効果も生じ

ないことになり、講者の方は聴衆の多きを誇る心から、ますます面白く説かうとして、却つて心學の効果を弱めてゐることを知らず、そこに後期心學の墮落がある。一一例證するのは煩雜に耐へないが、少しくその點を道話集から採り出してみよう。

「當來の果をもつて、未來の因をしると申せば、どうぞ此世を安樂にくらしたら、極樂まゐりは、疑ひはござりませぬ。此世の安樂は、いかがいたしたら、安樂に暮されませうぞ、チトおかんがへなされませ。忠孝より外に、安樂の道はござりませぬ」〔續々鳩翁道話〕卷之下

さらに何が故に忠孝は安樂の道であるかを、理論を以つて説明しないで、直ちに卯右衛門といふ人間の話を以つて面白く説かうとする。面白く説かんがためには、尋常普通の例ではいけない。少しく極端でなければならぬ。この卯右衛門の嫁が極端な慳吝邪見な女で「舅の物のいひさま、おのが心にかなはぬとて」横槌を以つて舅に投げつけ、血のおびただしく出るほど傷つけた。息子即ちその女の夫が大いに怒つて、これを離縁しようとする、卯右衛門は却つてこれを留め

「此家でさへ、辛抱の出來ぬ嫁が、他へよめ入して、一日も辛抱が出るもの敷、此家を追出すと、嫁は片



時も身を置とくろがない、おれさへ辛抱すれば、なに事なうをさまる、此様に心得ちがひな嫁をもらうたは、其方の不仕合せ、おれが宿業のわるいのぢや、何事も堪忍せよといひ宥めて、お佛だんに御明しをあげ、血をふきながら、稱名を悦んでゐらるる」

かくして嫁も後悔し、後後には孝行な嫁となり、安樂に暮したといふのである。多数の聴者のうちには、この嫁のやうな邪見な者もゐるかも知れぬが、大多数はもつと普通の女である。話を話としてのみ聞き、自らその眞髓に觸れることが出来ない。時には却つて逆の効果が無いとも限らぬ。そんな邪見な女でも許す身があるのに、自分の身はどうだといふ風に考へさせる恐れはある。

この例は手當り次第にとつたのであるから、適例であるとはいへないが、この種の例は頗る多く、又それが極端なるが故に、喜ばれてゐるのである。「花見の雪隠」の如きもその一つである。

かく道話に依る教化がしばしば實際的ならんとして、却つて非實際的となる傾向があつたが、殊に分に応ずる生活の基礎を求むる結果、それを具體的に説明しようとすれば、どうしても現實の社會制度を是認することになる。元來「我なし」とか「私案なし」とか「分を知る」とかいふことは、いふことはやさしいが、實際には非常に難しいことである。「知足安分」といつても、一體分とは何かといふ問題だけでも容易に理解出来るものではない。武士には武士の分がある、百姓には百姓の分があるといへば、一應解つたやうだが、

それなら生まれながらに與へられた社會的地位がその分を示すのかといふ問題が起る。千石取の武士は何時でも千石取、五十石取は何時でも五十石取、それぞれの分に應じて満足せよといふのでは、立身とか出世とかいふ刺戟がなくなる。少尉は何時までも少尉で、大將にも、中將にもならず、小商人が何時までも小店の主人であつては、働く刺戟を少なくする。少尉が少尉の分に應じて働けば、やがて中尉にもなり、努力に依つては大將にもなり得るといふ希望があることが身を勵ます原因ともなる。生まれたままに與へられた性質のやうな者さへ、努力次第ではよくなるといふところに、人間の希望が高められるのである。心學道話の作者もこの點は十分知悉してゐる。

「たとへば劇場の役者にも、上品下品もあるが如し、上手と下手の品はあれども、根はみな同じ役者にて、上品下品の替り目は、修行を積むと積まざると、熟と不熟の所なり、歌に「下手ぞとてわれとゆるすな稽古だに、積らば塵もやまと言の葉」下品下生のハイハイ役者も、力を入れて修行を積み、信心堅固に功を積まば、上品上生の名人にも至るべし、志が立たざれば、いつでもハイハイ役者、一生馬の後足なり」(虚白齋「目の前」下)

志を立て努力精進すれば上品に達し得るといふことになれば、分に應じて満足してゐるためには、現在の



地位が、自分の力相應のものであるといふことが明かにされなければならない。自分は大将になれる素質をもつてゐると思ふのに、大佐で終るといふことになれば、知足安分を得られない。少なくとも大佐で終つたといふところに、自己の運命を見出し、一種のあきらめに到達する必要がある。心學が佛教や老莊の思想を引用して、盛んに諦めを説くのもそのためである。それ以上を望むことの無益なこと、名聞利欲の有害なことを説いて止まなす。

「先此家督を守る第一の心得は、名聞利欲の心を、かりにも起すべからず、名聞利欲は富貴にいたる道なり、富貴は己が身をほこりて人をいやしめ、子孫をうしなふの根元なれば、大に是をきらふ事なり」

〔虚白齋「民の繁榮」五之卷〕

同じ著者の言葉であるが、前に引用した一節とは少しく矛盾する。上品にならんとして努力するのはよい。名聞のために努力するのはいけない。そこに兩者間に多少の相違があることは議論としては認められるが、實際としては殆ど區別がない。上品と稱せられる俳優は事實上名聞も高い。ハイハイ役者といふのは名もなき者のことである。心學道話は結局何らの解決も與へない。むしろ何れに味方をしてゐるかといへば、上品にならんとして努力する者よりも、下品でも何でもよい、與へられた地位に満足し、不平をいはずに、働く

者を最上とする立場に立つ。

この立場は現状維持である。分に安んぜよといふ分は、その人間の本来の能力を知り、それで安心してゐるといふのではない。現在與へられてゐるもので満足しろ、それ以上のことを望むなと教へるのである。この観点からすれば、現存するものは何でも一應是認する必要がある。狂言綺語はよくないものとし「芝居などは見た事もない篤實なうまれ付」などといひながらも、これを徹底的に排斥しようとはしない。

「芝居は、狂言綺語の戯を以つて、善道へ導くため、世界の助となればこそ、御上より御免なされてある。善人は一旦、どの様に難義しても、終には明り立ちて運を開き、悪人は一旦勢強いけれど、どうでも仕まひに首がない。あれが悪人は段段立身し、善人は次第次第に亡ぶ芝居なら、誰が見に行くものはない。貧究の内より忠義を盡し、恩愛切なる所より、義を守り、誠の道を磨くゆゑ、面白いのぢや。何にもしらぬ、山家の遠奥の三介お鍋までも、孝行忠義の正しい道理を、能う合點さすためぢや。皆勸善懲惡の御すすめぢや」〔松翁道話「初編卷之中」〕

時勢の傾向とはいひながら、黄表紙や草紙類まで、内容はどんなものでも、勸善懲惡にこちつける世の中であつたから、かうした議論も可能なのであるが、かくして心學は全然革新的意義は失はれ、現存する社會



制度を支持する議論と化し去つたのである。

「お互に今日、けつこうな御代に生れ合せ、亂ばう狼籍の患もなく、山家の隅隅、海のはしほしまで、何ひとつ不自由ない、有難い御上様の、御仁恵をかうむり、せめてもの冥加のために、めいめい分限をかへりみて、其止るべき所にとどまり、大切に御法度を守て、少しでも御苦勞をかけたてまつらぬ様にたさねば、罰があたります」〔續鳩翁道話〕參之上〕

中澤道二が正徳元年五月の御高札を引用して道話を試み

「是は天下一統の御定、銘銘身に立かへりて、朝夕きびしく守らねばならぬ筈、此難有御高札をさへよく守れば、外に教はいらぬ、神儒佛の道も此高札四ヶ條にこめてある」

と説くことに始まり、心學が當時の政策に全面的に協力する形をとるやうになつた。

このことは前述したやうな社會の不安な空氣のうちにあつて、その指導方針に困惑してゐた爲政者にとつて、又思想的に著しく低下してゐた一般武士層の間にも、一つの示唆を與へるものであつた。分限に應じて

安んじてその與へられた職に努力し、儉約を守り、謙抑にして勤勉なる民は、如何なる爲政者にとつても理想的な民である。心學が多く爲政者から、ある程度の保護が與へられ、又利用されたのは當然である。心學を利用した御觸書さへ現れてゐる。その全文はかつて拙著〔徳川時代の經濟思想〕八一頁に引用したものであるから、再び掲げることは差控える。ただ前掲拙著にはこの觸書を下野國芳賀郡中村のものと推定したのであつたが、それは本文中の中村とあるのに迷はされたのであつて、その後他の文書等を整理した結果、この觸書は武藏國都筑郡大柵下山田村のものであることが明確となつた。

どういふ目的で、又どの範圍に互つて、かかる心學宣傳をなしたのか、又それがどれほどの効果があつたのかは明かではないが、心學の方でその宣傳に幕府の政治的權力を援用しようとしたと同様に、爲政者の方でも心學の感化力を政治に利用せんとしたことは明白である。

殊に上河洪水の如きは、心學を當時の官學ともいふべき朱子學に近づけた。勿論心學そのものに朱子學とは密接な史的關係があつたとはいへ、この場合はむしろ幕府の意を迎へる意味で接近したのである。かくして心學は町人學として新しい經濟倫理を樹立する方に進まず、從來存する一般的道德を町人を始め庶民に教へる手段に過ぎなくなつた。公儀の高札に道德的解釋を附したり、泰平を謳歌して、爲政者の恩澤を賞讃し、儉約と勤勉とを以つて身分相應の生活を奨励する。それらが何れも前述した封建的經濟政策とは完全に一致するものであつた。従つて爲政者の保護を受け、心學講舎の隆盛をみることは出来た。しかしその教へは終



に來たるべき社會の新しい道徳的基準とはなり得なかつたのである。

### 九 む す び

心學が徳川封建經濟政策と如何なる關係があるかといふ問題については、直接密接な關係があつたといふことは出来ないかも知れない。しかし心學の勃興したのは、徳川封建經濟政策の矛盾に基づくものである。矛盾を克服するために新しい道徳基準を求めんとしたのである。然るにそれは矛盾克服の指導理念に發展せずして、むしろ古き理念に追従することに依つて封建的經濟政策に順應し、それに依つて一つの大なる教化運動となつたのである。そのために古き封建社會の没落とその運命を共にせざるを得なかつたのである。新しき泰西流の教育制度の導入と共に、少なくとも表面からはその存在理由を喪失したのである。時にその反動として心學の重要性を一層低く評價せしむるに至つたこともある。

心學が當時の政治的權力に結びつき、各地に宣傳せられ、殊に優秀なる指導者を得た地方においては、大きな教化機關となることが出來た。巧妙な比喻を以つて聽者を魅了し、覚え易い心學歌を以つて童蒙に記憶せしむる方法は、前述したやうな缺陷はあるものの、同時に根づよい道徳的信念を何となく民衆に植ゑつけたことは否定出来ない。その道徳の性質如何は暫く別問題として、その永く後世にまで及ぼした効果は少なからず。

徳川幕府後半の頃の地方文書を涉獵してみると、實に多くの心學的影響をもつ文獻に遭遇する。勿論それらは必ずしも心學のみの影響とはいひ得ないだらう。佛教や國學、その他地方的信仰の影響とも考へられるかも知れないが、假令さうしたものに依つて作られた文書にしても、なほそこに心學的色彩の濃いことを認めざるを得ないのである。今一例を挙げれば、上野國邑樂郡狸塚村の名主文書中に「子孫繁榮鑑」といふ寫本一冊を得た。これが心學者の作であるかどうか、未だ管見の及ばざるところであるが、内容は「掛卷恐惶、大君の御代泰平に、枕を高して安樂に、今日を送る事、公の御慈悲に、三綱五常の道立て、尊卑の品を正しく、其分限を守らし給ふ」に始まり、儉約の徳を讃へ、商賣道については

「安き物を買込て、

高直を待て賣拂、

其身一己の利を謀、

人の痛を顧みず、

是を號て悖惱共、

又奸商共申なり、」

といふが如くに、人倫の道を教へ、一家の繁榮を説いてゐるものである。そして最後に

「各々様前書案文之通、若輩之御仁ニ至ル迄、末々のもの御愼ミ可レ被ニ成下ニ候様、伏而奉願上候、以上



經濟倫理——のうちには、多分に日本人の財・労働・職業等の經濟的概念に共鳴するものが少なくなかつたと考へられる。西洋流の反對給付を考慮せず、それらの物を取扱ふ——その點がわれわれの判断と歐米人の經濟的價值判断とを、しばしば異ならしむる原因となるのであり、又歐米人をして理解を困難ならしめ、東洋的神秘などといふ所以となるのである。心學がさうした點において、日本思想になつてゐることが、やがて心學をして大きな教果を擧げさせ、後世まで影響を續けさせた原因であらう。

しかし心學が江戸時代の心學のままでは、新しい社會に有力な思想運動とはなり得ない。殊に後期の心學道話の如き形態では、國民學校の兒童を納得させることさへも困難であらう。今日の日本が徳川封建の日本と同じでないやうに、今日の民衆は江戸時代の民衆ではない。心學の初期の勃興が梅巖の人間性に基づくものであり、後期の發展が封建的政治力に結びついた結果であることを考へれば、心學の再興は梅巖の態度に歸ることに依つてなされるべきことは明かである。上から啓蒙せんとする教師的態度ではなく、共に道を語り、共に道を開かんとする協力的態度でなければならぬ。又梅巖に歸れといふのも、梅巖のいふところを再びそのままに説明することではない。梅巖が徳川封建社會に存する問題に疑惑を生じ、その解決に志したその眞面目な態度に歸ることである。現在はいふまでもなく徳川封建社會ではないが、幾多の解決すべき問題の存することは、むしろ當時以上であらう。だがそれらの問題をもたぬ者、又は知らぬ者も心學における場合と同様縁なき者である。それらの現代の問題について多少とも疑惑をもつ者にのみ、始めて梅巖のとつた態

と記してゐる。石川氏は同村の名主の姓である。案文とあるところをみれば、あるひは石川氏自身の創作かも知れない。何れにしてもこの種の教訓書が多く作られ、各地に弘く擴がつてゐたことは明かである。しかもこの書の日附は維新直前の慶應二丙寅年正月吉日となつてゐる。天下不穩の時において、なほ泰平を謳つてゐたのである。

石川 宇治

明治になつてもなほ心學道歌が絶えず一般家庭で口ずさまれてゐたことを思へば、心學の後世への影響の如何に大であつたかを知り得るだらう。明治生まれの人間で心學道歌の影響を受けぬ者は殆どないといつてよいであらう。それらの和歌は藝術的見地からいへば、それは歌といふよりもぬたに近いものである。道徳的教義を三十一文字に並べたといふに過ぎないものであるのに、一般には却つてさうした和歌を名歌とも考へるほどに、人心に深い影響を與へたのであつた。しかし心學が及ぼした大きな効果が單にさうした宣傳的なものだけであつたかどうか、最後に少くもそれらの點について説明して、この稿を終らうと思ふ。

心學の教義が童蒙教へ草といふやうな形態をとると共に、著しく淺薄なものとならざるを得なかつたのは、前述の如くである。かつ又それが封建的政策と結びつくに及んで、全然批判力を失ひ、盲目的服従を説くものに化したことも認められる。だがそこに内在する倫理思想——殊に經濟的方面において、梅巖以來存する



度が一つの参考となる。そして梅巖と同様の精進努力に依つて問題にぶつかつていく時に、新しい心學を體得し得るであらう。

(昭和十七年一月五日)

## 江戸時代經濟論の倫理性

一

經濟生活が人間の生活の一面である限り、常に倫理的制約を受けることを免れ得ない。江戸時代の經濟論が未だ純粹に經濟現象のみを對象とせず、人間生活を全般的に觀察して經濟を論じてゐるから、そこに多分の倫理性を有することは當然であらう。又人間生活を現實に觀察する上において、經濟現象のみを遊離せしめて論ずることは正しくない。勿論一つの科學として經濟學を攻究する時には、他の要素を導入することは徒らに混亂を來たすことにはなるが、各人の經濟思想にあつては、常に倫理的判斷を伴はざるを得ない。殊に江戸時代の學者にあつては、生活の倫理化をむしろ根本的のものとして思考し、それに努力してゐたのであるから——但し彼等がそれを實踐し得たかどうかは別問題である——彼等の經濟論が倫理的色彩を多分に有することは當然である。

人間のもつ倫理的觀念が性善説の説くやうに、生まれながらにして存するものかどうかといふやうな根本的な問題は暫く別として、ある時代の一般の倫理觀といふやうなものを考へてみると、その當時の人人の心



のうちに漠然とではあるが、深く根ざしてゐるものがあることに気がつくであらう。江戸時代の人の持つ倫理的觀念のうちには、今日からこれをみれば固陋といはれるやうなものもある。又所謂封建的服従道德と呼ばれるやうな淺薄な盲從的なものもないとはいへない。だが一時代の倫理思想として多數の人人がこれを遵奉してゐたものの中には、人間生活そのものに堅い基礎をもつ、あるものの存してゐることを見逃してはならない。さういふ意味でこの時代の經濟倫理について一應の觀察をなすことも決して無益ではあるまい。

かつ江戸時代における經濟狀態が所謂封建社會であり、假令一部に町人の活躍するあり、商業資本の進出をみたとしても、全體としては依然として生産力は低く、かつ一方仲間組合の統制を受け、他方政府も亦産業に干渉するところ少なくなかつた。加ふるに幕府を始め、諸藩は何れも財政に苦しみ、あるひは惡幣を發兌し、あるひは藩札を濫發した。その結果として儉約力行を奨励しながら、物價騰貴に苦しめられてゐた。従つてそこに表面上今日と類似する現象が少なからず存在してゐた。奢侈品の製造禁止、物價の制定、貨銀の公定等今日と類似の法制もつくられてゐる。勿論かかる現象を生んだ根本的原因は、決して今日と同じものでもなく、又一般の國民的精神も相異なるものであつた。ただ一般生活に必要な商品の生産が需要に及ばなかつたといふ點において同様であつたに過ぎない。

かかる經濟狀態の下において如何なる經濟倫理が主として説かれてゐたかを知ることが、今日においても亦多少の参考となし得よう。しかし動もすれば過去を讚美するのあまり、過去のものをそのままに再現せん

とする論者もあるが、前述の如く今と昔とは事情も人間も異なつてゐる。そのままの復活は決して望ましいものではない。ただその長所と短所とを熟知し、採つて今日に用ふべきである。かうした理由から、以下少しく江戸時代の經濟倫理について、敢て小論を試みんとするものである。

## 二

當時の思想界が支那思想、殊に儒教思想の影響の下にあつたことは周知の事實である。しかし外來思想を單に鵜呑みにしたのではなく、すでに永い間それらの思想に親しんでゐた結果、著しく日本化されてゐたし、又國民生活のうちにも深く浸潤してゐたのである。經濟倫理にしても同様であり、支那聖人の語を假りてはゐるが、同時に日本人としての論者の衷心から同感して述べてゐたのである。その點からみて、儒教の影響を受けてゐるとはいへ、又當時の社會生活の實感から生まれてゐたものともいへよう。

一般に武士は財物を輕視する風があつた。しかし當時の儒者の議論は必ずしもこの傾向に賛意を表してゐない。一一引用するまでもなく多くの論者は財の重んずべき所以を力説してゐる。清貧を以つて知られてゐる伊藤仁齋でさへ、富貴爵祿は皆人事になればならぬものだとし、これらを外物として排斥するのは陋見だといつてゐる。勿論これらの議論は富貴を幸福だといふのではない。ただ徒らに財物を退けることを非としたのである。この種の議論が伊藤仁齋とか、山鹿素行とか、中江藤樹とか、徳川初期の儒家の議論に特に



目につくことは注意すべきであらう。

それらが治國の上にも現はれて、經濟の重要性を論ずることになり、そこに恰も物質尊重論を意味するが如き議論さへ生じてゐる。それらは孔子の「足食足兵民信之」から出たものであらうが、彼等は決して唯物論を主張する者でないことはいふまでもない。物質よりも精神、物よりも心を尊重した。ただ物の重要性を指摘したに過ぎない。

物が重要であるといふことは、生命持續といふ極めて素朴な議論から出てゐる。多くの儒者に依つて説かれた貴穀賤金論も同じ理由である。この生命維持に必要な物を尊重するといふ議論を、さらに理論づけるために「天」の思想をもつて来る。天はわれわれ人間の生命を維持し、生活していくために、萬物を與へたものである。だがそれはある個人に與へられたものではない。人間全體に與へられたものと考へる。従つてそこにそれらの物を使用し、収益し、處分する上に一つの倫理的基準が出て来る。

物を最もよく利用し得る者がこれを所有する。物を所有する者は最もよくこれを使用しなければならぬ。死藏・退藏してはならない。このことは物の所有について、最も理想的な形であらう。しかし現實には決してこの通りになつてゐない。最もよく利用し得る者がその物を所有してゐるとも限らないし、又誰が最もよく利用し得るかといふ判断も容易に決定し得るものではない。江戸時代の學者はこの基準を生まれながらにして、人人の有する社會的身分に置いた。

身分のよい者がよい品物を使用し、身分の悪い者は粗惡の品物を使用する。身分のよい者は少ないから、従つて少なく貴い物を使用すればよいが、多數の身分の卑しい者がよい品物を使用すれば、直ちに物の不足を生ずると論じたのは获生徂徠である。町人が金があるからといつて大名貴族の眞似をすれば、直ちに物の不足となり、物價は騰貴する。武士は武士、百姓は百姓、町人は町人としての分限があり、それに相應する衣食住を營むべきであると考へたのである。

ある者が富み、ある者が貧しいといふのは彼等の平常の心がけにも依ることではあるが、同時に天がある者に幸したのであり、それは彼をして貧しき隣人を救はしめんがためであると解した中世ヨーロッパのキリスト教經濟論者と同様に富者の救貧義務を認めてゐるのである。當時の經濟論者に依れば、金銀は流通することに依つて價値が認められる。これを庫中に死藏すべきでなく、よく集め、よく散じなければならぬ。よく散ずることは、個人の奢侈的欲望を満足させることではない。他の足らざる者を満たすために散財することである。町人には町人の生活水準が定められてゐる。如何に富めりと雖も、その分限を超ゆべきではない。もしこれを人のために散ぜずして蓄積すれば、それは貪欲となり、もしこれを己の私欲のために消耗すれば、奢侈となる。何れも中庸不倚の途を外れるものであつて「天」の道に叛くものである。町人の生活が浮沈するのも、かかる中庸の節度を守ること難きが故であると論ずる。

かうした天命論的議論がそのまま今日の社會に適用し得ないことはいふまでもない。この種の議論は、そ



の社會における身分的階級が動かすべからざるものといふ前提に立つものである。もしその身分的觀念に動搖を來したならば、直ちに不平不満を生じ、破綻を生ぜざるを得ないのである。すでに當時の社會にあつてすら、貨幣經濟の進展は身分的區別を單に形式的なものとしつつあつたのである。

### 三

現實の社會狀態が學者の議論に一致しなくなつた時、制度よりも人の問題であると考へるやうになる。身分別に依るいろいろな法制、町人や百姓の衣食住に對する細い干渉も、殆ど實效をみないことになる、著しく倫理道徳が強調される。物質的欲求には限度がない。物質的欲望を追求してゐると、生涯安心立命の境地に到達することは出来ない。そこに儒教よりも佛敎のやうな宗教的影響が多分に認められるが、與へられたものに満足して、各自にその社會的地位に甘んずるやうに説く傾向は、この時代の最初からみられるが、特に中頃以降甚だしくなつた。心學道話が庶民階級に流行したのも、又これを政治に利用せんとしたのも、さうした方向と心學とが一致する點があつたからである。

人間が物質的欲求を去つて、精神的満足にその活動力を向けるやうになれば、厄介な經濟問題も比較的容易に解決し得ることにならう。だが實際問題として、すべての人間をかくならしめることは頗る困難である。況んや一方において幸運に恵まれた人人が物質生活を裕かに營んでゐるとしたならば、さらに一層困難であ

る。この足ることを知れといふ誠語は古くから説かれてゐながら、實際には何らのよい効果をも生じなかつたとさへいへる。むしろ著しく消極的な諦命觀に陥る傾向さへ強かつた。

かうした傾向は江戸末期の頽廢的文化によく現はれてゐる。町人ばかりでなく、武士自身も、その上下の身分的區別に束縛せられ、自由に自己の才能を伸ばし得ず、大多數の者はその日ぐらしの生活に甘んずるやうになり、精神的にも何ら澁刺たる生氣をもたなくなつてゐた。昔から與へられてゐるものをただ形式的に追求してゐる者が多かつた。まだ外國からの刺戟の薄かつた文化・文政期の江戸文化は、その代表的なものであつた。儉約令は雨下されても、儉約を守る者はなく、倫理道徳は説かれても、人心は改善されなかつた。しかもその消極性は一國の生産力を低下せしむる傾向さへあつたのである。

しかし江戸時代の經濟思想には他面において探るべき點も皆無であるとはいへない。殊に今日において再考すべき點も少なしとしない。西洋流の個人主義思想の導入さるる以前において、日本人は自己を中心として考へる場合でも、なほそれよりも廣い「家」とか「國」とかと關聯させて考へてゐた。否明治以後と雖も根本においては同じであつたやうに思ふ。結局徹底的な個人主義はわが國にあつては存してゐなかつた。武士にあつても、町人にあつても、常に「家」の持續、「家」の名譽といふことを中心として物事を判斷するのを常とした。勿論そのために、各人の才能技倆を犠牲にしたり、技術の發展を妨げるやうな弊害はあつた。殊に前述したやうな消極的傾向はただ「家」を持續しさえすればよいと考へ、町人の如き最も積極的に活動



すべき分野においてさへ「家訓」とか「店則」とかを作つて束縛し、消極的・退嬰的になつてゐたことは事實である。しかし個人を全體の一部とみ、その活動に倫理的規範を與へたことは正しいとみるべきである。今ここには全體的にその點について述ぶることは餘裕もないし、又ここでの問題でもないから、單に經濟倫理に關聯する部分についてのみ略説して置くに止める。

## 四

各人を「家」といふ永い期間に互つて存在するものからみれば、一瞬的なものであることは明かである。個人の所有する財貨は勿論、その「家」に屬する一切のものは、これを祖先から受けたものである。各人はさうした過去の一切のものを負ふてゐる。従つてその所有物は彼の物にして彼の物ではない。祖先から預つて、これを子孫に渡すべき物である。ここに預り物といふ觀念を生ずる。

この觀念は明かに前述した天から與へられたものであるといふ考へ方の變形である。あるひは具體化といつた方がよいかも知れない。將軍を始め諸侯とても同様である。將軍は天下を預つてゐるのである。決して自分一個のものとしてこれを考へない。町人は「天」といふやうな抽象的な觀念では不十分であるから、これを直接自分達の祖先の辛勞の結果であるとし、これを誤りなく子孫に傳ふべきものとした。

このことから二つのことを生ずる。一つは預り物なるが故に、これを間違ひなく子孫に傳へる義務ありと

考へることである。家の名譽を傷けたり、財産を減損したりするやうなことがあれば、それは祖先に對し申しわけがないばかりでなく、子孫にも濟まないものである。このために却つて消極的に流れ、一向に事勿れ主義となる弊害を生じた。だが他方において預つたものをただ無爲に保存して置くといふだけであつては、決してその義務を果たしたといへない。そこに第二のことを生ずる。「家」は継続的なものであり、各「家」にはその「家」に屬する「職」がある。「家」の持續といふことは具體的にいへば「家職」又は「家業」の持續を意味する。當時にあつては「家」を相續するといふのは、單に先祖の位牌を承傳するといふことだけではない。その家の業を繼承することである。故に家督相續人は常にその家業に耐へ得る者でなければならぬ。換言すれば渡されたものを十分に利用し得ることを條件とする。それに依つて家の業を單に安全に繼承するだけではなく、効果を擧げることによつて家名を光輝あらしむることを最大の名譽と考へるのである。この考へも亦前述の「天」から與へられたものを死蔵するを不可とする支那思想と同じ流を汲むものかも知れない。殊に「地の利を盡す」ことを主張せる儒教の影響を受けてゐるとも考へられる。地利を盡せば、人間の生存に缺くところなしとし、天は人間の生存に適するやうに地利を與へてゐるといふ土地無盡藏論と同様に、家業にさへ専心すれば繁榮せざる理なしとする樂天論と一脈相通するところなしとはいへない。「天」といふやうな漠然たるものに據らずして「家」といふやうな人間生活の最も強い紐帯であり、根源的なものに基礎を置いたことは、強い活動力の源泉になつたことを認めることが出来る。



家名を尊重することから、その経済的利益を度外視して生産に従事することも起り得る。利益よりも暖簾を尊ぶ風を生じ、劣悪な物を作ることを恥づる心持をもつのも、そのよき面の現はれであらう。勿論そこに弊風を生じなかつたわけではない。家の名の知れぬところではどんな悪いことをしても差支へないやうに考へ「旅の恥は掻き捨て」といふやうな心のもち方も起つた。知らぬ外國には粗製品を賣りつけても構はぬやうな、營利のみを専らとする傾向さへ後には生じた。しかし利よりも名を重んずる風は、單にこれを封建的遺風としてのみ考へるのは誤りである。日本人の經濟觀のうちには多分にかうした觀念が含まれてゐるのである。

以上のやうに預つた物ではあるが、同時にこれを利用厚生に役立てるといふことが、それらを承けた各人の義務と考へることから、ここにさらに展開された經濟思想がある。それは「生む」といふ考へ方である。二官尊徳の如きはその代表的なものであらう。與へられたものの利用厚生を十分に擴充する時には、自らそこに新しき物を生ずる。人間生活の基本はさうした労働にあり、その報酬は労働の結果自ら生じた新しき物自體にある。労働は人間の義務であり、それに依つて別に反對給付を要求しない。労働に依つて生むこと、創ることそれ自體が人間の大きな喜びであり、楽しみであり、それが報酬であると考へるのである。かうした考へは、人は如何なる場合でも生活の最低水準は保障されてゐるといふ信念から生じたものであり、これをそのまま今日の社會に適用することは出来ないだらうが、そこに一つの眞理の存することを否定し得ない。

人間は常に経済的合理主義に依つてのみ行動する者ではない。人間の行動が利益追求に依つて支配されることは、昔も今も同様であるが、それだけが人間の行動を左右すると考へるのは誤りである。江戸時代の經濟倫理は、經濟行爲そのものうちに倫理を求めたものではない。各人の利潤追求が結局社會全體の有利になるといふ考へ方は、利潤追求そのものに倫理性を附與したのである。正統學派の經濟學は利潤追求を是認することに依つて、經濟から倫理を排除し、そこに學としての經濟理論を構成せんとしたのである。利潤追求を倫理的に是認しない江戸時代の經濟論は、倫理を優位に置いて、經濟現象を論じたものである。故に倫理に牴觸しない範圍において利潤を求むることを承認する。

江戸時代の學者は決して民衆を聖人視してゐない。むしろ民衆は愚なる者、利を追求する者、憐むべき者とみる。従つて利益のないところに民衆は動かぬものであることを前提としてゐる。士農工商の職分は何れも人間生活に缺くべからざるものとみる。その職に附隨する勞役は忠實に履行さるべきことを要求する。それに依り初めて生活は保障される。故に忠實にその職を履行せぬ者、不正に依つて不當の利潤を得る者（田中丘隅はこれを街商と名づけてゐる）並びに勞せずして利を得る者を排斥するのである。幕末の町人遊民論の生じたのも、富商が勞せずして巨利を得ることを目撃したからである。その職分として定められたところを履行して利を得ることを拒否してはゐない。

ただ當時の論者はその職を盡すことに重きを置く。利はその職を盡すことに依つて自ら生ずるものとした。



故に利のために働くことを卑賤とはしたが、働いて利を得ることを否定してはゐない。職に忠なることを第一義に置いたから、遂に利を無視した議論さへ生じたのである。彼等は利潤追求が社會全體にとつて、最も有利なりとは考へなかつたから、利潤獲得を基礎とする經濟理論が體系づけられることはなかつた。しかし職分を忠實に行なふこと、それに依つて正當な利潤を與へられるといふ考へ方は、假令現實にはそれに反する現象があつたとしても、正しい物の見方である。ただ職分を忠實に行なふこと、それに對して正當なる利潤が與へられること、それらは何れも客觀的に明瞭な基準を與へることが困難な問題である。加ふるに、他方利潤追求の本能が人間の行動に強い刺戟を與へてゐるから、儉約・勤勉・中庸・慈愛といふやうな倫理的規範を以つて、外から經濟行爲を制約しようとしても、結局失敗に終らざるを得なかつたのである。

利潤追求が人間に與へた功績よりも弊害の方が大になり、個人よりも大なる全體が再び顧慮さるるやうになつた今日においては、かつて江戸時代の學者が考へたことと同じやうな物の見方が再興され、倫理が再び強調されて來た。その考へ方はすでに述べたやうに正しいが、かつてなした誤ちを再び繰り返してはならない。刺戟は過ぐる時は害をなすが、これを失ふ時に消極化し、衰頹する。全體に重きを置くのは當然であるが、個人を束縛し、形式化するの甚だしきに至れば、全體は活氣を失ひ、廢頹する。新しき經濟倫理の創設が急務である。

(昭和十七年五月三十一日)

## 武士階級よりみたる商人

武士階級よりみたる商人といつても、勿論それは個個の武士が商人をどうみたとかといふことを問題とするのではない。多くの武士のうちに富有なる商人を羨望した者も少なくなかつたらう。大小を棄てて野暮な屋敷生活から逃げ出した實例も少なしとしないであらう。他方町人の豪華な生活に不快を感じ、心から奮慨してゐた武士も決して少なくなかつたらう。だがここではそれらの個個の觀察を採り上げようとは思はない。周知の如く江戸時代は武士の世の中である。従つて當時の社會的觀念は武士を中心としたものと見做し、さうした社會的觀念において觀察された商人觀を、ここで武士階級よりみたる商人といふ題で少しく説明してみようといふのである。

江戸時代の社會的觀念が支那思想、殊に儒教的影響を強く受けてゐたことは、丁度今日の學界が西洋學の支配下にあると同様である。だがそれは單に支那思想を直譯移植したのみ考へてはならない。儒教移植後一千年あまりの間には、それは日本人一般にかなり深く入り込み、同化され、日本化されてゐる。同じ言葉



をもつて表現されてゐる場合でも、例へば忠孝といふやうなことで、支那人の解釋し、理解してゐるところとは、著しく違つた内容・意義をもつやうになつた。それらは多く孔子や孟子の言葉を基礎として論じてはゐるが、日本人の生活意識に適應するやうに解釋され、日本の儒教になつてゐたのである。従つてその理念は日本人一般に對して社會的な指導の役割を果たしたのである。

故に武士を中心としてみた社會觀には違ひないが、同時に當時の人人も亦これを是認してゐた社會觀である。例へば商業倫理についてみても同様である。それは武士的倫理觀の商人への適用である。儒教の説くところに従へば、人間の生活に「義」と「利」との二つの面がある。少しく概括的ないひ方であるが、「義」は精神的な面であり「利」は物質的な面である。「義」は重くして「利」は軽い。倫理的には常に「義」を先にして「利」を後にしなければならぬ。「利」は「義」に據つて自らに得らるべきものであると考へた。従つて商人においても、本來はこれに基づいて行動すべきであるとなした。商人自身もかく行動することが正しいと一般には考へられたのである。

石門心學の一派を起して、江戸時代後半期に大きな思想的貢獻をなした石田梅巖の議論の如きも同様にいはれよう。梅巖は庶民學を振興した者である。商人が利を得ることを當然なものとして是認せんとした者である。ただその場合、商人の利を得ることを武士の祿を與へらるることと同様なものとして肯定せんとしたのである。従つて武士がその祿を賜つた主君に仕侍するが如く、商人は利を與へて呉れる顧客のために奉仕

すべきであるといふ。顧客を欺いて不當の利を得るが如きは全面的に否定する。顧客の便を計り、正直に行動すること、換言すれば商人としての「義」を正しく行なへば、利は自らにして集まると解するのである。要するに當時の通念であつた倫理觀を商人に對して應用して、當時漸く非難を招きつつあつた商人の利潤獲得を是認せんとしたものに外ならない。

上述の如くであるから、ここに武士階級よりみたる商人と題するところも、結局は徳川封建社會において、商人が如何にみられてゐたかを觀察することに外ならない。従つてその二百六十餘年に亙る社會情勢の變化は常に商人に對して同じ態度を持続することを不可能にした。世の中が變ればそれにつれて商人に對する見方も變つていつた。その變化の根柢にわれわれ日本人の物の見方の特徴があるやうに思ふ。前述したやうに、儒教思想を受け容れて、利より義を重しとすることに同感した日本人は、その思想の發生地である支那人の人より、もつとその思想の實踐者であつた。「利」又は物質的なものを輕視する點においては日本人は遙かに強き同感をもち得たのである。勿論日本人に「物」に執著する心持がないといふのではない。又利そのもののために利を計る者が絶無だといふでもない。たださうした「物」に對する執着が淡く「利」を徹底的に追求せんとすることを厭はしく思ふ心持の強いことをいはんとするのである。さうした態度がここに徳川期における商人の發展に對して多くの批判を生んだのである。以下それらの點を少しく説明しようと思ふ。



江戸時代の武士的學者や爲政者が商人をどうみたかといふことを説明する前に、商業をどう考へてゐたかといふことを述べなければならぬ。當時の人人は商業を決して不必要なものとは考へてゐない。むしろ有用なものとしてゐた。恰も自然に四季の變化があり、水が雲となり、再び雨となるが如く、萬物は流轉する。その如く財貨も流通するを以つてよしとする。山鹿素行の如きは、流通性の高いものほど寶であるとなし、米・金・銀の如きが、その最も尤なるものであるといふ。かく流通が社會にとつて有用であるといふ見地に立てば、その流通を以つて職分とする商業は勿論肯定される。そして最もよくこの流通の職分を果たすためには、なみなみならぬ辛勞の必要なことを説く者もある。川崎の良里正として知られてゐる田中丘隅の如きも、その一人である。

「先づ商は其家業様様にして、いづれを以藝術とするにかたよらずといへど、或時は江海山野を栖とし、漫漫たる海上に風波の難を凌ぎ、山賊海賊等の殘害をかへり見ず、不斷身命を輕んじて、武士の戰場に臨むが如く、常に天の利地の利人の和を考へ斗り、行住座臥得失損益の事に心を付、或は天文の學を不勉といへど、風雨旱水の年を心に考へ、東西南北國國の耕作の形氣を察し、諸商可買節を速にして、

可賣期を外さず、晝夜算盤を枕として、其業能く手に入り、其理熟して賣れば儲、買は利有を以て、其道を得たる術者といはん、商に奇正あり、又常に變あり、勝敗あり、善に誇らず惡きに不撓、常に韜略孫吳を心とし、陶朱公を鑑とすべし、千金萬金を得ん事更に又難からじ」(「民間省要」中篇卷之一)といふ。その比較は必ずしも正しいとはいひかねるが、武士に比して、商人の辛勞の劣らざることを述べてゐる。

勿論當時の學者がかく商業の有用性を認めた理由の一つは、支那思想の影響であることは明かである。例へば熊澤蕃山が

「聖人天下の民を見たまふに、有餘あり不足あり：是によりて日中に市をなし、天下國國所所にいて人をあつめ、有るところの物を以て、無きところの物にかへて、各各其生を養ふことを得せしめ給ふ」

有無相通するを以つて聖人の賢慮となしたのではあるが、續いて彼は分業の利益を指摘し、商人の必要を次ぎの如く論じてゐる。



「五穀ある者は魚なし、魚ある者は五穀なし。交易する時にたがひに用を達す。農業を事とする者は鍬鎌を造るにいとまなし。鋤鎌を造る者は耕作をかぬる事あたはず。故に農人は易ふるに五穀を以てし、鍛冶は農具を造りて、たがひに交易して各其所を得たり。萬物皆如此。又農人、職人自ら來りて易ふるにいとまなし。商人これを買取りて相通す」〔集義和書〕卷第七

これらの思想は明かに儒教の教義の説明ではあるが、又同時にこれらの職業の必要を認めた結果に外ならぬ。

だが當時の人人は商業を農業の如く尊ばない。農は國の本であるといひ、農民は國の寶であるといふが、商業はむしろ賤業であるとして、これを卑しむ傾向が強かつた。士農工商と稱して、商を最下位に置き、商人自身さへも自らこれを認めてゐた。何故であらうか。

わが國にあつても商業が何ら物財の効果を増加するものでないから、無用なものであるといふ議論は皆無ではないが、あまり強く主張されなかつた。むしろ商業が利益を追求するものであるといふ點に多くの識者の目が注がれたやうである。前に引用した丘隅の言葉にもあるやうに、商人は「行住座臥得失損益の事に心<sub>二</sub>付<sub>一</sub>」け、一向に利益のみ追及するから、賤業であると考へた。

對馬の民政家である陶山鈍翁がその著「古誼問答」のなかで、士農工商は聖賢の定めたものであるのに、

武士が致仕して、農工になる者があつても、何故商人にはならないのかといふ質問に對し「後世の商賣人の風俗専ら利得を謀るが故なり」と答へてゐる。

問題は商業そのものにあるのではなく、商業を營む商人の態度如何にある。従つてそれは商業ばかりでなく、農民にしても職人にしても利得のみを目的とすれば賤まるべき筈である。これに反して商人であつても、利を後にして職分を果たすことを先にするならば、一向差支へない筈である。故に鈍翁もそれに續いて

「古へ農工商と位を定め給へる意を考ふるに、農は民命を養ふ五穀を作り出して其功最も大いに、工は民用を達する諸具を作り出して其功農に次ぎ、商は農工の間に立ち、諸國にも往來して有無を通じ、其功又工に次げばなり、職人の業の中にも、仕を辭せし士人のなすべき業と、なすべからざる業あらん、農人にも職人にもなり難き勢ある時に、商賣人となり、商賣人の手代となるも、其商賣の業を撰びてなるならば、義を害する事有まじ」

といふ。その議論はやや徹底を缺く嫌ひがあるが、商業と雖も利得のみを目的とするのでないならば、敢て士人の業として害あるものではない。従つて問題は利を専らにするかどうかにある。

當時の學者と雖も物質的利益獲得を一概に排斥する者ではない。「利」の必要なことも認めてゐる。ただ



「利」と「義」と對立した場合に必ず「義」を探り、「利」を棄つべしとするのである。この點は士たると農たると、工たると、商たるとを問はないのである。商における「義」とは何か。それは士・農・工と同じくその職分を忠實に守ることである。當時の人はこれを「道」ともいふ。商人がその職分に忠實であれば、自ら利を得ることが出来る。

「我身を養ふるうり先を疎末にせずして眞實にすれば、十が八つは、賣先の心に合者なり。賣先の心に合やうに商賣に精を入勤なば、渡世に何んぞ案することの有べき。……商人の道と云とも何ぞ士農工の道に替ること有らんや。孟子も道は一なりとの玉ふ。士農工商とも天の一物なり。天に二つの道有らんや」  
〔石田梅巖「都鄙問答」卷之二〕

それにも拘らず商人にのみ非難の聲が高いのは何故か。

三

農工において利を追求するといふ非難は殆ど全くなかつたのに對して、商に對してのみ多くの攻撃を生じた所以は、一部その職業の性質からも考へられる。農業や工業においては、そこに多かれ少なかれ物を創る

欣びがある。農民がその利害を無視して、ただわが田の豊作を祈り、努力することも實際にあつた。又所謂職人氣質とも呼ばれるやうに、よき物を創る欣びのみを求め、その報酬の多少を問はなかつたり、氣に入らなければ、何時までも仕事にからなかつたり、よきにつけ、あしきにつけ、そこに利得以外の精神的満足を得ることを目的とする工匠もあつた。

然るに商人においては具體的な對象物がない。顧客に對して親切に奉仕した結果は、もし表現されずれば利潤の増大といふことよりない。もしそこに一つの満足を求めることになれば、結局利を追求するといふことになる。さらに進めば、利を増大するためには、如何なる手段をも敢て厭はないやうになる。「商人は利に敏き者なり」「利については武士は商人に及ばず」といふやうなことが一般にいられる所以である。職分を盡せば自ら利を得ることが出来るといふ倫理的基準は、むしろ逆に利を得んがために職分を盡すといふやうに説かれる。従つて特に商人は利を先にする卑しき者、商業は利を得ることのみを目的とする賤業なりとして非難されることになつたのである。

殊に徳川二百六十餘年の泰平の世は商人の利益獲得に有利であつた。貨幣經濟の發展、一般生活の向上はすでに初期から商人に有利に作用せざるを得なかつた。かつ當時は特に商人にとつて有利な經濟組織だつたともいへる。周知の如く當時は一般に米遣の經濟といはれるやうに、農民はいふまでもなく武士も米を以つて收入としてゐた。従つて日常必需品その他を購入する場合には米を賣つて金に代へる必要がある。しかも



多くその賣る時期は收穫時で、米が澤山あつて安い時である。かつ凶作の時は米が少なく、その価格は高いが、收穫の乏しい者が多く、百姓も武士も困る。豊作の時は収入はあるが、価格が安いので、金の収入は乏しい。何れにしても百姓と武士は困る。その間にあつて商人は周旋して、多くの利益を獲得する。

かうした事情から商人は次第に富を蓄積し、さらにその金を困つてゐる大名やその他の武士に貸しつける。そしてますますその富を増大して贅澤な生活をする。武士は金融を止められると、生活に差支へるから、町人に頭が上らない。名こそ四民の最下位であるが、實は最高の生活をなすといふ状態になつたのである。彼等も當時にあつては、いろいろな束縛はあつたが、それでもこれを武士や百姓に比較すれば、遙かに自由であつた。従つて當時の人人のうちには、人生まれて富有なる商人になることこそ最も望ましいことであると、する者が少なくなつたのである。

かういふ状態が武士階級の反感を買はずに置くわけがなし。

「只今の商家は天下の有無を交易するに會て心なく、只金銀の爲には世を欺き人を誣ても、己れが得となさん事のみに生命を不顧、手をつ打てば忽に金をもふくる類の事をのみ心として、隙を窺ふもの多し」(田中丘隅「民間省要」上編卷之七)

この種の商人非難は頗る多い。殊に商人の生活が向上し、そのために一般にまで奢侈を進めることになつたから、儉約を以つて最高の道徳となし、治政の根本となす當時の理念から、特に商人は排撃されざるを得なかつたのである。

このことはさらに一轉して流通そのものをすら否定し、出來得る限り自給自足の自然經濟に歸れといふ議論さへ生じたのである。例へば荻生徂徠は

「被<sub>レ</sub>仰聞候趣全體便利を先とし流通を専らに被<sub>レ</sub>成候。至極よき御了簡にて、又及ぶ人も無<sub>レ</sub>之相見え候得共、大きに道に違ひ候事に候。便利を先として、何事も滞さしつかへなくさばき候事、當分は才幹之様に相見え候へ共、深遠之思無<sub>レ</sub>之候故、後道之害多く御座候。如是仕候得ば、畢竟の所、末末の成行は見えぬ物にて候。智に似て愚の至と可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>思召<sub>レ</sub>候。流通を専らに仕候へば、商人に制せらるる物にて候。流通は天性商人の職分に備りたる道に候ゆへ、諸侯之力にても商人には不<sub>レ</sub>及候。是によりて流通を専らに仕候得ば、財用の權は必商人の手に落候と可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>思召<sub>レ</sub>候。皆皆當座之便利を御好み被<sub>レ</sub>成候所より起り申候。今一層深遠の思を加へ申度事に存候」(徂徠先生答問書)

といつてゐる。商人の勢力増大を妨げんとするならば、その職分を限定するより外にない。少なくとも一般



の購買力、即ち貨幣の方面を別とすれば、商人の物の流通を不便ならしむるに如くはない。今日採用されてゐる商業政策の、あるものの如きも同じ主旨であらう。商人を抑壓することに依つて、一般の物價騰貴を抑止せんとするものである。その結果流通是認の聖人の原則は自ら無視されることになる。それがやがて又商業無用論・商人遊民論にまで進展したのである。

四

商人の社會的地位は實際上優位に進んで來た反面において、武士の財政的困窮はますます甚だしくなつていつた。従つて武士の立場からみれば、何とかしてその財政的困窮から脱却しなければならず、前述のやうな自給自足の經濟に今さら復歸することが出來ないとすれば、單に商人を罵倒したり、輕蔑してゐるだけではどうにもならない。自ら進んで商業に従事し、利得を獲得しなければならぬ。その結果として生まれて來た議論が商業藩營論である。

「凡そ今の諸侯は、金なくては國用足らず、職責もなりがたければ、唯如何にもして、金を豊饒にする計を行ふべし、金を豊饒にする術は、市賈の利より近きはなし、諸侯として市賈の利を求むるは、國家を治むる上策にはあらねども、當時の急を救ふ一術なり」(太宰春臺「經濟錄拾遺」)

上策ではないが止むを得ない。實際問題として下級武士は職人化せざるを得なかつたし、各藩も國內の産物を販賣して利益を擧げなければならなかつたのである。しかし武士は決してこれをよしとはしなかつたのである。武士の職人化・商人化は止むを得ずこれを認めてゐたので、矢張り武士は食はねど高楊子式の考へ方が強かつたのである。

商業を不可とする所以は、利を義よりも先にする點においてであるから、流通を肯定し、義を重んずるならば、商業を營んでもよい筈である。ただそれに化せらるる恐れのあることを氣遣ふだけである。従つて商業藩營又は國營論は末期に近づくにつれてますます盛んに唱へられた。だが商人そのものの排撃は、さらに一層烈しくなつたのである。

一般に流通を是認し、商業の必要は認めるが、これを營む商人を排撃したのである。その點は恰も農業はこれを尊重したが、農民を虐待したのに類似する。殊に幕末の社會的不安が増大するにつれて、金をもつて類廢的な生活をしてゐる商人に對する反感がますます強くなり、かなり痛烈な攻撃を發見することが出来る。

「遊民と申は商人などの類にて、耕さずして食ひ、織らずして著る者共之儀に御座候、是即ち國家之爲には實に浮蠹と申者に御座候」(高野昌碩「富強六略」)



「町人と申候は只諸士の祿を吸取候計にて外に益なき者に御座候、實に無用の穀つぶしにて有之候、何か被<sub>レ</sub>召使<sub>レ</sub>様可有<sub>レ</sub>之奉<sub>レ</sub>存候、御吟味可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成置<sub>レ</sub>候」(林子平「上書」)

346

「郷中にも少商賈なくして叶はざる所は、商人幾人と極め、人別帳にも御百姓とは別にして帳の末へ記させ、此商人は何程富たりとも、田地を取るに限りて、百姓一軒前の半分とか、三分一、四分一ならでは持たすことを禁じ、いかに著姓舊族たりとも、既に商人と定る上は、小百姓の下座と定めて是を辱しむべし、其商賈の品物も民間に有無を通ずる物ばかりをゆるし、珠玉玩好の類凡民間不相應の雜物はかたく是を停止し、露顯に於ては没すべし、村の役儀より初て、人才により吏胥などに仕進する事は御百姓よりは取上げ、商人分は遠慮ある時は、農人大に勢を得べし」(藤田幽谷「勸農或問」卷下)

これらの議論は當時の文章からなほ多く拾ふことが出来る。それに現はれてゐる商人に對する反感が如何に大であつたかは容易に看取し得るところであらう。

それらの論者、子平・昌碩・幽谷などは何れかといへば保守的な革新論者ではあるが、内外ともに危急の迫れる非常時局に際し、非生産的な、遊惰な町人層に對し、憤慨するあまりの文章であらう。いふまでもないが、幕末のすべての論者が商人を非難したわけではない。しかし概していへば、當時の商人に對して好意

を有してゐたと思はれる文章は稀である。

非常時に際して無自覺な商人に對して、往往にして矯激な言を聞くことは敢て珍らしいことではない。今日においてもこの種の言論を聞くこと決して稀ではない。

要するに徳川期における商人に對する觀察は次第に變化してゐる。豊臣氏の頃、又徳川の初期にあつては、商人に對する非難はあまり聞かない。商人の社會的地位も決して悪くはなかつた。商人は有用な職分を果たす者と認められてゐた。それがやがて商人抑壓の必要を感じるほど、商人は富み、武士は困窮した。その隔りが烈しくなるにつれて、單に役人と結託して不正をなす商人や、組合を作つて獨占して賣買する商人の行爲に對する非難ばかりでなく、何ら生産的な労働をなさず、金を浪費する者として商人全般を非難するやうになつたのである。この商人觀の變化は社會的情勢の變化から自ら生じたものと見做すことが出来る。だが他方において、當時の社會的背景から離れて、商業そのものについて今少しく觀察すべきであらう。

##### 五

利潤を追求する人間の本能は極めて強いものである。江戸時代にあつても、否、もつとずつと昔の物語のうちにも、營利的本能の強さを示してゐる例が少なくない。商人が一向に利潤獲得に向ふことは、むしろ當然の現象とみられてゐた。又さうした本能があればこそ互に競争し、骨を折つて、利潤の獲得を計るものと

347



考へられてゐた。しかし如何に利潤獲得を是認した場合でも、何らかの限度が存したやうに思はれる。その點を越え、一切の義理人情を無視してまでも利潤の獲得に狂奔した者もないことはない。しかしそれらほむしろ例外であつて、多くの場合、利潤獲得は「義」を無視せざる範囲に限定される。ただ問題は「義」の限度である。「利」を追求するも差支へなしとされる程度である。

世の中にはあらゆる現象を「利」の観点から觀察する者がある。彼がかかる行爲をするのは何らかの利益があるからだ。かういふ利益があるから彼はかう行動するに違ひないといふやうに、萬事を「利」に基づいて判斷する者である。しかもかかる判斷がかなり正鵠を得ることが少なくない。そのくらの人間は「利」に基づいて行動することが多いのである。江戸時代にあつてもかかる「利」を中心として行動した者が、町人にも、百姓にも、武士にすら存してゐたことは否定出來ない。ただこれらの行爲を武士に對しては勿論、全般にも是認しなかつたに過ぎない。換言すれば「利」に對する「義」の限度が著しく高かつたのである。

しかし、徳川二百六十餘年の泰平の世の中にあつても、貨幣經濟の進展するにつれて「義」よりも「利」に走る者が次第に多くなり、世人も亦これを是認する方向に進んでゐた。このことが一部の論者に、殊に「利」を軽く「義」を重くみる人人に著しく反感をもたれ、さうした利的行爲の最も露骨な商業に對し、攻撃の矢が集中されたのである。その場合でも「利」を全然否定してゐるのではない。「義」に基づく「利」は肯定してゐたのである。殊に幕末になつて、商業の重要性は増大こそすれ、減少はしなかつたのであるか

ら、ますます「利」を得んとする行爲を是認せざるを得なかつた。

このことが「利」と「義」との調和を計る必要を感じさせた。従來の一地方を中心として「利」のみを計らんとする所謂町人根性を否定し、もつと廣い立場に立ち、一國の産業發展のために努力するやうな商人精神を必要とすることから「士魂商才」とか「實業」とかいふ言葉が明治初年に盛んに使用されるやうになつたのである。即ち一方卑賤視された商業に新しい意義を附與すると共に、國家發展に寄與するといふ「義」的行爲と、利潤を獲得することを目的とする「利」的行爲との調節を計つたのである。勿論そこには新しく移植された西洋經濟學の經濟倫理が大きな役割を演じてゐたことはいふまでもない。しかしそれについては、ここでは問題外であるから省略する。

「士」の立場からみれば常に「義」を重んずると共に、その「義」を阻害するやうな物質的快樂はこれを有害なものとして退けなければならぬ。しかし人間の生活は常に向上する。武士の生活といへども、その最低生活の水準は常に高められて來た。問題は一般の生活限度があまりに高められ、武士の精神生活を阻害するや否やに存した。武士が一般の生活、殊に町人の物質的生活から超然としてゐることが出來れば問題は無い。しかしごく少數の例外を除いて、武士といへども一般の生活の外に生活する者ではない。殊に一切の物質的生活を身分に依つて規定づけ、身分のよい者はよいものを使用し、身分のわるい者はわるい品物で満足すべきであるといふ當時の考へ方からいけば、一層影響されざるを得ない。



されざるを得ない。それは「義」に反する行爲である。國民全體といふ見地から、利的行爲を再検討することが要求されてゐるのである。

(昭和十七年九月二十一日)

身分の最も低い筈の町人の生活が向上することは、身分的秩序を破壊する。例へば山鹿素行の如きは、衣食住もそれぞれ身分に依つて定制あるべしといふ。

「其人の俸祿官位に従て、各相定まる處の飲食を制すべし、位高く祿厚き人は上品の食を以て養とす、中下各これにしたがふべし」

「居宅の制辨<sub>ニ</sub>貴賤<sub>ト</sub>いへり……このゆゑに士農工商の品其身の貧福を詳にして、富めりといへども分をこえて不<sub>レ</sub>制、貧といへどもあるべき所はあらしめて、初めて家居の法明なるべき也」(「山鹿語類」卷二  
十一)

この見地からすれば、商人が富を蓄積し、身分不相應の生活をするには許されない。それは「義」に反するものである。幕末において、商人が國賊の如く罵られたのも故なきではない。明治以降の社會狀態がかうした見地を依然として把持してゐた人々から、無秩序亂雜を極めたものとみられたのも當然である。

現在再び公益優先とか、私利撲滅とかいふことがしきりに唱えられてゐる。このことは「利」と「義」との限界の問題が再び採り上げられたものとみることも出来よう。

國家が擧げて乾坤一擲の壯舉を企ててゐる際に、一個人、一會社、一地方の利益を中心を置くことは排斥



## わが國の經濟倫理と商業

經濟學は西洋に起り、近世資本主義制度の發展と共に發達して來た學問であるから、その學問の見方においても、又學問の前提とするところも、著しく西洋的であることを免れない。今日一部の論者から、それが英米の見方であるとして強く排撃を受けるのも、さうした學問發生の由來に原因するものと思はれる。勿論經濟學の前提とするところが悉く今日の社會狀態に、又日本人の經濟生活に不適合であるといふことは出來ない。人間として共通の經濟性をもつことは認められる。それにも拘らず西洋人の經濟の見方と、日本人の經濟の見方との間に根本的な差異のあることも認めざるを得ない。

一つの給付の行なはれるところには、必ず反對給付があると考へるのが近世的合理主義の物の見方である。土地を提供する者には地代を、資本を提供する者には利子を、勞働を提供する者には賃銀といふやうに、一つの給付には必ずそれに相應する反對給付が豫想される。従つて一つの給付をなす場合には、豫めその反對給付を考慮評價した後に行なはれる。故に近世社會を契約の時代とも呼ぶのである。

かかる場合その給付に對する反對給付は常に貨幣額を以つて評價されるから、一應すべてのものが貨幣を

以つて表現せられる。一定の地代を受ける土地の評価も、一定の俸給を受ける人間の評價も貨幣價值を以つて規定づけられる。後には人間として逆の評価方法さへも不思議と思はないやうにさへなる。例へばある繪畫が眞によい繪畫であるかどうかといふ判斷さへも、一萬圓の繪なるが故に、五千圓の繪よりもよい繪であると考へるが如きである。即ち本來ならば繪の價值評價の如きは美的標準を以つて定められ、よき繪なるが故に、高き貨幣的評價を與へらるべき筈であるのに、繪のよしあしはこれを考慮せず、貨幣的價值の高きを以つてよしとする傾向を生む。勿論貨幣的價值の高いといふことは、何人かはその繪の給付がそれだけの價值ありとしたことに基づくのであるが、その場合の價值評價は、必ずしもその繪自體のよしあしに置かれてゐないにも拘らず、一切を貨幣價值から判斷して、高價なればよしとする傾向を生じたのである。

かく一切のものを給付と、それに對する反對給付との均衡に置くが故に、すべての物の見方が著しく物質的・功利的ならざるを得ない。恰も複式簿記における貸方と借方との如くただ均衡を得ることを以つてよしとする。誤つて十錢のコップを破壊すれば、十錢の代償を提供すれば、それで足れりとする。誤ちは人間にありがちのことである。一定の代償を以つて失はれた給付を償へば、それで均衡はとれたと解する。この場合にすでにその前提として著しく個人主義的なるものを認めざるを得ない。

契約を結ぶ際に判斷の基礎となるものは、各個人の利害であり、損得勘定である。各人は最もよく自己の利害を知つてゐる。すべてのものをこの觀點から判斷する。勿論かうした個人主義的立場にも、一つの倫理



的基礎がある。即ち各人が各自の利益を追及することが、結局において、全體の利益となるといふ見方である。さうした個人主義的自由主義が實際に社會全體の進歩に貢献するところがあつた時代には、かうした倫理觀もある程度認められてゐた。しかし資本主義が獨占的段階に進むと共に、個人主義的弊害は漸く大とならざるを得なくなつた。個人主義的に徹底した英米人にとつて、さうした倫理觀に基づき、すべてのものを個人本位にみる。親子の間柄でも、國家に對する場合でも、自己を中心としてその利害關係を判斷する。

國家が兵士を募集するに際しても、先づ各人の利害に訴へる。兵士となればどういふ利益がある。どういふ給付が與へられるかを提示する。これに對して各人は自己の反對給付と照合して、損得の均衡がとれると思つた者は應募する。戰爭に出て、敗北することは自分一人の力でどうすることも出来ない。武運拙くして破れた。自分は自己の最善の努力を盡して、國家との契約を果たした以上、それ以上の給付をなす必要はない。捕虜となつたことはむしろ名譽である。何故ならば國家に契約した任務を果たしたことを證明するやうなものだからである。

かうした考へ方は確かに合理的であるかも知れないが、われわれ日本人には頗る腑に落ちない。又親が如何に貧しく、子が如何に富んでゐても、親は親、子は子とするが如き個人主義的な考へ方には満足出来ない。個人は一見獨立獨歩の如くみえるが、實は一つの大きなつながりの一分子に過ぎない。すべての物を個人中心に、すべてのことを反對給付的にみる人生觀はわれわれ日本人の同感出來ぬものである。勿論日本人のう

ちにも、それに近い考へ方をしてゐる者が皆無とはいへない。しかしそれらの人と雖も、もし他人がさうした行動をとる時には痛く反感を感じるやうである。日本人の物の見方は明かに上述のものとは違つたものがある。明治以降西洋思想の影響を受くること頗る大であつたにも拘らず、なほ根本にはそれと違つた倫理觀をもつものといへよう。それが往往にして外國人との交渉に際し、相互に理解し得ないで、互に惡感を生ぜしめたことも蓋し鮮少ではなかつたらう。

## 二

日本人の經濟倫理は上述のものとはかなりの差異がある。財貨に對する觀念にしても、物の所有の觀念にしても、彼等と等しくない。物に對する執著が淡いばかりでなく、私有觀念も薄弱である。又中世的とみればみられる要素が多分に存してゐる。物を尊重する觀念の如きは、見方に依つては中世の生産力が不十分であつた時代の遺物とみられぬこともないが、私はその根柢にある一つの強い原則が存してゐるやうに思ふ。勿論それは支那思想の影響を多分に受けてゐるかも知れないが、今は全然日本化され、日本人の性格の一部を形成してゐるといつてもよからう。

財を所有するといふことは天の與ふところであり、預り物といふ考へ方はかなり一般的であつた。すべて物は天の附與するところなるが故に、これを粗末にすることは一つの罪惡と考へられる。所謂天物暴殄は



最も慎むべきこととされる。假令私有物とさるるものでもこれを濫りに消耗することは罪惡である。すべて物はあるべきところに十分利用してこそ、天がその物を與へた本來の主旨に叶ふものである。この點からみれば前述の例に擧げた十錢のコップを壊したといふことは、單なる十錢の給付を失つたといふことではない。天の與ふるところのものを粗末にしたことになる。十錢の代價を支拂つても、決してそのコップの喪失は償はれない。天物を誤つたといふ點において謝罪は要求される。

かく物を預つたものとする觀念はさらに擴充されて、自己にしても、又自己の社會的地位にしても、同じく一種の預り物と解される。自己は祖先より受け、これを子孫に譲る中間的存在である。自己一身といへどもこれを自己の自由になすべきものではない。過去より出でて將來へ傳ふ一連鎖に過ぎない。そこに「家」といふ觀念を生ずる。これが故に己が身と雖も、己が勝手に處分し得ないことになるのである。況んや家財の如きも己一個のものではない。そこに「家業」の精神が発生することになる。

家業は先祖から繼承して、子孫に傳ふべきものである。當主は單にこの受け渡しを果たすべき任務を負はされたものに過ぎない。家の一員たる個人は當主と雖もこれを家業の重要さに比すれば物の數ではない。勿論かうした考へ方はそこに幾多の弊害を生じた。人間よりも家業を重要視した結果として、多くの才能ある者を犠牲に供することも少なくなかつたらう。又何事も「家傳」とか「秘傳」とか稱し、一子相傳となして秘しくし、事物の進歩を妨げたことも少なくなかつた。だがそこにはなほ一部の眞理を含んでゐる。

人間の大きな仕事は決して個人に依つて完成されるものではない。少しく大きな事業は何れも先人幾多の作業を受け繼いで完成されたものである。人間の文化が個人の力量を限度としたならば、その發達は知れたものであらう。もし先人のなし得た最高點から今人は出發し、今人のなし得た最高點から後人が發足し得るやうな制度が考へられたならば、人類文化の進歩には顯著なものがあらう。この意味で個人は常に過去から將來へつながる大きな流れの一分子を形成してゐるに過ぎない。さういふ觀點から家業の精神をみれば、一つの眞理の存することがみられよう。かつてそのために發生した幾多の缺點、殊に固陋な、排他的な點も亦改善することが出来よう。

上述の如く家業を尊重する精神は自らそこに各自の職に對する強い信念を生じた。自己のなしつつある職業を天賦のものとなし、これを忠實に果たすことを己が職分と考へる。勿論かうした觀念は資本主義發展以前の西洋にも存してゐた。英語の calling は神に召されることを意味し、職業を意味する。職業は神の恩命に依つて、その人に與へられたものであり、これを忠實に果たすことがその人の義務となされる。職業は單に給付に對する反對給付を得んがためになすものではない。この點においてわが國では特に職に忠なるをよしとする。五圓の日給であらうと、三圓の日給であらうと、その反對給付の如何を問はず、己の職分としてなすべきことは十分に果たすことを以つて、人の人たる道となす。五圓なら五圓分だけ、三圓なら三圓分だけ働くといふのは未だ自己の職業に忠なるものとはいへない。むしろ卑しむべきものと解される。時には如



何に多くの報酬を與へるといつても、己が職分に適はざることとは斷じて承知しないのを良心的とみる。職人などの名人氣質の者に、往往にしてこの種の者を發見する。金錢的利害を超越して、自己の精神的満足に誇りを感じるのである。

しかしわが國の經濟倫理にあつては一概に利を否定するものと解してはならない。利はその職分を十分に果たすことに依つて自ら生ずるものであるとなす。故に利のためにのみ働くことは卑しむべきであるが、働いて利を得ることはこれを否定しない。ただ職分に忠なることを第一義に置くから、動もすれば利を無視するやうにみられたに過ぎない。この職分を忠實に行なふこと、それに依つて正しき利潤が與へられるといふ考へ方は、假令現實においては、それに反するやうな事實があつても、なほ正しい物の見方であるといへる。人間としての生活を意義あらしむる上からみても、各人が自己の職分に忠實であるといふことが第一義に置かるべきであらう。

かつ又人間の生活は空間的には現在の協同生活體内に營まれるものであり、時間的には過去から將來への一期間内のもに過ぎないことは極めて明かなことであらう。各人が自利を追及することが全體の利益となるといふ考へ方が現實に破綻を生じた以上、そこに協同體を中心とする新しい經濟倫理が要求されることは當然であらう。われわれ日本人にとつてこのことは新しいことではない。勿論わが國にあつても貨幣經濟の進展と共に、すでに江戸時代から功利主義的な考へ方は存してゐた。利潤を積むことのみを目的とするやう

な人間も存してゐた。だが一般にさうした行爲を卑しむ風は、その後と雖も續いてゐる。

その昔大阪に紀伊國屋亦右衛門といふ者があつた。その本家何某に仕へて正直だつたので、主人も亦彼を愛し、ある時百兩の元手を與へ、心のままに商賣して千兩にしてみよと命じた。亦右衛門は「大商して大利を貪らんとする時は、かへつて必損失あるべきこと常なり」とし、地道に紙商賣を始め、三年にして三百兩、五年にして千兩となつたので、主人のもとに至り、これを呈した。主人も喜んでさらにこれを一萬兩にすべしと命じた。又五ヶ年ほどして亦右衛門は一萬兩を主人に呈した。然るに主人はさらに又これを十萬兩にせよと命じた。百兩を一萬兩にするのには骨が折れたが、一萬兩を十萬兩にするのは容易であつた。三年もたぬうちに十萬兩となした。主人はその努力に感心したが、さらに百萬兩に増殖せよと命じた。その時亦右衛門は主人に向つて御當家の御身代は何程かと聞いたところ「いかほどといふかぎりもあらざるなり」と答へた。亦右衛門の意見に従へば「我等は命こそ賣なれ、命ありてのうへの財なり、命なくては財ありても益なし」であつた。主人の意見はこれに反して「財を持ってこそ、世にあるかひもあれ、命ありとて財なくば、生てのかひなしとおもふ」と、あるが上にも金銀を積まんと欲した。亦右衛門は主人にそのまま十萬兩を獻じて暇を乞ひ、後出家して大融寺の徒弟となり、圓智坊と稱した。彼の辭世に「落て行くならくの底を覗みん、いかほど慾のふかき穴ぞ」とあるが如く、彼は人慾の限りなきを歎いたのであらう(柳澤棋國「雲萍雜誌」卷之十一)。



利慾を得んとすること亦右衛門の主人の如き人物も勿論わが國にあつても少なしとしない。ただそれが單なる利潤追求となるかどうかが問題なのである。正當の職分を盡して利潤を得、これを蓄積することは敢て否定しない。がそれすらも亦右衛門のやうな立場からみれば不可とされる。この話を紹介した柳澤棋園その人も恐らくそれに同感したのであらう。かうした考へ方から、ここに商業に對する嚴酷な批判が現はれて來たのである。

三

わが國にあつても、江戸時代の中期頃から特に商業を卑賤なりとする議論が強くなつた。所謂士農工商といつて、商を四民の最下位に置くのが通説となつてゐる。しかし當時の識者と雖も、一概に商を排斥してゐるわけではない。商は流通を司り、苦心經營して人人のために便宜を計る職能をもつ者として、人間の生活に缺くべからざるものとしてゐる。然るに貨幣經濟が進展するにつれて、商人に對する非難が甚だしくなり、遂には商人無用論や商人遊民論さへ出づるに至つた。

何故に商人は非難されたか。それには種種なる理由が考へられようが、少なくともその一つとして利潤追求及が問題とされ得る。商人が利潤のために働くとなす考へ方は、わが國の經濟倫理觀からは否定されざるを得ない。商人が正當の利潤を得るといふことは非難すべきでない。石門心學の祖石田梅巖の如きも、商人の

利を得るは武士の祿を食むが如し、といつてこれを肯定してゐる。ただ利潤を得るがために、その職分を忘却したるを非難するのである。川崎の良里正として知られてゐる田中丘隅の如きも

「凡そ今の世の商たる事、底は商にして表は商にあらず、腰に秤をささず、手に枰をとらず、船を用ひざること不苦、士と商と共に白眼して頭うなづき、一咳にして忽ち千金萬金と成事、中古より起りて、身に錦を著、口に美味を食して、奢り是より超過し來る」

丘隅はこの種の商人を街商と呼んでゐる。商品配給の職分をなさずして、ただ一攫千金を志さずが如き者を非難したのである。

わが經濟倫理思想のうちには天與の物を十分に利用すること、當時使用された言葉を以つてすれば地の利を盡すことがよしとされ、地利を盡せば自ら人間の生活は豊かなりとする考へがあつたことは前にも一言した。この考へはやがてわが國では物を創る欣びとされ、物の生まれ出づること自體が勞働の最大なる報酬とされるやうになつた。所謂創造の欣びである。藝術家がその藝術的作品を創り上げる欣びにも比すべきものである。

農夫はその作物の豊かな稔に欣びを感じるであらう。職人はその製品の出來榮に欣びを感じるであらう。



彼等は彼等がその職分を忠實に果たした具體的成果をもち得るが故に、直ちにその創造の欣びを知ることが出来る。故にかうした種類の職業においては、必ずしも利潤の多少を問はず、その出来上つた成果を以つて満足する者が今日においても時に存することがある。

然るにかうした具體的成果をみることの出来ないやうな職業、例へば商業の如きにあつては、兎もすればその満足を利潤の大小を以つて計らんとする傾向があるのは止むを得ない。又従來顧客の便宜を計り、よき品物を最も適當な需要者に配給する者、換言すれば最も商業的職分に忠なる者が、多くの利潤を得る場合が多かつたから、彼等の多くは利潤獲得を主たる目的とするに至つた。その結果が江戸時代においては商人非難の言論となつたのであるが、今日統制經濟が進展し、利潤獲得が制限されるや、再び商人不親切の非難を受けるに至つたのである。

今日動もすれば商人が役人化し、その顧客に對し押しつけがましい行動をなしたり、又時に闇行爲をなす一面には、商人が商人としての奉仕的職分を忘却したことに起因する。すべての職業に、一方職分としての部分があり、他方それを果たすことに依つて利を得る部分がある。もし前者を忘却して、後者のみを主張するならば、その職にあることを許されない。商人の利潤が昔の如く多くないからといふ理由で、その職分を十分に果たさないといふことは、わが經濟倫理觀を以つてしては認容し得ないのである。「勤むることを先とし、得ることを後にする志」があらゆる職業についての根本的要求だからである。

今日の如き經濟情勢の下において、商人の果たすべき職分には非常に大なるものがあると思ふ。配給機構の根本的な變革に際し、從來實際に配給業務に携つてゐた人人が、徒らに上からの命令に依つてのみ行動し、ただ自己の利害のみ汲汲としてゐることは、それらの人人の有する過去の經驗と知識とを無爲ならしむるものであり、一つの大きな損害といふべきである。配給は消費の實狀に添はなければならぬ。消費の實狀は決して全國一様ではない。單に市部と郡部との違ひばかりでなく、同じ市部でも千差萬別である。机上一片の紙片上で平均して公平なりと考ふる役人の知悉し得ざるところである。さうした實狀無視の均分配給が、如何に多くの無駄をなし、さらに闇取引を助長してゐるかを反省しなければならぬ。

しかしこのことは單に役人の無知のみに歸するわけにはいかない。又地方地方の實狀を最もよく知つてゐる筈の商人の消極的態度も、その責の一部を負はなければならない。時には單に消極的のみならず、己が利を計らんとして不正の行爲をなすに至つては、その罪は一層大である。不當の實績を申告して、少しでも多くの利益を得んとするが如きはその一例である。かくては役人が商人の申告を信ぜんと欲しても、信じ得なくなり、平均主義に陥らざるを得ないだらう。

商人自身自ら配給機構の中樞たることを自覺し、自ら擔當する区域内の顧客に對し、如何にすればよき品を最も適當に配給し得るかについて、もつと苦心もし、骨を折るべきであらう。このことは今日の如き物不足の場合に特に一層要求される。そのためには進んで自己の顧客の消費狀態を調査する必要もあらう。善意



を以つてなされるれば、消費者も亦これに協力するであらう。かくして始めて商人の職分を果たすものといへるし、又わが國の經濟倫理觀とも合致するものであらう。

(昭和十七年七月十二日)

## 幕末國防論の變遷

國際間の問題が結局各國間の勢力の均衡に依つて決せられ、その國の實力如何があらゆる問題を決定する。獨力を以つて自立し得ない國家が列強の間にあつて、僅かに存立し得ても、決して本質的な獨立を確保することは出来ない。結局その依存する強國の意圖に依つて左右されざるを得ない。本質的な獨立はただその國の有する實力に依つてのみ維持し得るものである。その實力といふのは、その國の有する精神的・物質的綜合力をいふ。

如何に發展を要求する精神が強くとも、もしその國の經濟的實力が整備されてゐなければ、結局一個の空想以上に出ることは出来ない。しかし又如何に物質的に整備されてゐても、その精神的綜合力が缺けてゐては、單に一個の案山子に過ぎない。戰爭にしても、充實せる軍備とは精神・物質の兩者を兼備せるものでなければならぬことは、敢ていふまでもない。弛緩せる精神の下にあつては、精銳の最新式武器も何の役にも立たない。と同様に、武勇だけを以つて、近代戰に勝者たることも不可能である。



わが國が國際間に處して、その獨立を冒されんとしたことは、決して新しいことではない。古くは任那における日本府の問題、中頃にしては元寇、近くは明治維新前後の状態がそれである。わが國の如く、大陸に近接せる島國にあつては、その獨立を維持し、かつ國威を失墜することなからしめんがためには、常に大陸方面の情勢に注意してゐなければならぬ。大陸に大きな勢力が現はれる時は、何らかの形で、わが國に影響を及ぼす。高麗の勃興・元の東漸・西歐諸國の來航、何れもわが國を刺戟し、その獨立國としての地位と威權とを確保するために、國防の必要を痛感せしめたのであつた。明治以後の諸戰役とても同様である。

かかる状態の下にあつて、わが國防の完備が常に必要であるにも拘らず、海島國であつたため、平和の持續してゐる間は、兎もすれば海外の軍事的情勢の變化を知らずに過ぎることが多かつた。高麗の南進に依つて、わが與國であつた百濟や任那が侵寇され、日本府が亡ぼされ、救ひをわが國に求めた時には、國內の情勢が大體遠征を許さず、僅かに企てた遠征も中途にして止み、萬一の來襲を豫想して海岸防備を嚴にするに過ぎなかつた。元の來寇に際しては誰も知る如く、天祐に依つてこれを撃退するを得たのである。その彼我の武器・戰術を比較すれば、格段の相違があつた。彼の新戰法が我に教ゆるところは少なくなかつたのである。勿論北條氏にしても、我から彼に逆襲せんとする意圖をもたなかつたわけではないが、敢てそれをなし得なかつたのは、實情がこれを許さなかつたとみられよう。幕末における状態も大體似たものである。徳川三百年の泰平に、人人は桃源の夢を食つてゐた。海外に如何なる變化が起りつつあつたかについても、

和蘭人の手を経て多少は聞かぬではなかつたが、現實にそれを理解することは出来なかつた。従つてそれが實現するに及んでも、なほその本質を理解することは出来なかつたのである。單に一般人が考へ得なかつたばかりでなく、爲政者たり、指導者たるべき人人にも、十分に事態を把握し得なかつたのである。かうした状態にあつて、當時如何なる國防論——それはやや廣義に解して、對外問題に關し如何なる意見が行なはれ、それがどういふ變化をなしたかについて、簡單に説明してみようと思ふ。

## 二

江戸時代に海外からの脅威を感じたのは、始めは北方からであつた。ずつと古く徳川の初期には、清が北方から興つて、明を亡ぼしたことにあつた。明朝の遺臣がわが國に逃亡して來たり、又そのある者が援兵を求むるに及んで、清が明を亡ぼした餘威をかつて、わが國に來寇する恐れのあることを考へる者もあつた。故に先手を打つて逆に攻勢に出で、援兵を送らんことを説く者もあつたが、この時も結局消極的意見が勝利を占めたのである。しかし北寇に備へる必要は識者の間にも認められてゐたとみへ、斷片的ではあるが、熊澤蕃山なども、その種の意見を述べてゐる。

この北方からの危懼は明和・安永期にロシアとの接觸に依つて現實になつた。明和八年の所謂ハンペンゴロ（ベニョフスキ）の密告、安永七年における露船の根室領内への來航に、わが北邊の危機は漸く事實と



なつて現はれて來たのである。北邊のことが問題になると、蝦夷地、即ち北海道がわが國防の第一線として登場して來る。尤も蝦夷地を問題としたのは、必ずしもこの時を以つて嚆矢とするわけではない。

江戸時代になつてからも、徳川光圀の快風丸渡航があり、佐藤信景の蝦夷地開拓意見が後世の假託であるとしても、並河天民・深見玄融の開拓論がある。それらは享保期のことである。しかしこれらの意見は北方からの外寇を防止するといふことよりも、國土を開發して、領域を擴張せんとすることにあつた。光圀の蝦夷貿易にしても、彼が如何なる企圖を以つてこれをなしたか明かではないが、國防の意味は含まれてはゐなかつたらう。

その代表として並河天民の意見の一端を示して置かう。

「蝦夷國の儀は周圍船路にて一千里餘有<sup>レ</sup>之由なれば、少なく積り候ても、海岸五百里廻り可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之候得ば、誠に以て莫大の國に御座候。かかる大國がすたり居候事、残念千萬、言語同斷の儀と奉<sup>レ</sup>存候。彼國を見候に、皆皆海邊に住居仕候て、國の最中は無人の地に候。國の最中を開き、國郡御分ち遊ばされ候はば、數年の中には見事なる國となり、日本國の一つに成申すべく、左候はば大日本國を又又増加し候て、大日本國となり可<sup>レ</sup>申候。近年諸色高値にて、下下殊の外困窮致し候。唐土より參候藥種、絹布の類、日本より出候藥種、絹布よりも下直に候。是は唐土は地廣く諸色澤山自由なる故に可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>御座

候。日本國も廣くなり候はば、總體にて諸事くつろぎ、下下の困窮も自ら緩になり申すべしと奉<sup>レ</sup>存候」

享保期において國內生産力が大體限度に達し、その生産増大のための蝦夷地開發であつた。當時所謂鎖國と呼ばれてゐた時代にあつても、なほ一部にこの種の海外發展論者がゐたのである。ただ爲政者がこれを採用するだけの識見を有してゐなかつたことは、今日から思へば遺憾なことであつた。

幕末に近づくにつれて、生産擴充の必要があることは一層甚だしくなつた。従つて幕末の論者と雖も、生産擴充のために蝦夷地開拓の必要を認めてゐたことはいふまでもない。ただ今度はそれだけに止まらなかつた。他方ロシア人の北邊窺視に對する防備として、これを主張する。

仙臺藩の醫師工藤球卿はその著「赤蝦夷風説考」に

「オロシヤは既に大國となり、漂流の日本人を撫育して語音までを知り、ハンペンゴロが輩、海上を乘廻して、我國の地勢をも見届けなどするに、何事を企るかも夢にも知らず、打捨置くべきにあらず、願くば仔細に吟味ありて一通りは通路ありて宜き事也、通路之ある手段には様様有べき内、要害第一也」

と云つてゐる。この種の論者が、西洋諸國の植民的發展に關する知識が増大するにつれて、わが國の如きが、



徒らにこれを坐視すべきでないといふ主張に進展したことは當然である。前に本多利明があり、後に佐藤信淵がある。守勢的防衛を不可として、むしろ進出すべきことを主張するのである。これらの論者についてはすでに多くの人の説くところであるから、ここでは繰り返さない。

勿論當時のわが國の社會状態を以つてしては、この種の發展的國防論を實行し得なかつたことはいふまでもない。蝦夷地開發といふことにさへ危惧の念を抱く者が少なくなかつた。例へば山片蟠桃の如きは

「蝦夷は莫斯科比亞よりさまざまな計策を以て我を伺ふ、蝦夷地これまでの通ならば、其害なしと云ども、彼地開くるに隨ひて、ますます甚くなりて、其内牧吏の備へすきまを見ては、付込ていかの仕事を仕出さんもはかり難し……徒に交易利倍、土地開發をこととして、後世の難を引出すことなかるべし」

即ち蝦夷を以つて彼我の緩衝地帯として、そのままに放置せんとするのである。

田沼意次の蝦夷開拓事業も僅かに調査に著手せんとして、松平定信に依つて中止された。その後發展的計畫は、理論として信淵などに依つて主張されてはゐるが、實際に行なはることはなかつた。却つて鎖國といふことが何時か祖法として是認され、ますます嚴密に考へられて來た。そして漸次に攘夷思想に育てられていつたのである。

三

發展的國防論は彼我の武備の懸隔の甚だしいことが明白になるにつれて、ますますその議論の力を弱めざるを得ない。そしてさういふ發展を阻害し、むしろ危険な外國との接觸を出来るだけ避けんとする傾向を生じた。貿易否定は勿論、かの文政八年二月の異國船打拂令にしても、表面事を構へるやうにもみえるが、事實は出来るだけ無事を計らんとするのであつた。その法令の最後に

「國國之廻船・漁船、海上に於て、異國之船に相親み候儀は、前前より御法度之事に候」

とあるやうに、外國人との交渉を出来るだけ避けたかつたのである。殊に以前はロシア人が北方から來航しただけであつたが、今やイギリス船の渡來をみるに至つた。外國船との交渉は如何に避けたくとも避けられないものではなかつた。天保に至つて打拂令を取消したのも、そんなことから却つて事態を悪化することを恐れたのかも知れない。渡邊崋山が「西洋事情御答書」のうちで

「抑西洋の可<sub>レ</sub>恐は、雷を聞て耳を塞ぎ、電を忌て目を塞ぎ候事を、第一の惡と仕候」



といつてゐるやうに、觸らぬ神に祟なしといつたやうなのが、當局の態度であつた。勿論西洋の事情を一般に知らせるなどといふことは思ひもよらないことであつた。

しかし嘉永・安政となれば、外國船の渡來は隠せるものでもなく、西洋の事情——殊にその近代的軍備について無知であつた人人は、攘夷の實行と國防の急務とを説いたのであつた。そしてここに幾多の守勢的國防論が生じたのである。それらの多くは、今日からみれば到底實行し得べくもなく、又實行したところで、大した効果を擧げ得ぬものばかりであつた。

嘉永六年八月、新吉原の遊女屋久喜萬字屋藤吉なる者が、異國船退治を町奉行所へ願ひ出てゐる。勿論それは國防論といふべきほどのものではないが、當時の者が如何に淺薄な考へを以つて、外國船の來航をみてゐたかを知るのにはよい例である。

彼の方策に従ふと、富津臺場外三里のところ、毎日一千艘ばかり船を出して漁業をしてゐる。もし外國船がやつて來たならば、これに近づき、日本國に行くのならば、役人の手を経てはいろいろ面倒な手続きが多いから、自分達が埒明けてやらうと稱して、相手に近づき

「鶏、薪水外にも彼國人望候會津ぬり盃、椀、木皿、膳之類、錦繪杯差遣し、懇意にいたし、追追互に打

くつろぎ、同船一統品持寄、異國船江乗移り、酒宴等相催、興たけなわに相成、酒興之上此方之面面口論を仕出し、少少計打合候はば、必異國人口出し手出し等可致を相圖に、此方一統合詞を以立合、第一に火藥之在所を兼て見定置、火付役之者は、火藥へ火を付候事を第一之手柄と定め、面面鮪庖丁を以、片端しより切捨可申、一千艘之七分は集り、人數四千人餘を以、異國船凡八艘渡來候共、一艘五百人之面面相働、其内首尾能火藥江移り候は、即時に勝利仕、尤此方之者共過半燒死は兼て、御國恩之爲、覺悟仕罷在候間、必勝之利無疑奉存候、右騒動は大洋中御臺場外三里餘之場所候へば、御國法に拘らず、殊に私共計り酒興之上之喧嘩にて、御政事に拘り候儀には無御座候」

もとより兒戯に類するものではあるが、死を決して鮪庖丁で、近代的武器を有する相手を片端しから斬捨ててやらうといふ勇氣と無知とは驚かざるを得ない。

これは一市井人の建白に過ぎないが、當時の知識人であつた人人の意見にしても、これと大した變りがなかつたといつてもよいであらう。山形藩士鹽谷甲藏世弘は嘉永六年六月に、江戸灣防備策として、次ぎのやうなことを提言してゐる。

「鐵之大鎖を鑄候て、富州出州之鼻より猿嶋南岸まで二十餘町之處、並猿嶋北岸より相州中里迄二十町程



之所を三筋程にて張切候は、一時内海へ乗入候を留候事可相成。」

374

この建言と如何なる關係があつたか解らぬが、同じ年の九月に江戸の町人二名が、これと同様の、そしてさらに一層詳細な、具體的な建言をなしてゐる。(拙著「維新前後」三二頁参照)

これらの建言をみても、彼等が如何に近代的武器・軍備・外交等に無知であつたかが解る。ただ彼等としても、わが國の軍備を以つてしては、逆にこちらから攻勢に出ることの出来ないこと、外國船の恐るべきこと等は、支那における阿片戦争やその他の風聞に依つて知つてゐた。しかし子供だましのやうな臺場を築いたり、大砲を鑄たりして、外國の來寇を防ぎ得ると思つてゐる者が一般には多かつた。故にその國防論の多くは、進出的でなく、守勢的であつた。攘夷といつても、來たる者を拒むのであつて、來ないうちに相手の本據をつかんとするのではなかつた。そこに 神功皇后の三韓征伐に現はれてゐるやうな能動的なものは少しもなかつた。

この種の攘夷論が一轉して開國論となるのは極めて容易である。彼我の軍備の相違が明白となり、上述のやうな國防論が何の役にも立たないことさへ明白になればよいのである。鹿兒島及び下關の砲撃に依つて、實際に近代的武器の威力を知つた薩長の藩士達が、明治維新の開國政策に異議のなかつたのは當然であらう。要するに一國の獨立のためには實力の涵養を必要とすることを痛感したのである。(昭和十六年十一月十日)

## 佐藤信淵のこと

—

佐藤信淵のこと

信淵はいはゆる幸運兒ではなかつた。子供の時から苦勞した人間である。ただよき父をもつたことが彼にとつて此の上もない幸運であつた。幼少の時から父について各地を遊歴し、生きた學問を授けられた。だが、その幸運も永くはつづかなかつた。足尾に流浪してゐる間に、この父を失ひ、十六歳の少年は他郷にあつて孤獨の身となつたのである。それから後は宇田川槐園その他について勉強したとはいへ、大體において獨學に近いものであつた。獨學者にありがちの雜學になつたことは、信淵のやうな知識欲の強い青年には免れ得ないことであつた。父から受けた學問は、今の言葉でいへば先づ博物學とでもいふべきものだつたらう。それに多少とも關係のあつた蘭學も少しは習つたが、蟹形の文字を自由に讀めたわけでもない。天文・地理・歴史・測量といふやうな、當時の先づ自然科学に屬する部門を博搜したやうではあるが、その何れについても、専門家として特に優れてゐたわけではない。平田篤胤について國學も一通り心得てゐたかも知れないが、特にこれに貢獻するところあつたともいへない。彼の學問的特徴は綜合統一にあつた。それがこの時代の學

375



者としては珍しい一つの體系を作らせることになつたのである。

彼の考へを出来るだけ纏めてみると、大體次ぎのやうな體系が出来上る。日本を富強ならしむるためには、強力な中央政府を樹立して、日本全體の經濟的開發を行なへばよい。わが國は世界の最初に出來た國であり、最も優秀な國土だからである。故に先づ最初に中央集權的政治形態を構成する必要がある。その中央政府に(一)教化(二)神事(三)太政の三臺を設置する。教化臺は教育指導を、神事臺は宗教儀式を司る。太政臺はいふまでもなく萬民をそれぞれの職分において統率する。即ち(1)本事府(2)開物府(3)製造府(4)融通府(5)陸軍府(6)水軍府の六府に分ち、すべての人民はその何れかに屬する。陸軍府・水軍府といつても、必ずしも今日の陸海軍省を意味するものではない。例へば漁民の如きは水軍府に屬する。信淵は産業を草・樹・鑛・匠・賈・備・舟・漁の八種として、これを六府に割りあててゐるが、これを今の言葉に直せば本事府に農業、開物府に林業・鑛業、製造府に工業、融通府に商業・貿易、陸軍府に一般力役、水軍府に船舶・漁業といふやうなことになる。

この六府の仕事が即ち經濟である。「經濟とは國土を經緯し、蒼生を濟救するの義なり」と信淵は定義する。經緯するとは單に治めるだけではない。國土の有する産物を開發することである。彼の經濟學はその意味で一種の政治經濟學である。その體系を要約してみると、大體開物(生産)と融通(流通)の二つになる。彼が農業を本事府に配したのは、農業を國の本であるとし尊重したからである。工業や漁業を別にしたのは、

その業務形態が異なるから、統治上の便宜からであらう。その主著の一つ「經濟要録」をみれば、工業も漁業も牧畜も開物篇中に述べてゐる。

信淵は上述の殆どすべての事項について、それぞれ著作をなしてゐる。わが國の經濟を開發すべき根本的議論については「天柱記」「混同秘策」「鑛造化育論」「經濟要録」などをみればよい。農業については「農政本論」「田畠年中行事」その他頗る多い。鑛業については「坑場法律」あり、牧畜については「牧牛馬法」がある。漁業については信淵の父信季の著作とされる「漁村維持法」などがある。

他方融通論において、彼は一方國內商業に對しては、伊尹の權貨法を租述し、一切これを統制する。それに関する著作は「物價餘論簽書」「復古法」等頗る多い。他方對外商業においては、當時の對外問題に刺戟され、海外發展論となり、イギリスに對抗して南進論さへ述べてゐる。「防海策」その他の述作がある。そのため學者に依つては信淵を帝國主義論者の名を以つて呼ぶ者さへある。

彼の學說についてなほ述ぶべきことは頗る多いが、狷介な彼の性格と、時世に容れられぬ彼の學說とに依つて、時の當局からは危険人物とみられ、貧乏と不遇とに苦しめられながら、武州足立郡鹿手袋村の陋居で、酒をあふりながら、生涯三百部八千卷と稱せらるる著作をなしたげたのである。その一生は不幸であつたかも知れないが、これも亦人生の快事ではないか。

(昭和十七年六月十五日)



信淵は江戸時代の經濟論者のうちでも、最も多くの述作を後世に遺した學者の一人である。かつ、その經濟論は當時にあつては、最も體系づけられたものである。勿論その議論の大部分は彼の獨創になるものとはいひ難い。だがそれらの諸家の説をとつて、自家藥籠中のものとなし、彼獨得の經濟論になした點は、大いに買つてやらねばならない。殊にその構想の雄大なるは當時の論者中極めて稀にみるところである。

「經濟要録」十五卷は文政十年、信淵五十九歳の時の著作である。その多き經濟書中の白眉である。そこにはかの有名な北方經略論や南方植民發展論は未だ現はれてゐないが、彼の經濟論の基本をなす開物論は詳細に説かれてゐる。彼の遺子信昭（昇庵）が本書を安政六年、舊門人松本正義等と相議つて板本としたが、その跋文に昇庵が「吾家著す所の書殆ど數十種その最も力を盡す者、實にこの編に在り」（原漢文）といつてゐるのも、言を誣ふるものではない。

信淵は「經濟とは國土を經緯し、蒼生を濟救するの義なり」とこの書の劈頭に喝破し、國土のあるところ必ず物産がある。仁君はこの物産を大いに開發して、人民を救濟する。故に國土に如何なる物産があるかを明かにすることは、最も重要であり、また天地の神意を奉戴することになると考へた。彼はこれを創業と名づけ、開物の業を創むると解釋した。

彼が第三卷以下に詳説する物産の品目を挙げれば、美玉・寶石・美石・丹青・擬玉・七金・金鏤・金器・藥石・雜石・磁器・造石・硝鹽・鹵石・流礬・土器・土砂・百穀・諸菜・百菓・造醴・諸糕・諸糸・衣服・染料・藥物・諸油・脂膏・諸紙・茶苑・材木・雜器・漆器・筵席・雜産・薪炭・名花・漁撈・畜魚・家禽・野禽・家獸・野獸・水獸・割調（料理のこと）・脂膏・皮革・羽毛・骨角・藥物・玩物・雜産の諸項目に互つてゐる。勿論その説くところ誤りなしとはいへないが、その博物百科の學を博搜して、立論の基礎となした點は、當時一般の經濟論者が抽象的にのみ論じてゐたのとは、その撰を異にすることは認められよう。又さうした具體的な富國策を要求して來た幕末の時代的反映も認められる。

勿論信淵の開物論は、それだけでは珍しいものではない。

儒教の地力無靈藏論に基づくことは明かである。彼が國學殊に平田篤胤の影響を受けて、産靈太神を引用して説明してゐるが、思想そのものは儒教の系統を追ふものであり、従つて同じやうな議論が儒者の經濟論、例へば太宰春臺などの書いたものにも發見出来る。ただそれらよりも遙かに具體的であり、系統的である點に特徴がみられる。

由來日本の學者の述作が動もすれば、散漫であり、又外國學者の紹介的なものに止まり、大きな體系的創作に乏しい。殊に江戸時代の學者にあつて、その弊が大である。その中にあつて、ひとり信淵がとにかく體系的なものをもつてゐたといふことは、われわれにとつても大いに心強く感ぜられる。殊にその海外發展論



や経済統制論は、現在の時局に際し特に新しき意味を見出だすことが出来よう。「経済要録」はむしろそれらの基礎理論に相應するものである。

(昭和十七年三月三十一日)



## 圖 南 の 夢

一

人間は夢をみる動物である。實行出来るか出来ないか解らないやうなことを考へて、あるひは楽しみ、あるひは悲しみ、あるひは恐れる。寢てみる夢は他の動物もみるのかも知れないが、絶えず胸中に抱く夢は人間だけのものらしい。その日その日の苦痛も、その夢に依つて慰藉され、鼓舞される。永久に明日の日を追ふて生涯を終るのが人間である。夢を失つたら人間は淋しいものであらう。

夢にも大小高低、その人に依つてさまざまである。明日は病氣がよくなるだらうとか、何時かは金持になれるだらうとか、大臣・大將になれるだらうとかいふやうな俗的な夢もある。又一身一家を離れて、社會改革とか、世界統一とかを夢みる者もあらう。ある人にとつて夢であることも、他の人にとつては夢ではないこともあるが、凡そその人の現實の狀態から遠く離れたことを考へてゐる場合に、これを夢だといふ。それが時に依つて、その人の希望であり、理想であり、又空想である場合もある。

現實を離れて濫りに空しい夢のみ耽つてゐることは決してよいことではない。時にはそれが自慰とな



り、儉安となつて、人の嘲りを受けることも少なくはない。だが夢のない人間ほど淋しい者はない。假令卑俗な夢でも、夢をもつ限り、希望が生まれ、醜惡な現實のうちにも一道の光明を發見し得る。

夢は現實を遠く離れたものである。だが夢は全然現實を無視するものではない。現實のうちから作り上げたられものである。空中を飛ぶといふ夢は鳥などの飛んでゐる現實から出發する。鳥ならざる人間にとつて空想であり、夢であつたに過ぎない。その者にとつて不可能であるといふ前提においてのみ夢であるに過ぎない。不可能であると思つてゐたことが可能になれば、夢は最早夢でなくなる。突然豫期せぬことから不可能が可能になつた場合、人は夢のやうだといふ。貧乏人が金を拾つて大金持になつた。大金を拾ふといふことは、先づ不可能なことである。しかしあり得ぬことではない。だが大金を拾ふことばかりを夢みて何もせずにおれば、それは痴人である。夢はあり得ぬことではない。あり得ることである。極めて稀にのみあり得ることを夢といふのである。その點において、夢は現實に即してゐるといふことさへ出來る。

その昔天正の頃、南洋方面に發展した日本人がどんな夢をもつて宋・安南・暹羅に發展していつたのか、今さらそれを知る由もないが、今からみれば極めて貧弱な船舶に依つて、はるばる萬里の波濤を超えて、常夏の國を訪れた人人の胸中には多くの夢がひそんでゐたことと思ふ。勿論それは甘い夢ばかりではなかつたらう。苦しいうちに僅かな光明をたよりにしたものもあつたらう。山田長政・濱田彌兵衛・原田孫七郎など、それぞれ違つた動機から異なつた夢をもつて出かけたに違ひない。その當時最も大きな夢を抱いてゐたのは、

恐らく豊太閤であつたらう。すでに天正十五年（一五八七年）佐佐成政討伐宣言書中にも、唐南蠻をも從屬せしめんとする旨を述べてゐる。しかし當時わが國における臣下として最高の地位と權勢とを有してゐた秀吉を以つてしても、なほこのことは彼の夢に過ぎなかつた。時人をして「大早計」と斷定せしめたのである。大東亞の建設は當時なほ一般には可能と考へられなかつたのである。秀吉が何故そんな夢をもつやうになつたのか。當時渡來して來たポルトガル人やスペイン人の宣教師などから與へられた世界的知識も、その夢の一因となつたかも知れない。又彼が國內平定の戰爭において、自己の戰術に多大の自信を得た結果かも知れないが、それらは遂に現實化されぬ夢と終つた。秀吉とは全く違つた夢をもつた家康に依つて、圖南の夢はうすらがざるを得なかつたのである。

## 二

## 圖南の夢

幕末から明治にかけて、南方への日本人の夢は再び起り始めた。桃源の夢を破られた日本人は新しい刺戟に依つて、新しい夢をもち始めたのである。佐藤信淵は夢の多い男であつた。大きな經國濟民の夢をもちながら、彼は一學究としてその生涯を過ごすことを餘儀なくされたのであつた。その南方經略論も單なる軍事的攻略以上には出てゐない。明治になつてから南方發展論は一部ではあつたが、相當熱心に強く主張された。近頃頗る有名になつた菅沼貞風を始め、自由主義經濟論者であつた田口鼎軒、地理學者として著名であつた